

～港町の歴史と文化を活かした、人が訪れやすく回遊しやすいまちづくり～

敦賀市中心市街地活性化基本計画

(平成21年12月～平成27年3月)

福井県 敦賀市

平成21年12月

(平成21年12月7日 認定)

(平成22年3月23日 変更)

(平成23年3月31日 変更)

(平成23年7月7日 変更)

(平成25年3月29日 変更)

目 次

○基本計画の名称	1
○作成主体	1
○計画期間	1
1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針	1
[1] 敦賀市の概要	1
[2] 中心市街地の概況	3
[3] 旧中心市街地活性化基本計画の検証	30
[4] 敦賀市中心市街地の課題整理	38
[5] 中心市街地の活性化に関する基本的な方針	40
2. 中心市街地の位置及び区域	44
[1] 位置	44
[2] 区域	45
[3] 中心市街地要件に適合していることの説明	46
3. 中心市街地の活性化の目標	51
[1] 中心市街地活性化の目標	51
[2] 計画期間の考え方	51
[3] 目標達成に向けた事業展開の方向性	52
[4] 数値目標	55
4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用 に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項	78
[1] 市街地の整備改善の必要性	78
[2] 具体的事業の内容	80
5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項	92
[1] 都市福利施設を整備の必要性	92
[2] 具体的事業の内容	93
6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の 供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための 事業等に関する事項	96
[1] 街なか居住の推進の必要性	96
[2] 具体的事業の内容	97

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の商業の活性化 のための事業及び措置に関する事項	99
[1] 商業の活性化の必要性	99
[2] 具体的事業の内容	100
8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項	112
[1] 公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性	112
[2] 具体的事業の内容	113
◇4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所	115
9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項	116
[1] 市町村の推進体制の整備等	116
[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項	120
[3] 基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進	123
10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項	124
[1] 都市機能の集積の促進の考え方	124
[2] 都市計画手法の活用	125
[3] 都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等	126
[4] 都市機能の集積のための事業等	127
11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項	128
[1] 基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項	128
[2] 都市計画との調和等	130
[3] その他の事項	130
12. 認定基準に適合していることの説明	131

- 基本計画の名称：敦賀市中心市街地活性化基本計画
- 作成主体：福井県敦賀市
- 計画期間：平成 21 年 12 月から平成 27 年 3 月まで

1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

[1] 敦賀市の概要

(1) 位置・気候

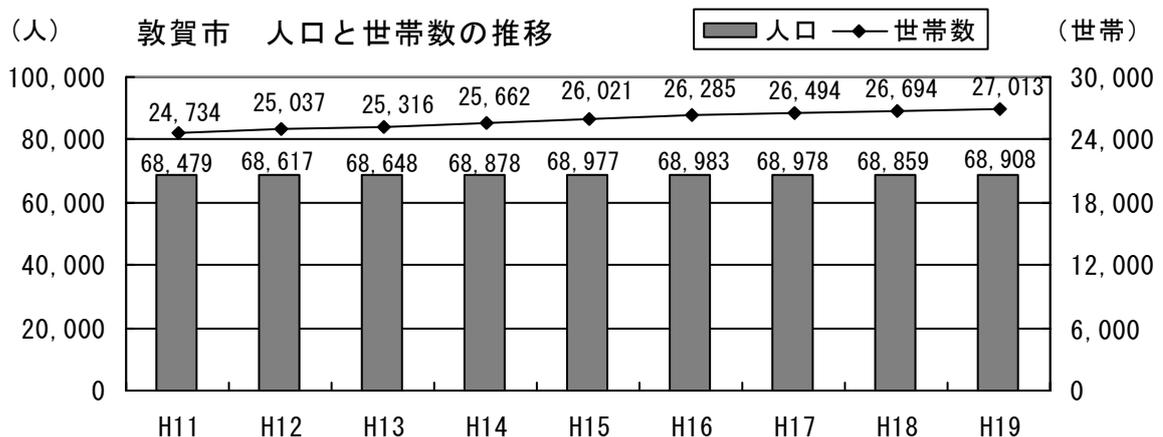
敦賀市は、福井県の中央部に位置する都市であり、その市域は東西約 14km、南北約 26km、面積約 250.75 平方 km である。市域の北部は日本海に面し、若狭湾に張り出た敦賀半島とその東側の海岸線によって敦賀湾を形成している。

中心的な市街地は、深く湾入した敦賀湾の最奥部に形成されており、その背後には緑豊かな山林が市街地を囲むように連なっている。



(2) 人口

人口、世帯数ともに増加傾向が続いており、平成 19 年時点で人口が約 68,900 人、世帯数が約 27,000 世帯となっている。



資料：各年住民基本台帳

(3) 産業

天然の良港により、古くから大陸との交流や北前船の寄港地として栄えてきたことから、明治期には第一種重要港湾である国営 4 港の一つに位置付けられ、ウラジオストクへの定期航路や欧亜国際連絡列車（東京から敦賀を経由し、シベリア鉄道を経由して欧州へと連絡する国際列車）が走るなど、交通の要衝として発展してきている。

現在も、重要港湾である敦賀港には定期コンテナ船をはじめとする外国船が出入りしており、セメント、木材加工などの港湾を活用した産業が発展を続けている。

また、その立地条件を活かして工業誘致に取り組んだ結果、東洋紡績敦賀工場や原子力発電所等が立地する工業地域としても発展している。

(4) 観光

敦賀市は、特急列車で大阪と名古屋から概ね1時間30分、京都からは約1時間で連絡されており、太平洋側の大都市地域に最も近い日本海側の都市となっている。このことから、京阪神及び中京からの観光客にとって、日本海の自然に触れることのできる身近な存在となっている。また海の幸を求める多くの観光客の訪れる都市として、今後も大きな役割が期待されている。

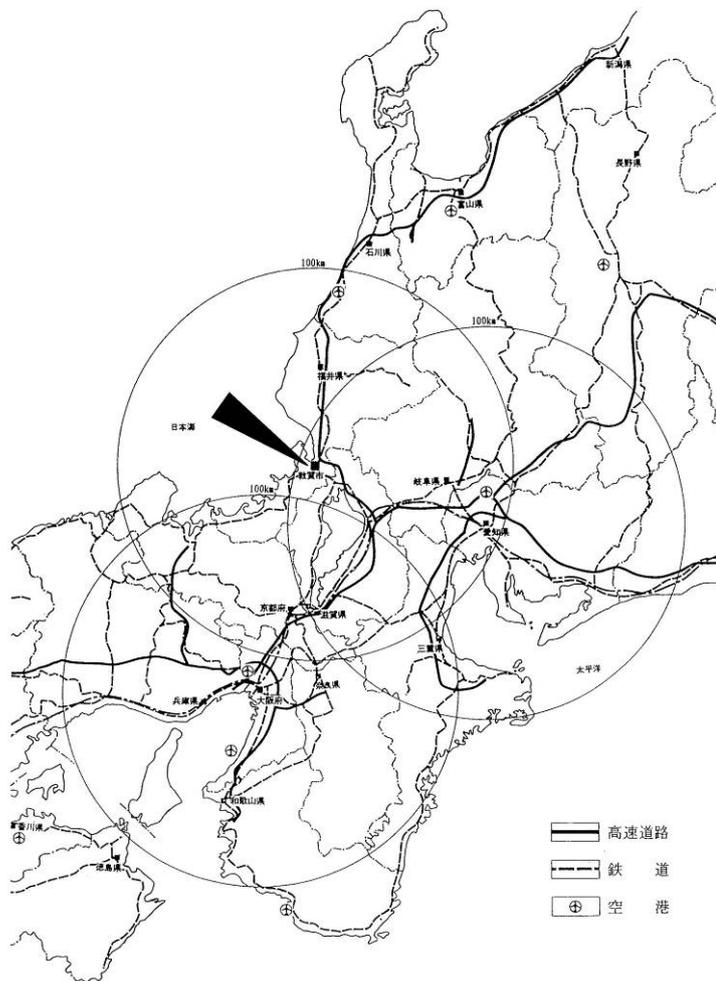
さらに、北陸道総鎮守・越前国一宮である氣比神宮、日本三大木造大鳥居のひとつである氣比神宮大鳥居、日本三大松原のひとつである氣比の松原といった数々の観光資源も有している。

(5) 交通

古くから大陸との交易港や北前船の寄港地として栄えるとともに、畿内と北陸を結ぶ北陸街道が通る交通の要衝として栄えた。現在も、敦賀港にはフェリー定期航路やコンテナ船航路が開設されているなど、重要港湾として位置付けられている。

鉄道の面では、JR北陸本線、湖西線、小浜線がJR敦賀駅に乗り入れており、京阪神及び中京の大都市地域や丹後・山陰地域と北陸地域を結ぶ交通結節拠点となっている。また、平成18年10月には大阪・京都方面から敦賀までのJR北陸本線・湖西線直流化に伴い、新快速電車の直接乗り入れが可能になり、京阪神大都市地域とのつながりが一段と強化された。

道路の面においても、北陸自動車道や国道8号といった大阪・京都方面や名古屋方面と北陸方面を連絡する広域道路網が整備されているほか、舞鶴若狭自動車道の整備が現在進行中であるなど、日本海側の交通の要衝として発展している。

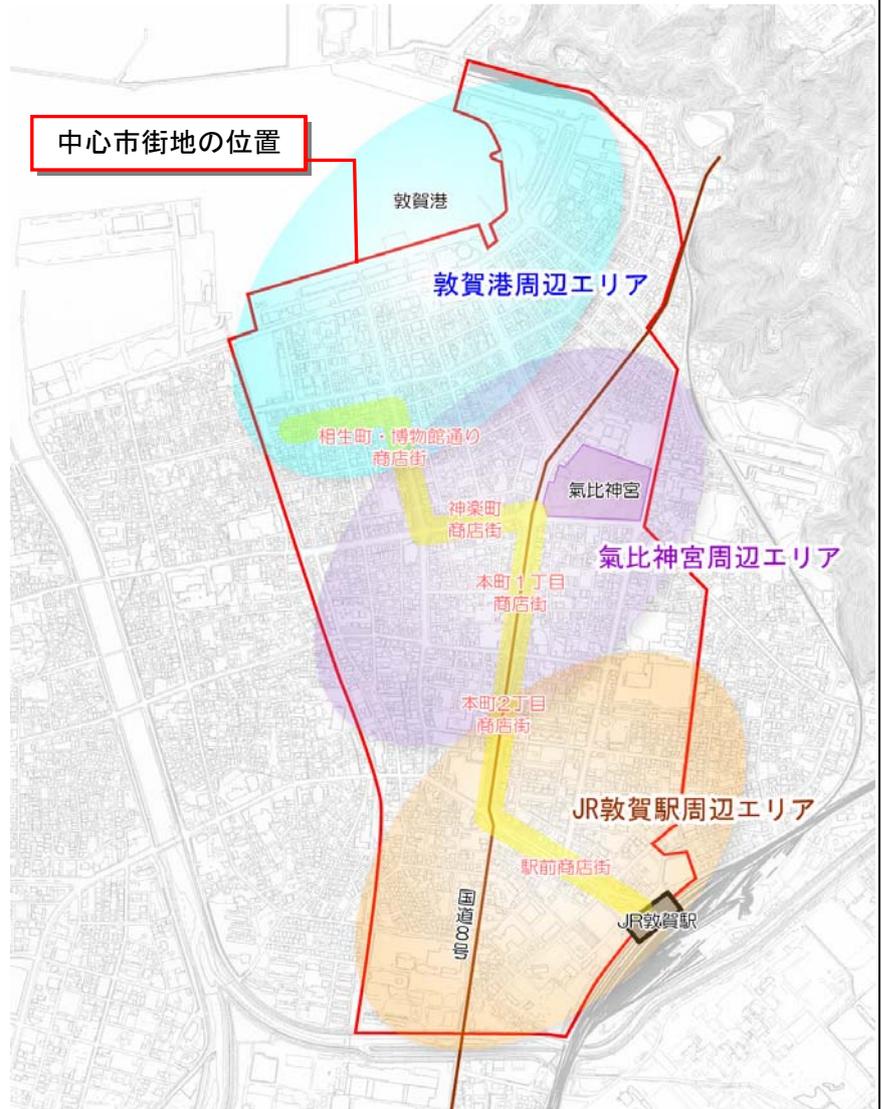


[2] 中心市街地の概況

(1) 位置

敦賀市の中心市街地は、都市構造的な特徴として、敦賀市の玄関であると同時に公共施設や商業施設が集積する「JR敦賀駅周辺」、門前町として栄えた「氣比神宮周辺」、港町として栄えた「敦賀港周辺」という「3つのエリア」がある。それらを結ぶように戦災復興計画で拡幅された道路が中心市街地を背骨のように延びている。

さらに、3つのエリアを連絡するようにアーケードで結ばれた5つの商店街（駅前通り、本町1丁目、本町2丁目、神楽町、相生町・博物館通り）が連続して形成されている。市街地の各所には、史跡・旧跡が分布しているとともに、様々な都市機能が集積しており、古くから「敦賀の顔」として発展してきた地域である。



(2) 歴史的背景

敦賀市は、天然の入り江を持った良港を中心として古くから栄えており、奈良・平安時代には渤海国の賓客を迎える迎賓館「松原客館」が置かれるなど、国際的な交流拠点としての役割を果たしていた。また、702年に建立された北陸道総鎮守・越前国一宮である氣比神宮の「門前町」としても栄えてきた。

中世以降は、江戸時代に北前船が寄港する「港町」として発展し、人・物・情報・文化の交流拠点として賑わいを見せた。さらに明治期に入ると、港町としての重要性はますます高まり、横浜・神戸・関門とともに「国営4港の一つ」に位置付けられ、全国的にも重要な港湾都市としての役割を担った。

また、明治期末から大正期にかけては、東京～横浜間、大津～神戸間に続いて、全

国3番目となる鉄道が長浜～敦賀間に開通した。さらに、ウラジオストクとの定期航路が開設されるとともに、欧亜国際連絡列車が運行されるようになったことから、「鉄道の要衝」としても重要な役割を担うようになり、他の港湾都市にはない複層的かつ国際的な役割を果たしながら大きく発展した。

戦後、戦災のあった中心市街地の復興計画（戦災復興計画）を実施し、土地区画整理事業によって都市基盤の整備を行い、現在の中心市街地の基盤が整えられた。

近代以降は、太平洋側の港湾都市の発展、陸上交通や航空網の発達等の急速な進展に伴い、敦賀市の港町としての位置付けや機能は縮小したが、日本海側に開けた港湾都市としての立地条件を活かした工業誘致に取り組み、東洋紡績敦賀工場や原子力発電所等が立地する、工業都市並びにエネルギー都市としての一面も併せ持っている。



敦賀市戦災復興計画

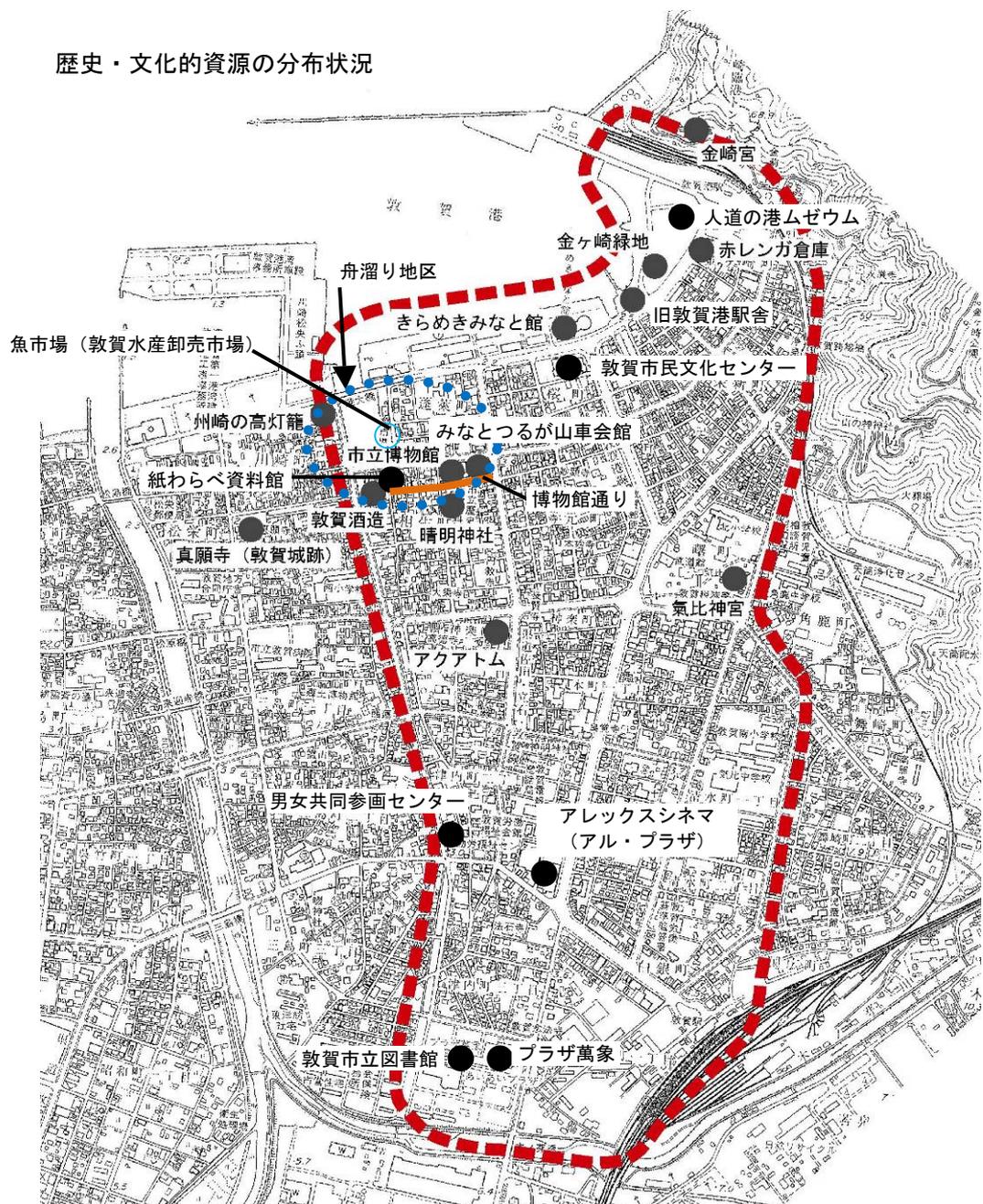
資料：都市計画課調

(3) 地域資源のストック状況

1) 歴史・文化的資源

古くから発展してきた市街地は、氣比神宮から敦賀港にかけて形成されていたことから、金崎宮、旧敦賀港駅舎、赤レンガ倉庫、旧大和田銀行（現市立博物館）、町屋を改修した紙わらべ資料館といった歴史・文化的資源が、中心市街地の北西部に集積している。特に、朝市が開かれている「博物館通り」から「魚市場（敦賀水産卸売市場）」にかけて広がる「舟溜り地区」には、創業400年の歴史を誇る歴史的町家建築物「敦賀酒造」や昭和初期の貴重な近代的建築物、高灯籠等、港町として栄えたことを今に伝える資源が数多く残されている。また、「舟溜り地区」では、住民が主体となった景観まちづくり活動が進められているとともに、まちづくりの拠点となる「敦賀酒造」の酒蔵の活用が検討されており、新たなまちづくりの進展が期待されている。

歴史・文化的資源の分布状況

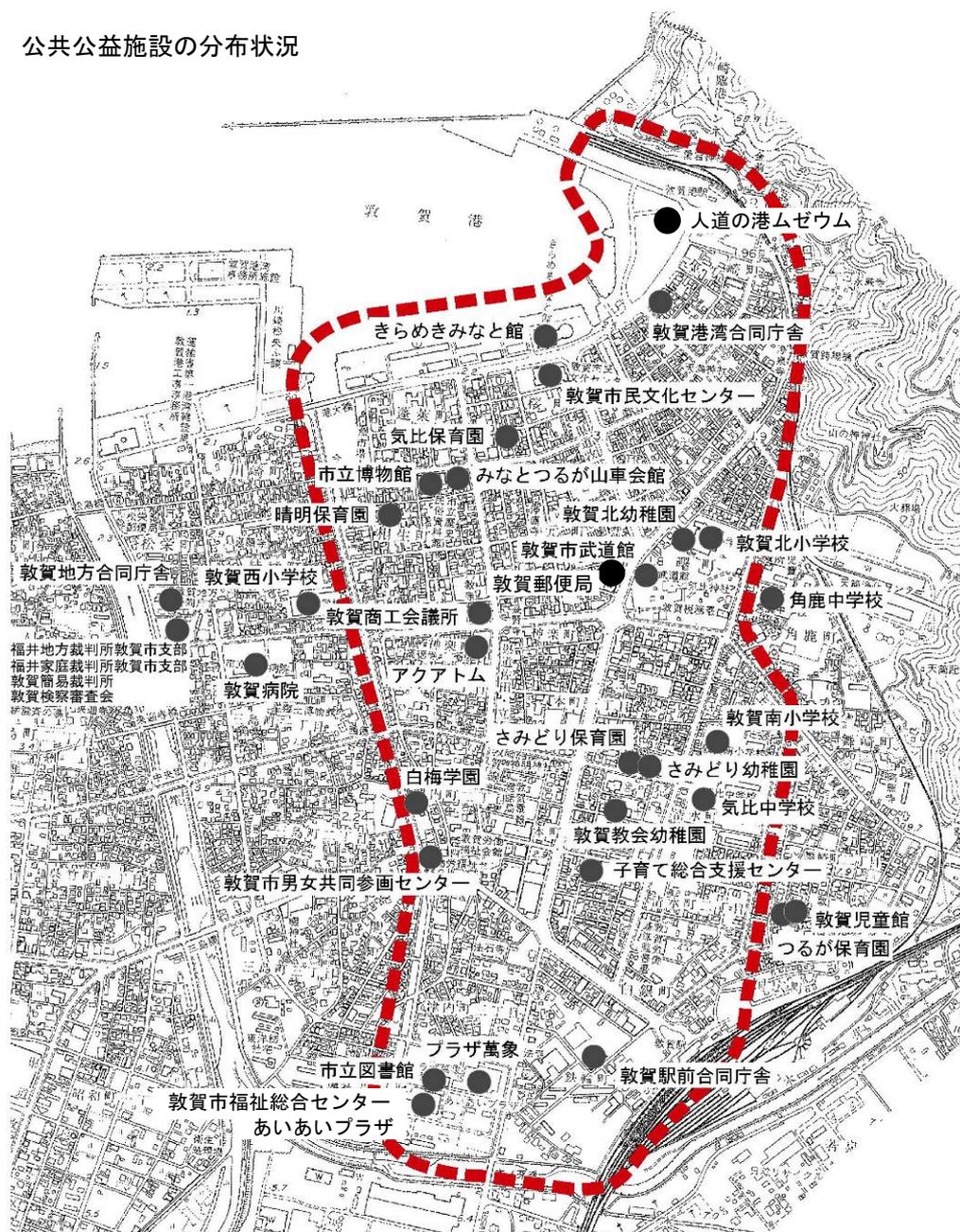


2) 公共公益施設

公共公益施設については、駅前に敦賀駅前合同庁舎、港に敦賀港湾合同庁舎が立地している他、福祉施設として敦賀市福祉総合センターあいあいプラザ、子育て総合支援センター、男女共同参画センターが立地するなど、中心市街地及びその周辺に集積しており、数多くの市民に利用されている。

また、文教施設として気比中学校、敦賀南小学校、敦賀北小学校といった学校施設のほか、きらめきみなと館、敦賀市民文化センター、プラザ萬象、市立図書館、みなとつるが山車会館、アクアトムなど、市民だけではなく、観光客の利用もみられる施設が集積している。なお、敦賀商工会議所も、中心市街地内に立地している。

公共公益施設の分布状況



3) 伝統行事

① 敦賀まつり（けいさんまつり）

敦賀まつりは、毎年9月2日から氣比神宮を中心に行われており、古くから市民に「けいさんまつり」の愛称で親しまれている。

本来は、氣比神宮境内で行われる「氣比神宮例祭」がけいさんまつりであり、9月2日から15日まで行われ、氣比の長祭として有名である。



また、中心市街地内の各商店街で開催される商工祭が「つるがまつり」と区別されて行われていたが、現在では、市民総出で行われるひとつの大きなまつりとして認識されてきている。戦国絵巻を表現した6基の山車が市内を練り歩くほか、境内周辺には露天商が軒を列ね、祭りの期間中は北陸一帯はもとより京都、大阪、滋賀、愛知等、各府県からの参拝者も多く、北陸の歴史的年中行事として有名である。

② 花換えまつり（金崎宮・金ヶ崎城跡）

金ヶ崎へ桜見物に訪れた男女が「花換えましょう」と声を掛け合い、互いの桜の小枝を交換して思いを伝えあったという言い伝えを今に届けるロマンチックな祭りであり、「花換え」をしたカップルは将来幸せに恵まれると言われていたことから、毎年大勢の若者が訪れている。



この祭りが行われている金崎宮がある金ヶ崎城跡は、南北朝時代には、後醍醐天皇の2人の皇子である恒良、尊良親王を守護した新田義貞が足利軍と戦った古戦場であり、戦国時代には、織田信長の越前朝倉攻めの折、窮地を救った豊臣秀吉の殿の地としても知られ、国の史跡に指定されている。

③ 敦賀西町の綱引き

400年以上前から伝承されてきた冬の敦賀の民俗行事で、国の重要無形民俗文化財に指定されている。

老若男女が「夷子（えびす）」「大黒」二つの組に分かれて繰り広げる大綱引き大会であり、夷子側が勝てばその年は豊漁、大黒側に軍配が上がれば豊作という予祝行事である。



4) 観光資源

① 氣比神宮

中心市街地の中央に位置し、市民に「けいさん」の愛称で親しまれる氣比神宮は、大宝2(702)年の建立と伝えられており、7柱のご祭神をまつる北陸道総鎮守である。明治時代に官幣大社となった日本有数の名神大社である。

高さ11mの大鳥居は、春日大社(奈良県)・厳島神社(広島県)と並ぶ「日本三大木造大鳥居」の一つとして数えられており、国の重要文化財に指定されている。

元禄2年8月には松尾芭蕉が訪れ、境内には松尾芭蕉の像と句碑があり、芭蕉のゆかりの地でもある。

また、前項でも記載した市民総出の敦賀まつりがこの氣比神宮の門前を中心に行われ、祭りの舞台として、あるいは市民の心の拠り所として大きな存在となっている。



② 旧敦賀港駅舎

旧敦賀港駅舎は、かつて金ヶ崎の鉄道棧橋にあった駅を模して平成11年(1999年)に敦賀港開港100周年を記念して再現されたものである。

明治45年6月から欧亜国際連絡列車が発着し、敦賀港とウラジオストクとの定期航路を介し、シベリア鉄道を経由して、ベルリンやパリ、ロンドンなどとの間に多くの人々や文化を運ぶ役割を担っていた。

平成21年3月には、市民から寄せられた資料や模型、パネル等を展示し、敦賀の歴史や港についての歴史を学べる鉄道資料館が開館した。



③ 敦賀市立博物館

昭和2年に完成した旧大和田銀行を活用した、敦賀の歴史や民俗、美術に関する資料が展示された博物館である。建物は郷土の偉人である大和田荘七が建てたもので、港町の風情が残る舟溜り地区に立地している。当時の敦賀港の繁栄を象徴する豪華なつくりで、北陸最初のエレベーターも設けられていた。地下には、当時レストランとして機能していた名残が残っており、現在国の重要文化財の指定を目指している。



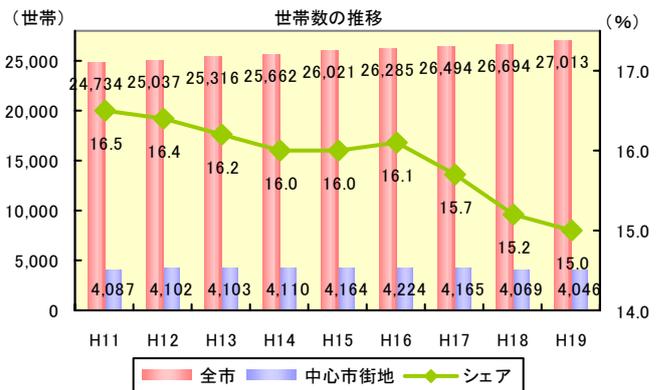
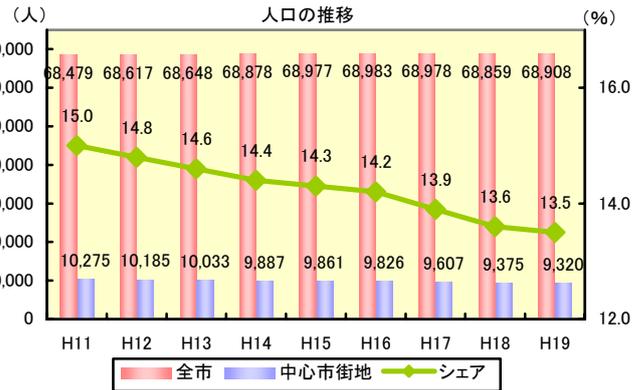
(4) データから見た中心市街地の現状

1) 人口・世帯数の状況

人口は、市全体では平成 16 年の 68,983 人をピークに頭打ち傾向にある中で、中心市街地では減少傾向が続いている。平成 17～18 年の老朽化した市営住宅の取り壊しなどによる人口減少もあり、平成 19 年時点の中心市街地人口は 9,320 人となっている。また、市全体に占める割合も 13.5%まで落ち込んでいる。

世帯数は、市全体では増加傾向が続いているが、中心市街地では平成 16 年をピークに微減傾向に転じており、平成 19 年時点で 4,046 世帯となっている。

世帯人員（平成 19 年時点）は、市全体では 2.6 人、中心市街地では 2.3 人であり、中心市街地で核家族化が比較的進んでいる状況がみられる。



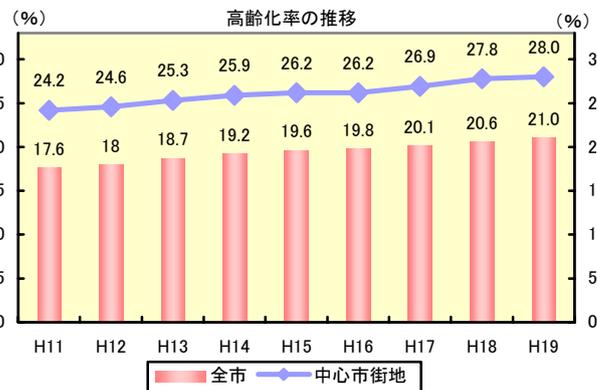
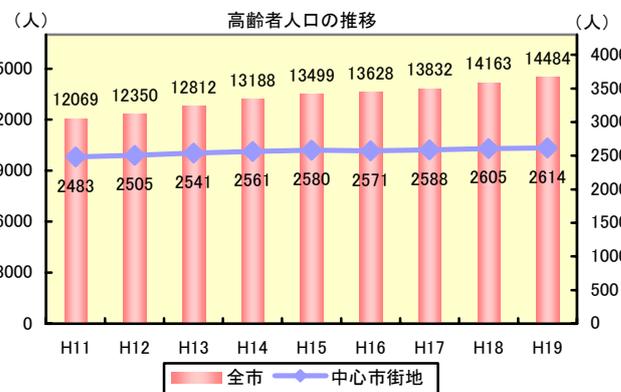
資料：各年住民基本台帳調（各年3月末現在）

2) 高齢者人口の状況

高齢者人口は、市全体では年々増加傾向にあるが、中心市街地では、ほぼ横ばいの状況である。

高齢化率は、市全体、中心市街地ともに増加傾向となっているが、平成 19 年時点では市全体の 21.0%と比較して中心市街地は 28.0%と高齢化率が高い。

先の人口・世帯数の状況を踏まえると、世帯分離が進み、中心市街地から郊外の新市街地へ若年世帯の転出が進んだ結果、小規模な高齢世帯の割合が増加している様子がうかがえる。



資料：各年住民基本台帳調（各年3月末現在）

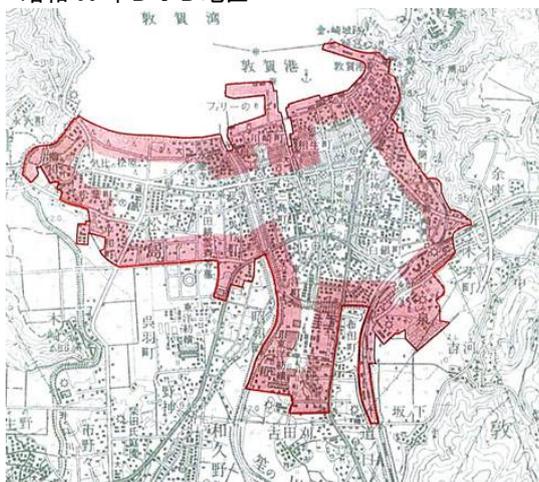
3) 人口密度の状況

昭和 60 年と平成 17 年の人口集中地区（D I D 地区）を比べてみると、宅地開発やロードサイド型商業施設等の立地が進む市城南西部に大きく拡大している一方で、人口密度が低下していることから、中心市街地の空洞化が進行している様子がうかがえる。

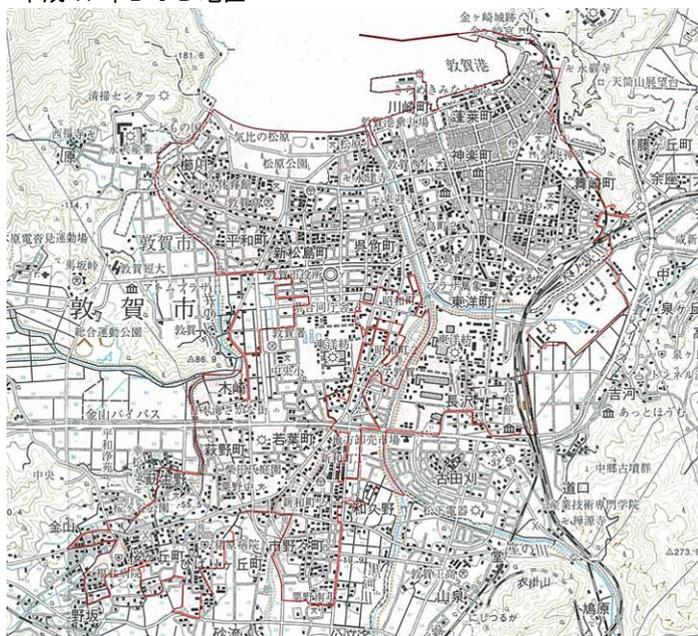
	人口（人）	面積（k m ² ）	人口密度（人/Km ² ）	全市人口（人）	DID 人口/全市人口
昭和 60 年	32,385	6.5	4,982.3	65,670	0.493
平成 2 年	39,796	8.6	4,627.4	68,041	0.585
平成 7 年	42,908	9.8	4,378.4	67,204	0.638
平成 12 年	43,118	10.4	4,146.0	68,145	0.633
平成 17 年	44,729	11.2	3,993.7	68,402	0.654

資料：各年国勢調査

昭和 60 年 D I D 地区



平成 17 年 D I D 地区



■ D I D 地区（人口集中地区）

市区町村で、人口密度が高い地区（原則として人口密度が 4,000 人/k m²以上）が隣接し、その人口が 5,000 人以上となる地域

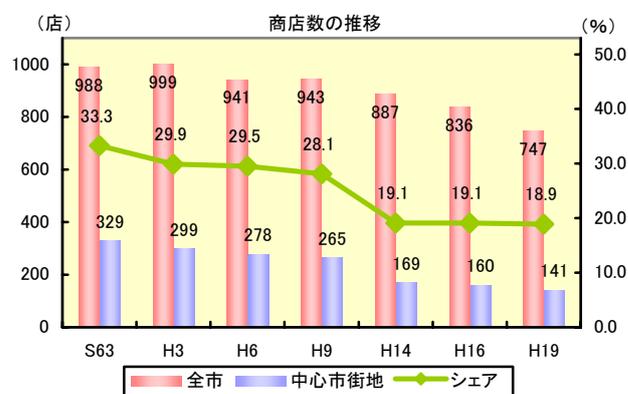
4) 商業活動の状況

中心市街地には、駅から港周辺にかけて整備されたアーケード沿いに5つの商店街（駅前通り、本町1丁目、本町2丁目、神楽町、相生町・博物館通り）が連続して形成されている。しかし、近年では市城南西部の国道27号や木崎通りの沿道においてロードサイド型の商業施設の立地が進んだことから、既存の商店街の衰退がみられる。



① 商店数

市全体では、平成19年時点で747件となっており、昭和63年の商店数の約4分の3に減少している。また、中心市街地の商店数は、平成19年時点で141件となっており、昭和63年の商店数の約4割に減少している。これに伴い、市全体に占める割合も平成19年時点で18.9%と、昭和63年の33.3%から大幅に減少している。



資料：各年商業統計調査調

平成2年には、敦賀市役所近くに10,000㎡を超える大型店舗の「ポー・トン」が、平成6年には、国道27号沿いに、観光客向けの大型集客施設「日本海さかな街」がオープンし、さらに平成10年頃から、市の西部にある木崎通りや国道27号の沿道にロードサイド型商業施設の立地が顕著にみられるようになり、これと時期を合わせるように、中心市街地の商店数の減少が顕著になっている。

(件)

		S63	H3	H6	H9	H14	H16	H19
中心市街地内	相生町商店街	48	41	45	36	16	14	11
	神楽町1丁目商店街	49	47	45	47	36	32	33
	神楽町2丁目商店街	31	26	24	24	13	13	10
	本町1丁目商店街	58	56	49	39	29	27	21
	本町2丁目商店街	38	33	32	33	22	21	19
	白銀町平和堂付近	52	50	42	37	17	18	19
	駅前商店街	53	46	41	49	36	35	28
合計	329	299	278	265	169	160	141	
その他	ポー・トン		36	35	38	38	30	25
	日本海さかな街				32	28	29	32
	木崎周辺					29	40	42
	合計	0	36	35	70	95	99	99

② 従業員数

市全体では、平成14年の5,218人をピークに減少に転じており、平成19年時点で4,604人となっている。

中心市街地では、減少傾向が続いており、平成19年時点で815人となっている。また、市全体に占める割合も平成19年時点で17.7%と、昭和63年の30.5%から大幅に減少している。



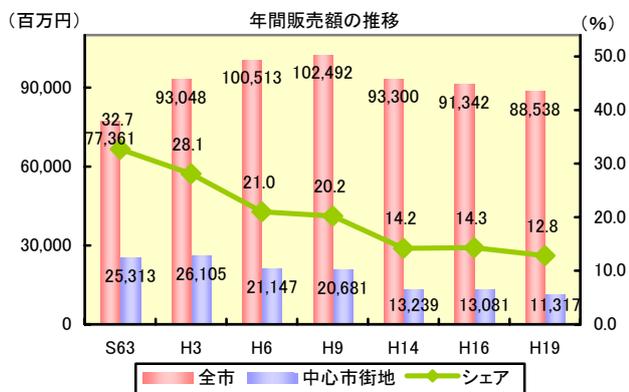
資料：各年商業統計調査調

		S63	H3	H6	H9	H14	H16	H19
中心市街地内	相生町商店街	199	163	161	141	51	46	40
	神楽町1丁目商店街	161	154	149	130	101	131	101
	神楽町2丁目商店街	104	89	87	71	37	39	25
	本町1丁目商店街	247	207	172	130	113	83	76
	本町2丁目商店街	108	87	76	171	100	114	67
	白銀町平和堂付近	335	333	313	314	378	399	436
	駅前商店街	253	217	181	218	134	123	70
	合計	1,407	1,250	1,139	1,175	914	935	815
その他	ポー・トン		266	253	249	262	227	192
	日本海さかな街				209	217	184	176
	木崎周辺					322	481	557
	合計		266	253	458	801	892	925

③ 年間販売額

市全体では、平成9年をピークに減少に転じており、平成19年時点で88,538百万円となっている。

中心市街地では、減少傾向が続いており、平成19年時点で11,317百万円となっている。また、市全体に占める割合も平成19年時点で12.8%と、昭和63年の32.7%から大幅に減少している。



資料：各年商業統計調査調

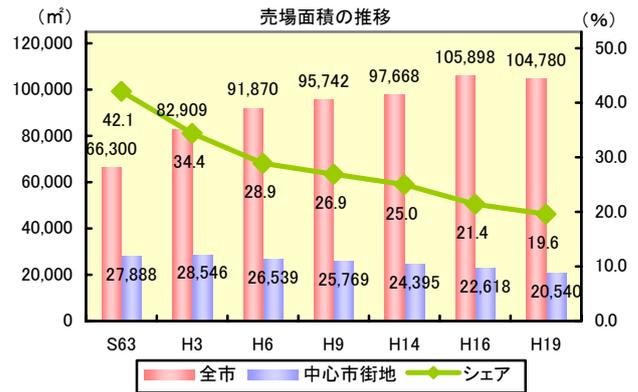
		S63	H3	H6	H9	H14	H16	H19
中心市街地内	相生町商店街	2,324	2,222	2,491	2,108	499	377	271
	神楽町1丁目商店街	2,105	2,771	2,338	1,751	898	1,126	742
	神楽町2丁目商店街	1,193	1,124	1,088	791	254	316	135
	本町1丁目商店街	5,359	4,192	2,305	1,797	1,209	961	726
	本町2丁目商店街	1,318	1,503	949	2,961	824	654	517
	白銀町平和堂付近	8,723	9,730	8,435	7,689	7,376	7,574	7,761
	駅前商店街	4,291	4,563	3,541	3,584	2,179	2,073	1,165
	合計	25,313	26,105	21,147	20,681	13,239	13,081	11,317
その他	ポー・トン		3,236	7,668	7,511	5,180	3,834	3,066
	日本海さかな街				3,751	3,387	3,033	2,545
	木崎周辺					9,633	12,238	13,679
	合計		3,236	7,668	11,262	18,200	19,105	19,290

④ 売場面積

市全体では、平成 16 年をピークに頭打ち傾向となっているが、平成 19 年時点で 104,780 m²、昭和 63 年の約 1.6 倍の売場面積に増加している。

中心市街地では、平成 12 年に平和堂が改築・増床し、映画館等も併せ持った大型店に生まれ変わり、売場面積を伸ばしたが、全体では平成 3 年をピークに減少傾向にあり、平成 19 年時点で 20,540 m²となっている。市全体に占める割合も平成 19 年時点で 19.6%と、昭和 63 年の 42.1%から大幅に減少している。

以上のことから、中心市街地以外での商業施設の出店が活発に行われている様子が見えてくる。

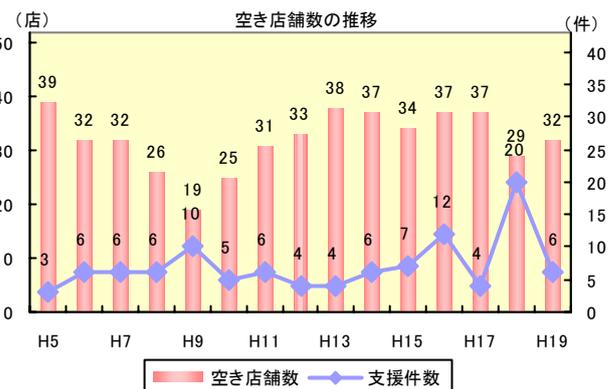


資料：各年商業統計調査調

	S63	H3	H6	H9	H14	H16	H19
中心市街地内	相生町商店街	3,919	3,178	3,013	3,090	2,184	1,386
	神楽町 1 丁目商店街	3,423	3,492	4,349	3,234	2,022	1,955
	神楽町 2 丁目商店街	1,216	1,653	1,141	1,395	557	390
	本町 1 丁目商店街	3,327	3,451	3,106	2,555	2,341	1,618
	本町 2 丁目商店街	1,598	1,611	1,527	2,387	1,043	794
	白銀町平和堂付近	9,368	9,961	9,039	8,784	12,998	12,702
	駅前商店街	5,037	5,200	4,364	4,324	3,250	2,994
合計	27,888	28,546	26,539	25,769	24,395	22,618	20,540
その他	ポー・トン	/	9,242	8,542	10,442	10,208	10,617
	日本海さかな街	/	/	/	3,748	2,447	2,822
	木崎周辺	/	/	/	/	9,714	13,449
	合計	/	9,242	8,542	14,190	22,369	26,888

⑤ 空き店舗数

中心市街地商店街の空き店舗解消に向けて、空き店舗を活用した創業・起業に対する支援（家賃や出店経費等に対する補助）を行っている。支援件数は年間 10 件以下の年が多いが、平成 18 年は J R 北陸本線・湖西線直流化開業にあわせた新規出店が多かったことから、支援件数は 20 件と急増し、空き店舗数も 29 件にまで減少した。



資料：港都つるが株

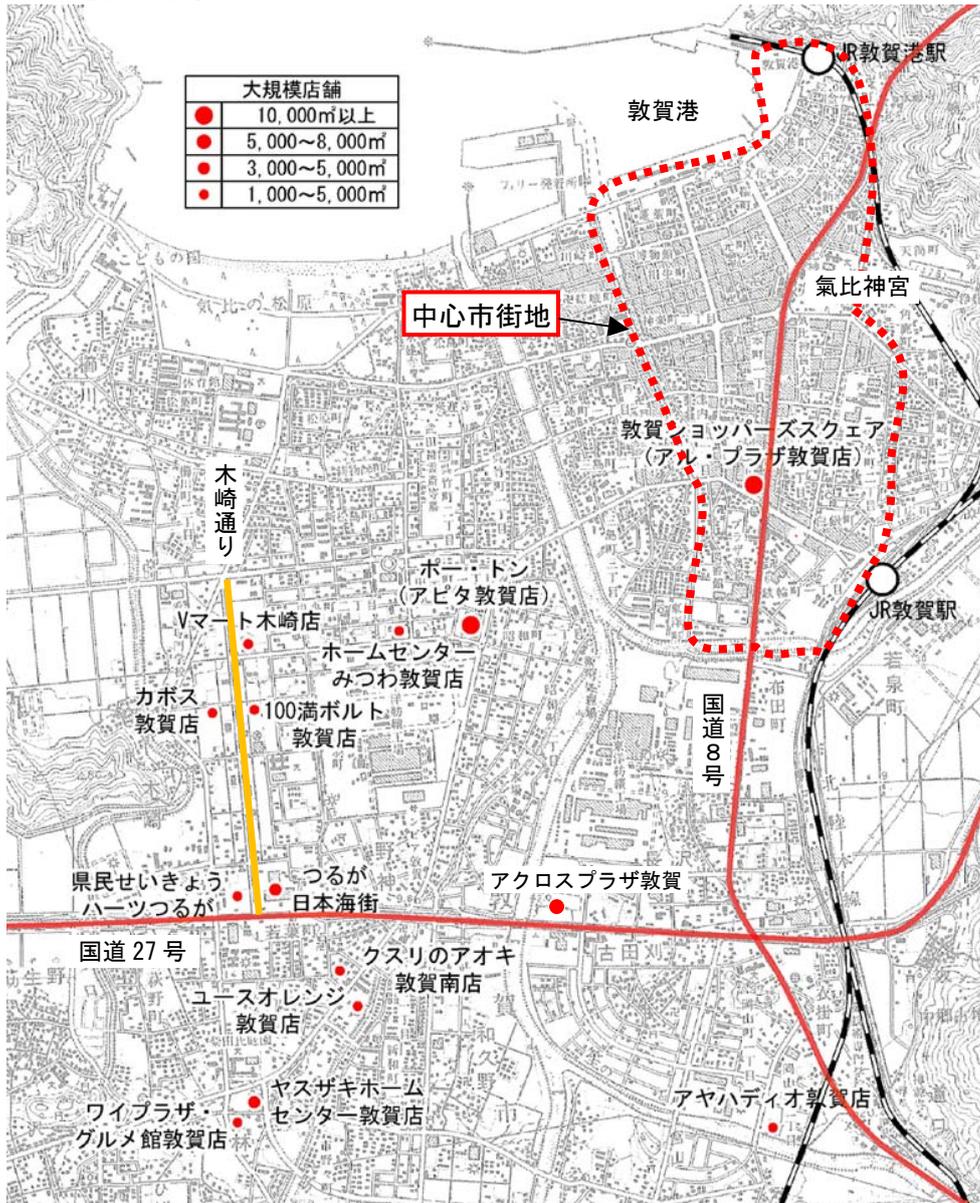
近年の空き店舗数はおおむね 30 件台で推移しているが、未だに空き店舗の解消には至っていない。この原因としては、所有者の意向により賃貸不可としている空き店舗があることや、店主の高齢化による空き店舗化が増加していることなどが考えられる。また、家賃等の補助がなくなると廃業してしまい、再び空き店舗になってしまうケースも見受けられる。

⑥ 大型店舗

敦賀市内には、現在 14 の大型店舗が立地している。そのうち売場面積が 10,000 m² 以上ある大規模な店舗は、中心市街地内に立地する「アル・プラザ敦賀店」(旧平和堂) と中心市街地の縁辺部に立地する「ポー・トン」の 2 店となっている。

その他の店舗は、いずれも売場面積が 5,000 m² 未満となっているが、その多くが平成 10 年頃から急速に増加しているロードサイド型の店舗形態であり、木崎通りや国道 27 号の沿道など、市の南西部に拡大した新市街地に集積している。

大型店舗の分布状況



5) 歩行者・自転車通行量

下図に示した3箇所の歩行者・自転車通行量合計の推移は、平日は回復傾向がみられるが、休日は減少傾向となっている。

調査地点別にみると、調査地点①の歩行者数は、平成12年のアル・プラザ敦賀店の改装・増床による買物客の増加、平成18年のJR北陸本線・湖西線直流化に伴う観光客の増加により回復傾向がみられていたが、平成20年には再び減少に転じている。

調査地点②は、増減を繰り返しながら緩やかに減少しており、駅や大型店の利用者増の効果が波及していない様子が見えがえる。

平成19年から調査を始めた調査地点③は、港町として栄えた面影が残る博物館通りの周辺であり、通行量は増加傾向となっている。



■歩行者・自転車通行量の推移

		H6	H9	H11	H17	H19	H20
平日	①白銀交差点	2,383	2,068	1,530	1,536	1,475	1,335
	②氣比神宮交差点	2,181	1,573	973	1,387	782	1,048
	③博物館付近交差点(東西)	(479)	(382)	(263)	(307)	84	250
	計	5,043	4,023	2,766	3,230	2,341	2,633
休日	①白銀交差点	2,543	2,493	1,648	(2,000)	2,352	1,610
	②氣比神宮交差点	1,281	1,603	1,336	1,038	973	1,102
	③博物館付近交差点(東西)	(207)	(222)	(162)	(165)	82	147
	計	4,031	4,318	3,146	3,203	3,407	2,859



※平成6年～平成17年については道路交通センサスを参照しており、調査時間が12時間となっているため、平成19年～平成20年の調査時間である10時間に換算し記載。

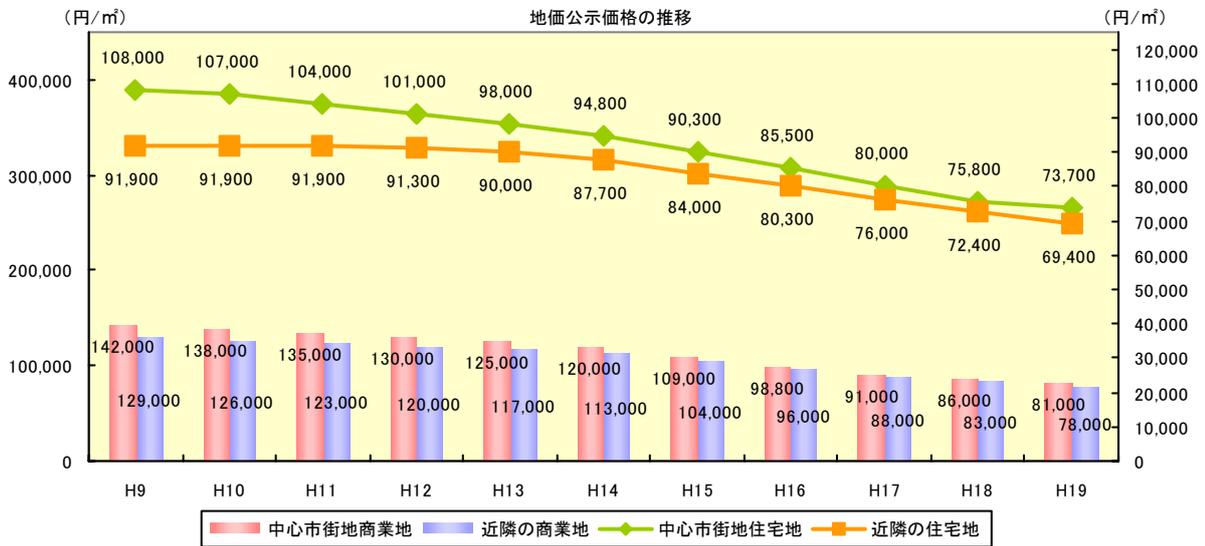
※調査地点③は平成19年調査開始

※調査地点①のH17データは、前後のデータから按分により推計した。

※()のデータは、平成20年の実績を踏まえた比率

6) 地価公示価格

中心市街地及びその近隣地区の地価公示価格は、いずれの調査地点も下落傾向となっている。中心市街地とその近隣地区の地価の下落率（平成9～19年）を比較すると、住宅地では中心市街地31.7%、近隣地区で24.4%、商業地では中心市街地42.9%、近隣地区39.5%の減少となっており、いずれも中心市街地の方が大きく下落している。



資料：国土交通省地価公示価格、都道府県地価調査調

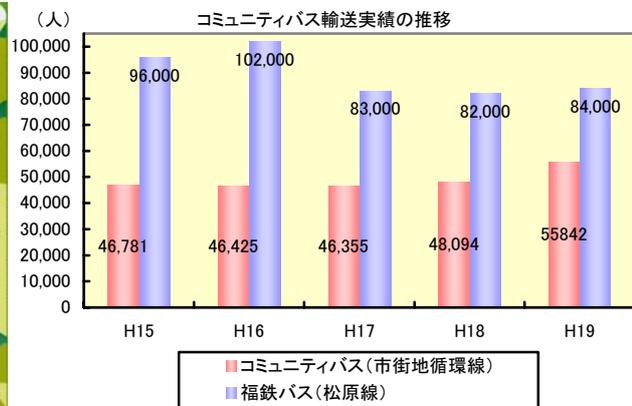
7) 公共交通機関

① コミュニティバス及び路線バス

本市では、敦賀駅を発着として5路線のコミュニティバスの運行を行っている。

路線バスは民間が運行しており、このうち松原線は敦賀駅から国道8号を通り、氣比神宮、神楽町商店街を結ぶ中心市街地の大動脈を通る路線となっている。

コミュニティバスは、わずかながら利用者が増加してきており、民間のバス路線は年によってバラつきはあるものの、80,000人以上の利用がある。



資料：敦賀市政策推進課調

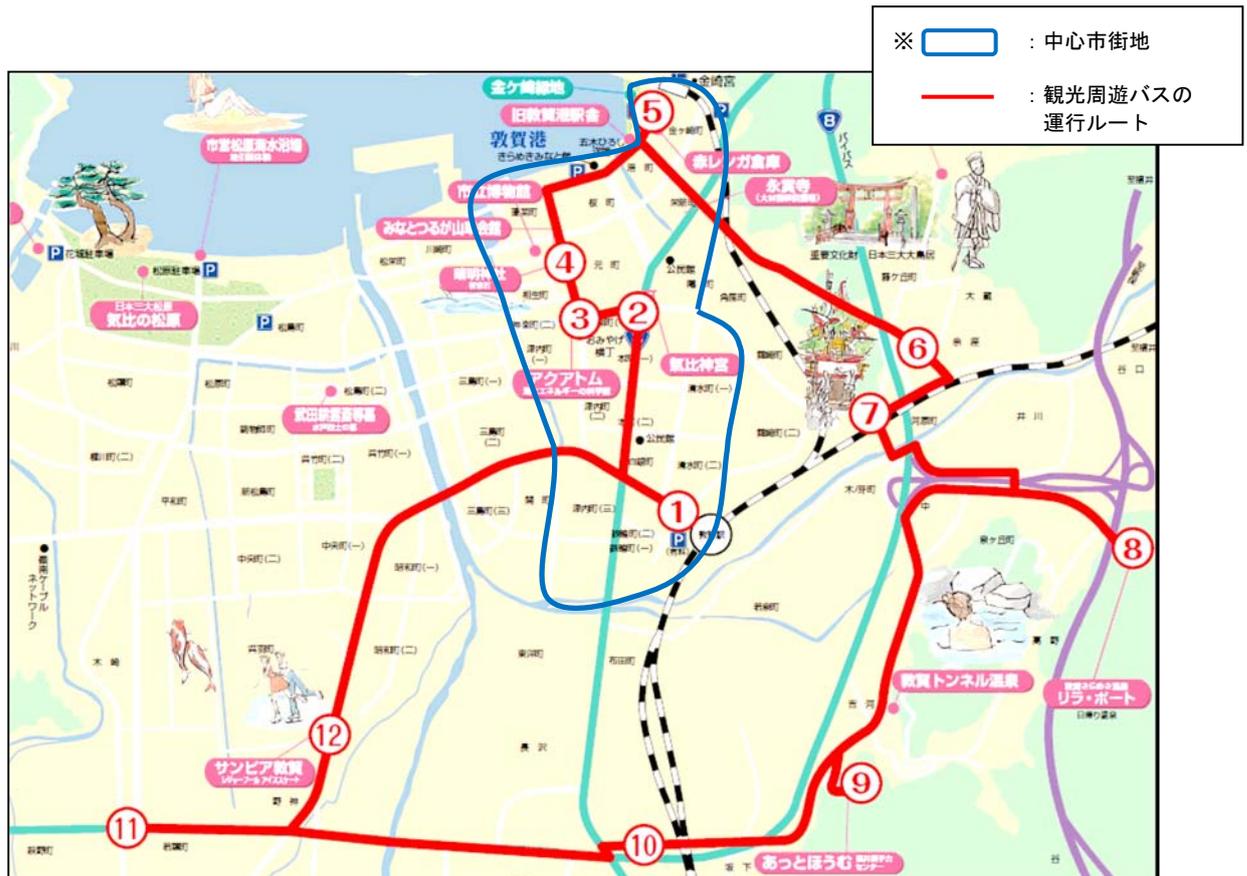
※ : 中心市街地
 : 福鉄バスの運行ルート

② 観光周遊バス（ぐるっと敦賀周遊バス）

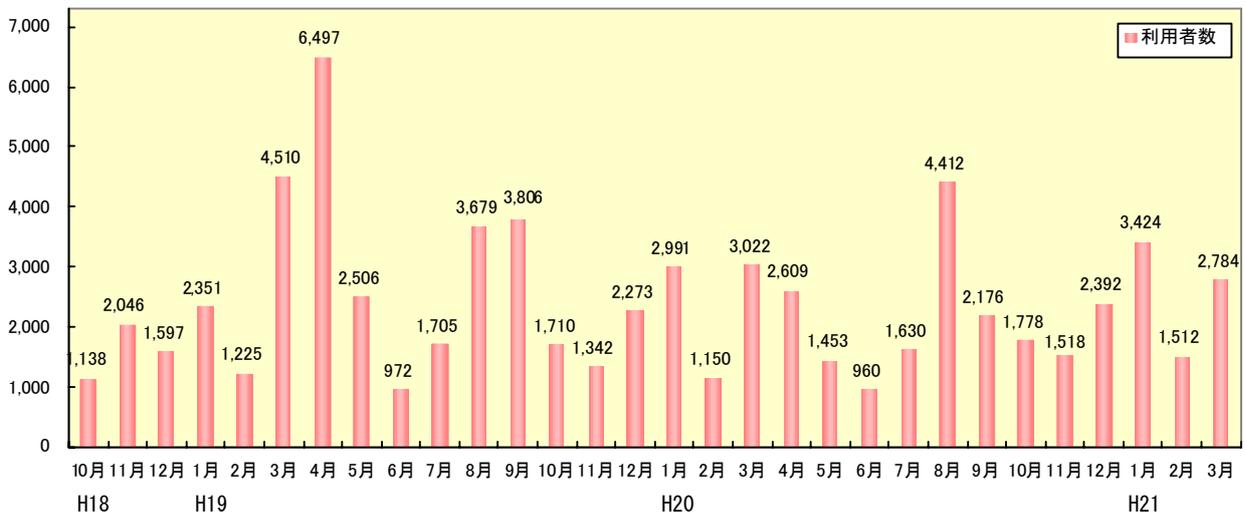
本市では、平成 18 年 10 月の J R 北陸本線・湖西線直流化以降、市内の観光地をまわる周遊バスの運行を始めている。J R 敦賀駅前を発着場として、全 12 箇所の観光地や施設をまわっており、そのうち 5 箇所が中心市街地内の観光スポットである。

平日は 7 便、土・日・祝日は 10 便、毎日運行している。（平成 19 年下半期のみ、利用者の少ない平日（青春 18 切符の利用期間を除く）は運休）

利用者は、3～4 月、8～9 月が多くなっている。その要因としては、桜の開花時期であること、夏休み期間中であること、青春 18 切符の利用期間であること等が挙げられる。



(人) ぐるっと敦賀周遊バス利用者数の推移

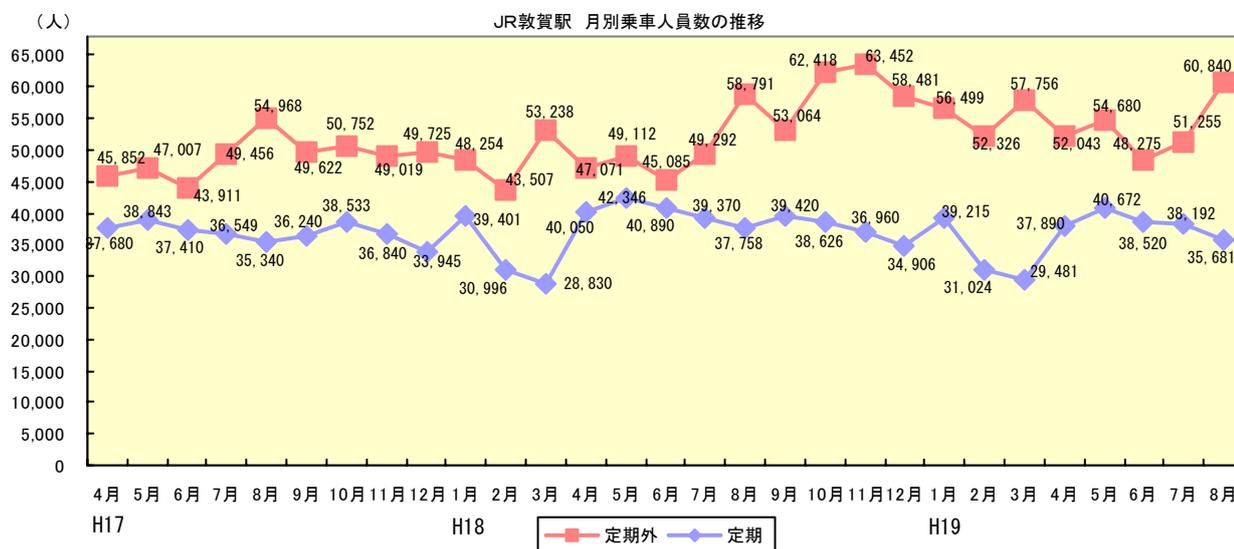
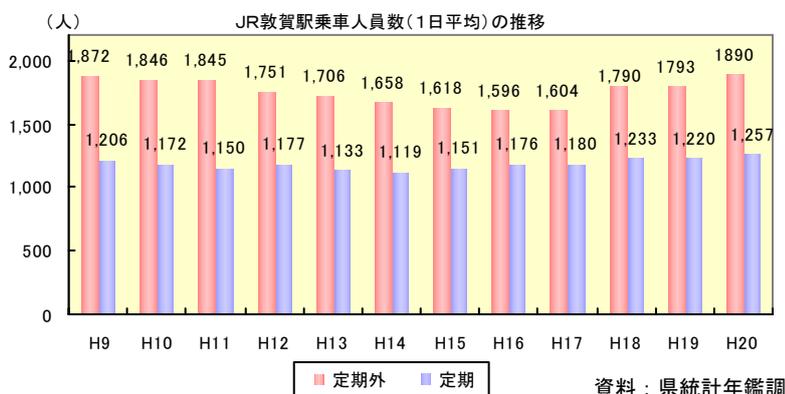


資料：敦賀市観光まちづくり課調

③ JR敦賀駅

JR敦賀駅の乗車人員数の推移について、定期利用は平成14年まで減少していたが、15年以降はわずかながら増加に転じている。また、定期外利用は平成18年から大幅な増加に転じている。

これは、JR北陸本線・湖西線直流化によって新快速電車の敦賀への直接乗り入れが可能になり、関西圏からのアクセス時間の短縮、乗り換えがなくなったことによる利便性の向上等の他に、関西圏での観光PR及びモニターツアーの実施や、市内での関連イベントの開催等、特別な要因によるところが大きい。しかし、その後もJR北陸本線・湖西線直流化開業以前に比べて増加傾向が続いており、新快速電車が直接乗り入れ可能となったことによる利用者の増加傾向が継続していることがうかがえる。



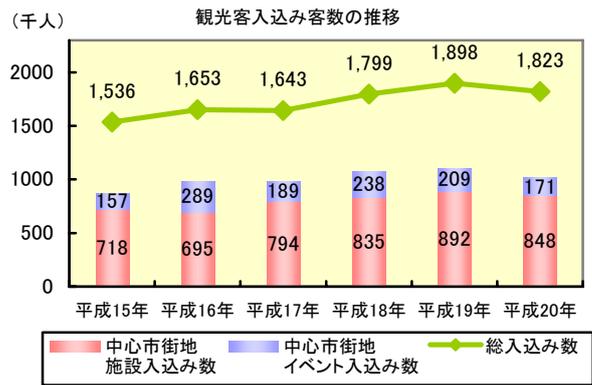
8) 観光入込み客数

敦賀市には、年間約180万人の観光客が訪れており、JR北陸本線・湖西線直流化及び観光PR活動等の効果により、観光客数は増加傾向となっていたが、平成20年は減少に転じた。

敦賀市の観光スポットやイベント開催場所は、中心市街地内に集積しており、市内の主要観光スポットの中で最も観光客の多い氣比神宮をはじめ、金ヶ崎周辺～舟溜り地区にかけて数多くの観光施設が集積している。

観光スポットやイベント開催場所が中心市街地に集積している特徴を表すように、中心市街地を訪れる入込客数の割合は、全体の約56%と高くなっている。

※中心市街地施設入込み数は下表のNo.1～5、イベントの入込み数はNo.14,15の合計

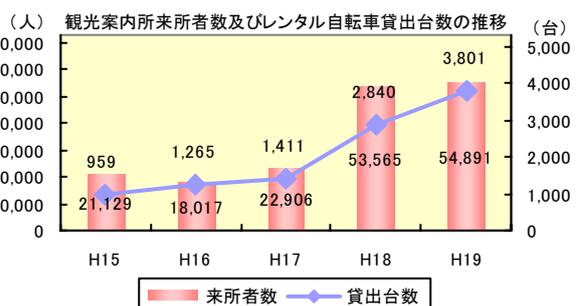


資料：敦賀市観光まちづくり課調

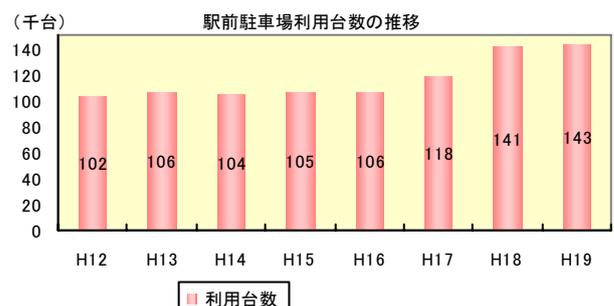
■ 主な観光施設及びイベントの入込み客数 (中心市街地内の施設、イベント)

NO.		平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
1	氣比神宮	556,000	499,000	593,000	581,000	636,000	632,000
2	市立博物館・山車会館※	6,700	7,150	9,200	10,250	10,450	7,650
3	旧敦賀駅駅舎	13,500	15,600	15,700	18,800	28,600	16,100
4	アクアトム	90,500	89,900	85,400	85,400	89,600	68,000
5	金崎宮	51,600	83,600	91,000	139,100	127,200	123,800
		718,300	695,250	794,300	834,550	891,850	847,550
6	氣比の松原	34,200	34,200	59,100	63,400	79,600	63,300
7	西福寺	3,900	2,400	6,100	7,700	8,300	7,000
8	あっとほうむ	71,700	97,400	73,200	111,200	154,500	163,000
9	敦賀原子力館	27,800	10,700	9,900	12,200	16,700	16,000
10	海水浴場	214,800	234,400	216,800	215,400	213,200	234,400
11	リラ・ポート	116,400	95,300	96,500	103,700	105,900	97,700
12	敦賀トンネル温泉	22,300	14,500	13,700	18,100	13,500	13,000
13	とうろう流しと花火大会	170,000	180,000	185,000	195,000	205,000	210,000
14	敦賀まつり	121,000	178,000	151,500	153,000	164,000	123,000
15	つるが観光物産フェア	36,000	111,000	37,000	85,000	45,000	48,000
		157,000	289,000	188,500	238,000	209,000	171,000
	計	1,536,400	1,653,150	1,643,100	1,799,250	1,897,550	1,822,950

※) 市立博物館・山車会館は、それぞれの入場者数を合算し、平均した値を記載 資料：敦賀市観光まちづくり課調



資料：敦賀観光協会調



資料：敦賀市都市整備課調

(5) 市民から見た中心市街地の現状・評価

1) 市民アンケート

① 実施期間

(A) 平成11年 旧基本計画策定時

(B) 平成20年2月28日～3月13日

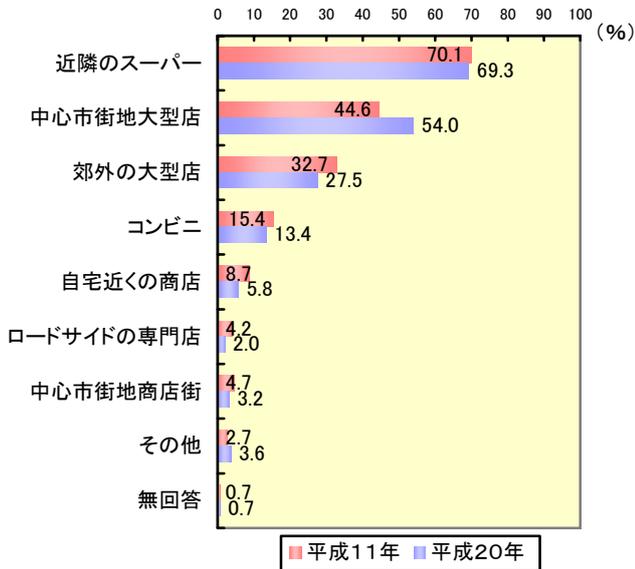
② 対象・方法

	配布数	回収数	回収率	調査対象	配布地域
平成11年	3,000人	1,604人	53.4%	20～70代、80才以上	全市対象
平成20年	3,000人	1,005人	33.5%	10～70代、80才以上	全市対象

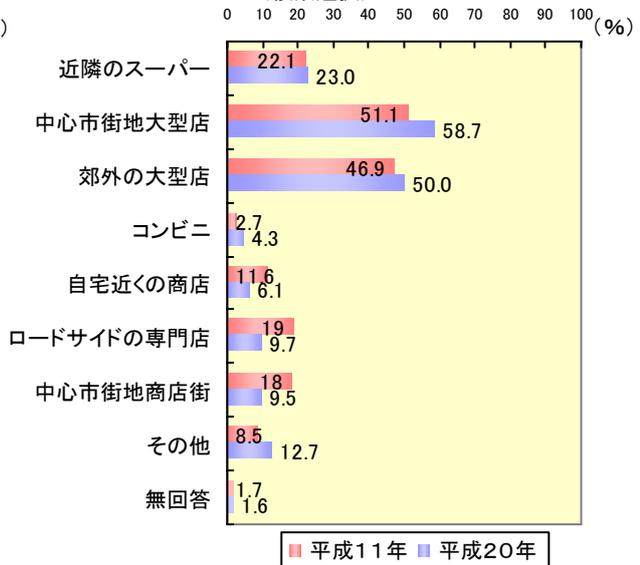
③ アンケート調査の結果・分析・比較

(a) 日常の買い物行動

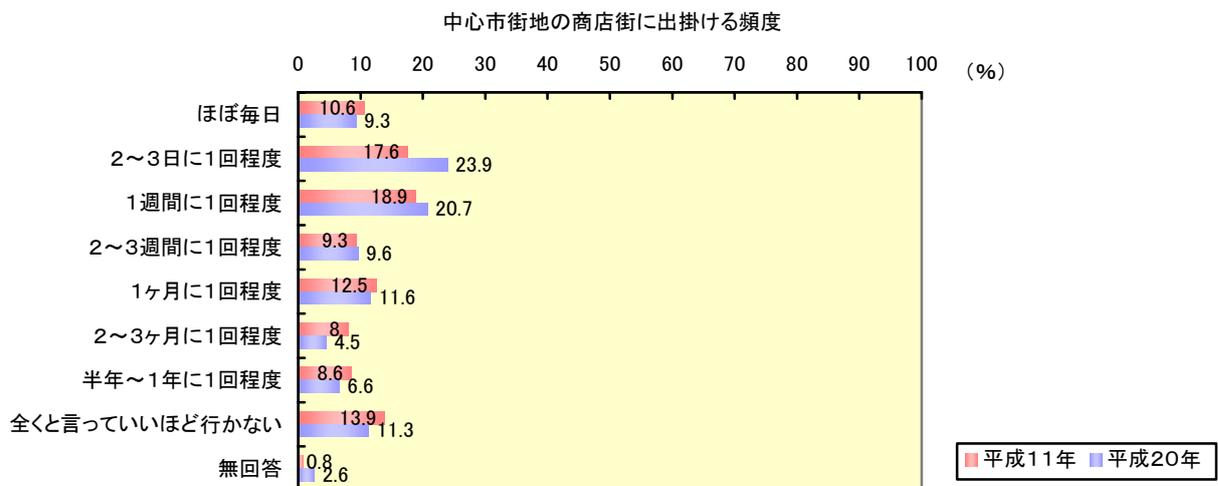
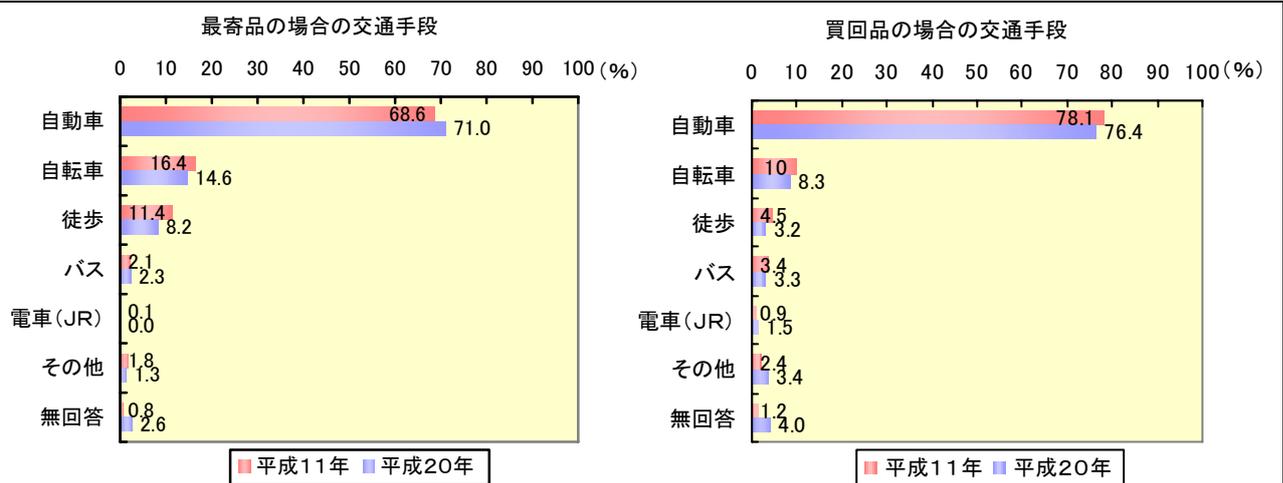
最寄品【食料品、日用品】の場合の主な買物先
(複数選択)



買回品【洋服、電化製品など】の場合の主な買物先
(複数選択)



主な回答	最寄品の場合		買回品の場合	
	平成11年	平成20年	平成11年	平成20年
品揃えが豊富だから	55.4%	50.8%	58.7%	62.8%
自宅が近くだから	36.3%	42.7%	11.0%	15.7%
価格が安いから	19.9%	21.5%	28.0%	30.1%
商品が新鮮だから	16.6%	12.1%	4.5%	3.1%
夜遅くまで店が開いているから	15.6%	11.3%	4.8%	5.2%
商品が安心・安全だから	7.3%	11.4%	11.7%	9.2%
自動車で行けるから(駐車場があるから)	23.3%	20.6%	19.7%	19.8%
車に乗れない(運転できないから)	5.4%	6.0%	3.3%	3.9%
お店の人とつきあいがあるから	3.9%	1.8%	12.8%	8.2%
専門的な商品があるから	3.5%	2.8%	21.7%	14.4%
店の中を見ていて楽しいから	2.2%	3.7%	8.5%	8.8%



■「日常の買い物行動」のまとめ

全体的な傾向として、最寄り品は自宅近隣のスーパー、買回品は大型店を利用する市民が多い。また、最寄り品、買回品ともに「中心市街地大型店」を利用する市民が多く、平成12年の改装・増床の効果から、経年的にみても利用者が増加している。

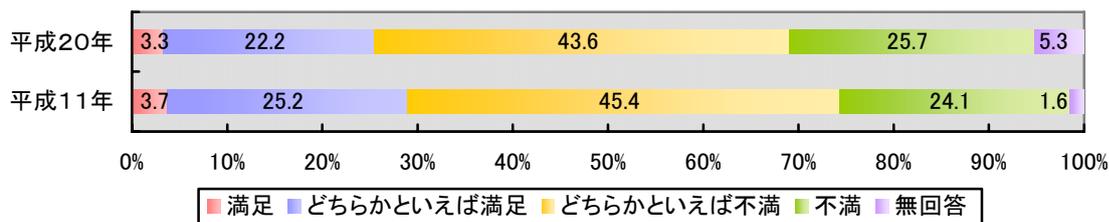
その一方で、中心市街地商店街の利用者は少なく、買回品では利用者数が半減（平成11～20年）しているなど、商店街離れが進んでいる様子が見えてくる。

買い物のための交通手段では、最寄り品、買回品ともに車利用が圧倒的に多く、続いて自転車、徒歩という順になっている。

中心市街地商店街に出掛ける頻度については、高い頻度で商店街に出掛けるという人の割合が増加しているが、これは中心市街地大型店の利用頻度の高さであると考えられる。

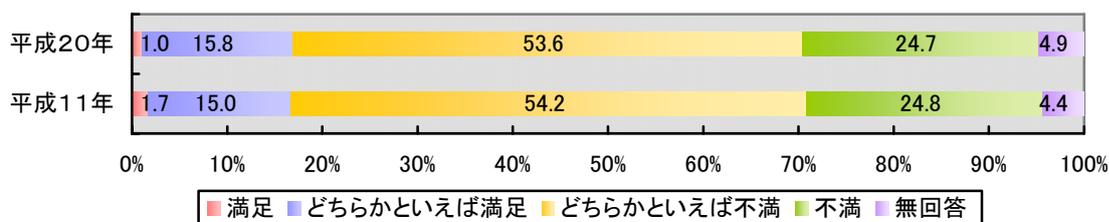
(b) 中心市街地の評価

買物の場として見た時の中心市街地の評価について



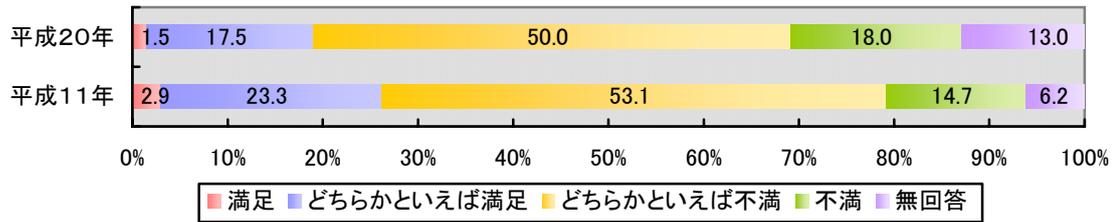
主な回答	H11年	H20年
駐車スペースがたりない	47.5%	39.6%
行ってみたいお店がない(少ない)	45.3%	57.3%
名物店がない(少ない)	18.9%	25.9%
新製品がない(少ない)	10.9%	14.9%
シャッターを下ろした店が多い	38.2%	49.7%
閉店時間が早い	38.2%	30.5%
お店に入りにくい雰囲気がある	37.2%	34.9%
1ヶ所で用事が足りない	32.8%	24.0%
品揃えが不足している	28.1%	26.8%
核となる大型店舗が不足(弱い)	21.4%	15.0%
イベント活動が少ない	10.6%	8.5%
お店に活気がない	40.3%	39.8%
休憩する場所がない(少ない)	14.3%	12.8%
長い距離を歩くのが面倒	8.3%	18.4%
価格が高い	40.5%	20.2%
子どもが遊ぶ場所がない	7.4%	8.4%

市民の交流、賑わい、文化、情報などの拠点として見た時の中心市街地の評価について



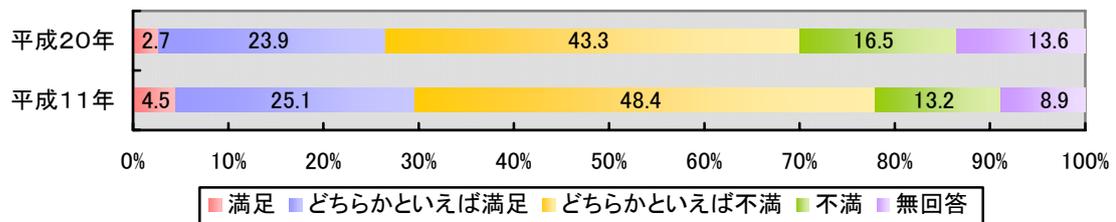
主な回答	H11年	H20年
商店の閉店時間が早い	51.5%	43.8%
文化施設がない(少ない)	27.6%	22.6%
ベンチ、ポケットパークなどの休憩する場所が少ない	35.7%	22.3%
歩道や空き店舗を十分に活用していない(ワゴンセール等)	33.4%	36.9%
おしゃべりの出来る店が不足(喫茶店、ファーストフード等)	28.7%	32.5%
イベントや文化活動等が少ない	27.2%	23.0%
シティホールなど高感度な都市施設がない	19.9%	11.6%
音楽(CD等)、映像、書籍などを扱う情報店舗がない少ない	22.1%	23.2%
歴史的建築物を活かした空間演出などが不足	19.4%	16.0%
夜の店が少ない(居酒屋、バー、パブ等)	4.8%	4.4%
遊べる施設が少ない(ゲーム、カラオケ等)	13.4%	14.1%
市民活動のできる施設が少ない	13.8%	10.0%

街並み、生活・居住環境などの中心市街地の評価について



主な回答	H11年	H20年
シャッターを閉めた店舗が目立ち活気がない	63.4%	75.0%
お店の閉店時間が早い、夜は寂しく不便	53.0%	48.4%
休憩する場所がない	38.9%	25.7%
通りに緑がない（街路樹、緑地空間等）	29.9%	15.4%
食品や日用品の買い物が不便	24.3%	25.9%
高齢者や身障者が歩くのに優しい設計になってない	21.8%	18.3%
案内板やまちの地図などが不足（わかりにくい）	21.4%	15.1%
車両交通が多く、安心して生活できない	7.2%	4.9%
居住施設（住宅、マンション等）が不足	5.9%	5.6%

交通アクセス等の評価について



主な回答	H11年	H20年
駐車場が不足	62.8%	48.2%
バスの便数が不足	32.7%	36.3%
バスの路線の種類が不足	21.2%	21.2%
バスの営業時間が短い	17.8%	17.9%
高齢者等に配慮した公共交通手段のデザインが不足	19.5%	13.3%
駐車料金が低い	17.7%	17.1%
歩道橋や地下道等の道路横断手段が不足	12.5%	7.3%
鉄道の便数が不足	9.9%	13.8%
中心市街地における道路の交通混雑	12.1%	5.4%

■「中心市街地の評価」のまとめ

全体的な傾向として、中心市街地の状況に不満を抱いている市民が多いことがうかがえる。

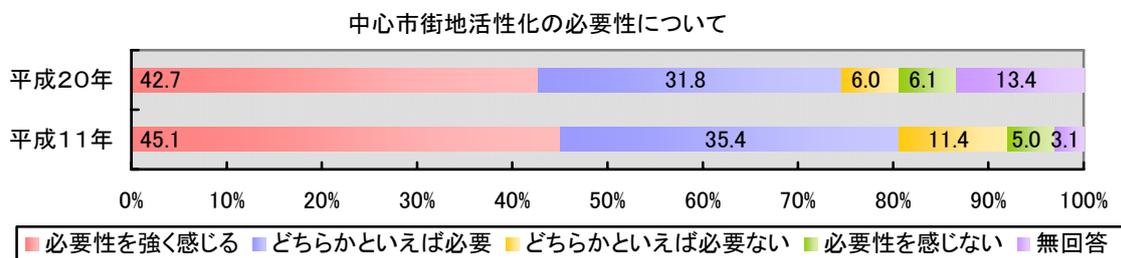
「市民の買い物の場」としての評価では、「行ってみたいお店がない（少ない）」、「お店に活気がない」、「シャッターを下ろした店が多い」といった商店街の各店舗に対しての意見が多い。その他に「長い距離を歩くのが面倒」という意見が増加している。

「市民の交流、賑わい、文化、情報の拠点」としての評価では、「商店の閉店時間が早い」、「文化施設がない（少ない）」、「おしゃべりの出来る店が不足している」といった意見が多い。また、休憩スペースや歴史的建築物を活かした空間演出の不足といった意見が根強く、「歩道、空き店舗の有効活用が不十分」といった意見が増加しており、空間利用に対するニーズの高まりがうかがえる。

「街並み、生活・居住環境など」についての評価では、「シャッターを閉めた店舗が目立ち活気がない」、「お店の閉店時間が早いため、夜は寂しく不便」等の意見が多い。一方で、「通りに緑がない」、「バリアフリーや案内板の設置」といった意見は減少しており、都市の環境整備については一定の改善傾向がみられる。

「交通アクセス等」の評価については、駐車場不足に関する意見は減少しているが、「バスの便数の不足」といった公共交通機関に対する意見が多く、今後改善の必要性がみられる。

(c) 今後の中心市街地の方向性



■「必要」と考える理由（複数選択可）

主な回答	H11年	H20年
中心市街地が衰退すると街の活力が失われるから	67.1%	68.9%
中心市街地は敦賀市の顔であるから	61.2%	57.0%
外部の商業資本ではなく地元の商店街を支援すべきだから	34.8%	26.0%
中心市街地が衰退すると賑わいや交流の場所がなくなるから	26.7%	29.0%
中心市街地には敦賀市の歴史や文化が蓄積されているから	23.4%	23.6%
既存の都市基盤や資産を活かした市の活性化が必要であるから	23.4%	16.2%
高齢化により都市中心部における居住、商業再整備が必要になるから	21.6%	17.0%
これ以上商業の無秩序な郊外化が進むと、都市構造が崩れるから	19.7%	18.2%
中心市街地が衰退すると買い物が困るから	11.7%	15.2%
中心市街地が衰退すると非行や犯罪等の温床となるから	8.6%	10.1%

■「必要ない」と考える理由（複数選択可）

主な回答	H11年	H20年
買い物や文化・情報活動は、他の場所で行っているから	51.5%	33.9%
敦賀市の中心は既に別な地区であるから	47.7%	37.2%
中心市街地に出かけることは少ないから	47.7%	40.5%
中心市街地に投資しても活性化は無理だと思うから	45.5%	47.1%
中心市街地ではなく新しい地区へ投資をした方が効果的だから	37.9%	29.8%

■今後、中心市街地に必要と考える施設や機能整備について（3つまで選択）

主な回答	H11年	H20年
駅ビル（駅空間の機能強化）	47.4%	40.8%
喫茶店、オープンカフェ、ファーストフード店など一息つける店	24.9%	34.1%
大規模商業施設（改装を含む）	24.6%	17.4%
病院、福祉施設	15.1%	16.4%
大型専門店（家電製品等）	13.9%	9.5%
公園	13.2%	10.1%
文化ホール（演劇、音楽会等が開催できる施設）	13.5%	9.2%
スポーツ施設	9.5%	10.2%
市民の創作活動、生涯学習等に利用できる施設	13.3%	9.9%
図書館	2.1%	2.3%
シティホール（宿泊、迎賓、会議等が可能な施設）	13.2%	7.2%
福祉や環境などのボランティア活動に利用できる施設	13.1%	8.6%
行政サービス施設（各種行政手続きが可能な施設、郵便局等）	12.2%	9.9%
音楽、映像、出版物等を扱う情報店舗（CD、ビデオ、本等）	11.8%	12.0%
高齢者向け住宅、マンション	9.5%	10.9%
オフィスビル	3.4%	1.4%
若年者向け低家賃住宅（アパート、マンション等）		10.1%
住宅、マンション、アパート等の居住機能全般	4.7%	4.1%
実験店舗（新しいビジネスにチャレンジする店舗）	8.3%	9.3%
コンビニエンスストアなど24時間、深夜営業店	6.4%	7.2%
ゲームセンター、カラオケ店、パチンコ店等の娯楽施設	2.6%	4.1%

■今後、中心市街地において推進すべき事業について（3つまで選択）

主な回答	H11年	H20年
空き店舗（廃業して店を閉めたままの店舗）の積極的活用	47.4%	54.7%
中心市街地への定住に向けた支援（家賃、税制面等）		12.4%
子育てのしやすい環境づくり		17.4%
大型店の改装等と連携した大規模なまちづくり	27.4%	19.9%
再開発ビルなど商業の高度化事業	7.4%	7.2%
学生など若い人たちの意見、アイデアの採用	23.7%	20.9%
ワゴンセール、フリーマーケット、オープンカフェ等路上型活動の強化	19.1%	12.6%
高齢者や身障者にやさしい空間整備（バリアフリー）	16.1%	16.8%
海を活かした空間整備	18.0%	13.8%
歴史的建築物、街並みを活かしたテーマ空間の整備	13.7%	13.0%
新しい店の導入・育成支援（インキュベーション）	13.0%	10.3%
コミュニティバス（循環バス）など公共交通機関の充実	12.8%	22.0%
一店逸品運動（最低1つ他にない独自商品・サービスを持つ運動）	12.1%	7.9%
中核施設の誘致・導入（ホテル、商業施設、公共施設等）	10.8%	6.7%
街や店の紹介・案内機能の強化（案内板、案内所）	9.9%	7.5%
福祉・環境分野等におけるボランティア活動の拠点づくり	6.4%	4.6%
市民による文化活動、創作発表等の拠点づくり	6.4%	4.1%
自転車利用の促進（貸し自転車等）	2.7%	4.4%

■「今後の中心市街地の方向性」のまとめ

中心市街地の活性化については、7割を超える人が必要と考えており、その主な理由は、「街の活力が失われるから」、「敦賀市の顔だから」というものである。

逆に、約1割の人は必要ないと考えており、その主な理由は、「投資しても活性化は無理」、「出かけることが少ない」、「市の中心は既に別の地区（市役所周辺～木崎通り周辺）であるから」というものである。しかし、必要ないと考える人の割合は、経年的にみて減少しており、旧基本計画における取組によって一定の成果が現れているものと考えられる。

中心市街地に必要な機能整備や施設については、駅ビル、喫茶店・オープンカフェ等の一息つける店を求める意見が圧倒的に多い。

今後、中心市街地において推進すべき事業としては、「空き店舗の積極的活用」が最も多い。その他は「学生などの若い人の意見、アイデアの採用」、「公共交通機関の充実」といった意見が多くなっている。

2) 「中心市街地活性化の取組に対する診断・助言事業」来街者アンケート

① 実施期間

平成 20 年 7 月 4 日（金）～5 日（土）

② 調査対象

高校生以上の男女で敦賀市民（県外者・帰省者・観光客は対象外）
来街者 215 名、郊外施設利用者 117 名

③ 調査方法

歩行者に対する直接面接調査（中心市街地 2 箇所、郊外拠点 1 箇所）

④ アンケート調査の結果・分析

（a）中心市街地の来街目的、交通手段、来街頻度

全体の傾向としては、「食品の買い物」が 38%と最も多く、次いで「日用品の買い物（12%）」、「通勤・通学（12%）」、「郵便局や銀行の利用（12%）」となっている。

交通手段としては、「自転車（34%）」、「徒歩（28%）」となっており、徒歩・自転車で全体の 6 割以上を占めている。

来街頻度は週 1 回以上が 8 割を上回り、「ほとんど毎日」が半数近くを占めている。

以上のことから、中心市街地の来街者は、主に中心市街地内及び近隣地区の住民が多く、買い物等の目的で日常的に利用している様子がうかがえる。

（b）中心市街地の印象・評価

中心市街地の印象・評価として「そう思う」との回答が 50%を超えた項目は「生活に便利な施設が充実」、「治安が良くて安全に暮らせる」、「歴史や文化がある」、「このまちに住んでみたい、住み続けたい」、「車を利用しやすい」、「ゴミなどが少なく、きれい」となっている。

反対に「そう思わない」との回答が 40%を超えた項目は、「夜の賑わいがある」、「広域から人が訪れる魅力がある」、「歩いて楽しいまち」となっている。

（c）取組計画の需要

取組計画の需要として「必要である」と「まあ必要である」と回答した人の約 6～7 割が「舟溜り地区の観光資源整備」、「8 号線賑わい空間整備活用」、「アクセス性を高めるための分散化した駐車場の整備」となっている。

また、「新規定住者への補助（居住支援）」、「赤レンガ倉庫の集客施設整備」についても、概ね 5 割以上の人々が「必要である」、「まあ必要である」と回答するなど、中心市街地の活性化に向けた各種取組が、市民から求められていることがうかがえる。

3) 「JR直直化まちづくり対策調査」来街者ヒアリング

① 調査日及び調査場所

調査日	調査場所	主なイベント	調査数
H19.7.8	・氣比神宮前 ・JR敦賀駅前	・海開き	20
H19.7.22	・氣比神宮前 ・金ヶ崎緑地	・きらめきフェスティバル(金ヶ崎緑地) ・ウォーキングラリー ・総参祭(氣比神宮) ・晴明の朝市	73
H19.8.26	・氣比神宮前	・松本零士アニメユメント絵画コンクール(駅前商店街他)	41
H19.10.21	・博物館前	・つるが観光物産フェア(きらめきみなと館)	34
	・氣比神宮前 ・きらめきみなと館	・第28回敦賀マラソン大会 ・FMウォークin敦賀 ・国道8号みちづくり実証実験 ・晴明の朝市	
H19.11.11	・氣比神宮前	・松尾芭蕉歴史散策(遊敦塾)	21
H19.12.16	・博物館前 ・氣比神宮前 ・JR敦賀駅前	・アイススケート体験(遊敦塾) ・ヨット体験(遊敦塾)	28
H20.1.12	・氣比神宮前 ・JR敦賀駅前 ・博物館前		47
H20.1.20	・氣比神宮前 ・JR敦賀駅前	・晴明の朝市	40
	合計		304

② 調査対象

敦賀市への来街者約 300 名（男性 51%、女性 49%）

③ 調査方法

街頭やイベント会場での聞き取り調査

④ アンケート調査の結果・分析

(a) 来街者の属性

年齢構成は、「50代(29.9%)」、「20代(21.1%)」が20%を超えており、次いで「60代(17.8%)」、「40代(16.4%)」の順となっている。

居住地は、「大阪府(17.1%)」をはじめ、関西圏からの来街者が51.0%と半数を超えており、次いで県内(22.4%)が多くなっている。中京圏では愛知県(9.5%)が比較的多くなっている。

同行者は、「家族・親類(48.0%)」が多く、次いで「友人や知人(34.2%)」となっている。

交通手段は、「家族・親類」と訪れた人は「自家用車(66.9%)」が最も多く、「友人・知人」と訪れた人は「バス(56.3%)」が最も多く、新快速の利用も35%を超えるなど、多くなっている。

(b) 来訪の目的

最も多かったのは、「歴史や文化施設の見学 (60.2%)」であるが、今回のヒアリングでは、氣比神宮前がメインのポイントとなっていたため、特にこの項目の回答率が高くなったと考えられる。それ以外では、「飲食 (味覚)」や、「祭・イベント」といった項目が全体で30%を超えている。

また、JRの利用者は「海や山などの自然鑑賞」、「遊教塾イベント」の割合が多く、自家用車の利用者は「祭・イベント」、バス利用者は「歴史や文化施設の見学」、「温泉」の割合が多い傾向がみられた。

(c) 滞在時間や予算

滞在時間について、日帰り客が80%を超えており、特に新快速電車を利用して来た人は、90%近くが日帰りとなっている。また、日帰り客の中でも、滞在時間が半日程度という人が半数程度と最も多くなっていることから、全体的に滞在時間が短い傾向がみられる。なお、宿泊が多いのは、中京・関東からの来街者で、交通手段としては、自家用車やバスの利用者が多い。

予算は、10,000円～20,000円が最も多く、全体の平均は8,000円程度となっている。自家用車利用の人は、3,000円未満が多くなっているが、これは敦賀市近郊から訪れる滞在時間の短い人が多いことが関係していると考えられる。

(d) 来訪の満足度

市外からのアクセス手段の面では、新快速電車の利用者満足度が70%近くと高く、交通費の安さの面で評価が高い一方、「便数の少なさ」、「待ち時間の長さ」に不満を感じる意見がみられた。

敦賀市内の移動手段の面では、「ぐるっと敦賀周遊バス」の利用者満足度が高い一方で、「本数の少なさ」や「運行時間や乗り場の分かりにくさ」に不満を感じる意見がみられた。一方、「レンタサイクル」の利用者は、全員が満足と回答している。

食べ物の面では、海産物を食べる人が多く、他にも名物のソースカツ丼やそば、ラーメンを挙げる人もいた。味に関して不満という回答はなかったが、「飲食店の少なさ」、「飲食店の情報の少なさ」、「値段の高さ」に不満を感じる意見がみられた。

土産物の面では、海産物が圧倒的に多く、中心市街地内の商店や日本海さかな街での購入が多いと考えられるが、朝市で購入した人もみられ、満足度も高くなっている。

(e) 来訪歴や来訪意向

来訪歴をみると、県内からの来訪者の7割、京阪神からの来訪者の半数以上が「2回以上来たことがあるリピーター」であり、全体でも半数以上がリピーターとなっている。交通手段別では、自家用車の利用者の6割以上、新快速電車の利用者の半数がリピーターとなっており、早くも新快速電車がリピーターのアクセス手段として機能している状況がうかがえる。

また、今後の来訪意向は、8割以上が再訪を希望していることから、今後もしリピーターが増加していくことが期待される結果となっている。

[3] 旧中心市街地活性化基本計画の検証

(1) 旧基本計画の概要

敦賀市では、平成11年3月に中心市街地活性化計画を策定している。
以下にその概要を示す。

■テーマ：「^{みなと}港都つるが交流文化の再生と創造」

■中心市街地の目標像

- ①都市のストックを活かして個性的に情報発信するまち
- ②市民や外来者が賑わい、交流やふれあいのあるまち
- ③高齢化や若者など多世代の暮らしのあるまち
- ④市民が担い手として積極的に参加するまち
- ⑤環日本海交流等を睨んだ中枢的業務機能立地が活発化するまち
- ⑥一体的協力連携の風土・人・組織づくり

(2) 旧基本計画の進捗状況

旧基本計画では、「市街地の整備改善事業」として17事業、「商業等の活性化事業」として14事業、「市街地整備改善と商業活性化事業と一体的に推進すべき事業」として3事業を掲げている。これら34事業のうち、25事業が実施済、あるいは一部実施となっており、事業の実施率は7割を超えている。

■旧基本計画の進捗状況

	事業数	実施済	一部実施	未実施	実施率
市街地の整備改善	17	8	4	5	70.6%
商業等の活性化	14	10	1	3	78.6%
その他	3	2	0	1	66.7%
計	34	20	5	9	73.5%

■旧基本計画の各事業の進捗状況

(実施済、一部実施、未実施)

分類	事業名	事業内容	実施時期	備考	
中心市街地の整備改善事業	1	人にやさしい道づくり事業	バリアフリー化	H9~12	
	2	電線共同溝事業	電線共同溝	H10~14	
	3	大型ビジョン整備事業	駅前大型ビジョン(きらめきビジョン)の設置	H11	
	4	敦賀第2合同庁舎建設事業	駅前に第2合同庁舎を建設	H10~11	
	5	敦賀市優良賃貸住宅整備支援事業	特優賃事業者への建設費、家賃補助	H13~	実施中
	6	敦賀サイエンスセンター(科学館)整備事業	「アクアトム」の整備	H11	
	7	松本零士モニュメント通り整備事業	彫刻像設置 N=28基	H11	
	8	多世代居住型市営住宅再整備事業	老朽化した公営住宅の建て替え、型別住戸の供給など	H19~20	PFI手法は中止、直接供給方式に変更
	9	シンボルロード化整備事業	バリアフリー化、公園整備	H10~14	一部未実施
	10	敦賀駅舎改築・複合開発事業及び駅周辺整備事業	駅舎改築、複合的な都市機能の導入に向けた基盤整備	H17~24	区画整理促進調査実施中
	11	博物館通りの歴史的街並み整備事業	街並み保全に向けた調査、歴史的町家建築物の保存・修復(1件)	H15~17	一部未実施
	12	観光サイン整備事業	市街地周辺案内、歩行者誘導サイン設置	H18~	一部未実施
	13	スノーピア道路整備(消雪)	消雪設備	未定	
	14	癒しと賑わいのブルバール整備事業	未定	未定	国道8号道路空間利用方策検討中
	15	大型店と連携したまちづくり事業	未定	未定	調整中
	16	市民行政サービス機能整備事業	未定	未定	
	17	海を生かしたテーマタウン整備事業	未定(敦賀本港地区の一体的整備)	未定	
商業・都市型新産業の活性化事業	18	TMOコンセンサス形成事業	TMO組織の設立	H11~14	
	19	都市マスタープラン策定事業	都市計画マスタープランの見直し	H9~12	
	20	空き店舗活用による敦賀版市民ビジネスの社会実験事業	空き店舗で新規開業するものへの家賃助成等	H13~	空き店舗対策事業等(実施中)
	21	市民自由市場(フリーマーケット)整備事業	賑い街づくり支援事業において、フリーマーケット受入れを要項に記載	H12~	実施中
	22	アニメーションビジネス展開事業	アニメーション関連のビジネス展開	H18~	実施中
	23	街なか観光インフォメーション拠点整備事業	空き店舗を活用した街なか観光拠点の設置	H11~	実施中
	24	地元大学出張学園祭支援事業	空き店舗を活用した出張学園祭の開催支援	H12	
	25	イルミネーション充実事業	イルミネーションの設置、ライトアップ	H15~17	
	26	“港都つるが”資源発掘・情報発信・市民共有事業	賑わい創出に向けたイベント開催、情報発信等	H12~	実施中
	27	街角ひとやすみ空間創出事業	ベンチの設置等	H18	
	28	地元大学、地域密着系放送局等によるまちづくりラボ整備事業	まちづくりラボとは別の形で放送局や地元商店街との連携を実施	H18	
	29	音楽、芸術、文化の溜まり場整備事業	未定	未定	
	30	商店街協力連携風土醸成事業	未定	未定	
	31	中心市街地商業活性化基金	未定	未定	
その他	32	JRの直流通事業	敦賀駅前広場改修、開業記念イベント他		
	33	街巡りバス推進事業(コミュニティバス事業の拡充)	5路線		
	34	敦賀駅舎改築事業	未定	未定	調整中

(3) 旧基本計画の達成状況と今後の課題

旧基本計画の達成状況と今後の課題について、まちづくりの基本方針別に検証する。

1) 市街地の整備改善事業

■まちづくりの基本方針

- ①各商店街区の特色を活かしたまちづくりの個性化
- ②残された歴史的環境資源を活かした外部に情報発信する界限づくり
- ③海や港の雰囲気を活かした“港都つるが”を象徴する界限づくり
- ④公共用地の戦略的活用
- ⑤敦賀駅周辺の都市機能高度化
- ⑥癒しのブルーパール（大街道）の創出
- ⑦大規模商業施設の活力を活かしたまちの集客力強化
- ⑧通年型都市観光機能の充実
- ⑨移動が大変な高齢者が「街なか」において居住が可能な環境整備
- ⑩若者の地域回帰その他のまちづくり・人口定着に資する住宅政策の推進
- ⑪高齢者や身障者にやさしいバリアフリーなまちづくり

① 各商店街区の特色を活かしたまちづくりの個性化

JR敦賀駅前から本町商店街までの通りの沿道において、敦賀市の特色である「港」や「鉄道」を連想させる「銀河鉄道999」や「宇宙戦艦ヤマト」のモニュメントを設置し、モニュメント通りの整備を行うことにより、「中心市街地の都市軸」となるシンボルロードを形成している。また、マスコミなどを通じ、広く情報発信を実施した結果、見学などに訪れる観光客の増加が見られる。

以上のことから、さらなる賑わい創出に向けて、アニメモニュメントライトアップ事業など、これらの資源を活かした新たな取組を積極的に進めていく必要がある。

② 残された歴史的環境資源を活かした外部に情報発信する界限づくり

港町として栄えた面影が残る博物館通りは、現在博物館として活用している「旧大和田銀行」など、歴史的建造物が数多く見られる通りである。このような歴史的な資源を活かした界限づくりに向けて、これまで伝統的な町家の再生に取り組んできたが、実績としては「紙わらべ資料館」の1件のみと、極めて点的な整備に留まっている。

このため、「港町として栄えた歴史」を活かした個性あるまちづくりを進めるために、歴史的建造物の保存・再生を図るとともに、景観条例の活用も視野に入れながら、点から線、線から面へと魅力的な界限づくりを発展させていく必要がある。

さらに、これらの整備効果を周辺地区にも波及させるために、新たに整備された「魚市場（敦賀水産卸売市場）」や、歴史的町家建築物である「敦賀酒造」がある「舟溜り地区」など、隣接地区の魅力的なまちづくり資源との連携を図りながら、歩いて楽しめる回遊性のあるエリア形成にも積極的に取り組んでいく必要がある。

③ 海や港の雰囲気を活かした“^{みなと}港都つるが”を象徴する界限づくり

港町敦賀のロマンを感じることができる歴史的建造物「赤レンガ倉庫」は、建物の耐震性に問題があることから現在活用されていないが、これまでライトアップ事業に取り組んできており、さらに平成21年度には敷地内の前庭を整備するなど、市民や観光客の憩いの場を創出するための事業を着実に進めている。

これらの取組をさらに発展させていくために、建物本体も含めた観光スポットの創出に向けて、検討委員会の報告や地元住民とのワークショップなどを通じて市民の意見を十分に踏まえながら、建物本体の耐震性確保及び有効活用を図っていく必要がある。

また、敦賀港に隣接する金ヶ崎緑地周辺には、旧敦賀港駅舎や大和田別荘等、敦賀の歴史に関わる建築物を再現したものなど「港都つるが」を象徴する資源が数多くあるものの、現在は点的な整備に留まっている。

このため、今後はこれら建築物の連携強化や統一感のある景観づくりなど、既存ストックを積極的に活用しながら「港都つるが」を象徴する界限づくりに向けた取組を一体的に進める必要がある。

④ 公共用地の戦略的活用

警察署跡地を活用して整備された体験型学習施設「アクアトム」は、敦賀の人と風土を育んできた「海」と「エネルギー」をテーマに、子供から大人まで最先端の科学について楽しく「見る、触れる、感じる」ことができる参加・体験型の科学館であり、中心市街地における観光施設としても機能している。

今後は、こういった集客施設の整備効果を周辺に波及させるため、施設を訪れた後、中心市街地を回遊したくなるような仕掛けづくりが必要となっている。

⑤ 敦賀駅周辺の都市機能高度化

平成18年10月、JR北陸本線・湖西線の直流化により、関西圏からの新快速電車の直接乗り入れが可能になった結果、減少傾向にあったJR敦賀駅の乗降客数は増加に転じ、大きな整備効果が現われている。こうした整備効果を最大限活かすためには、観光客のさらなる増加や敦賀市を訪れた観光客のリピーター化に向けたPR事業やイベント事業などの観光促進策を、今後も積極的に展開していく必要がある。

また、敦賀市の玄関口であり、中心市街地の特色のひとつであるJR敦賀駅周辺の都市機能の再編に向けて、既に着手している敦賀駅西地区土地区画整理事業についても、着実に推進していく必要がある。同時に、その整備効果を最大化するため、関係機関との連携の下、既存の駅周辺整備構想に基づいた施設配置を早期に具体化することが重要である。

さらに、JR北陸本線・湖西線直流化の効果を最大限活用していくためには、北陸新幹線の整備動向などを踏まえながらも、駅舎改築事業や観光案内所の併設などの取組を着実に進めていく必要がある。

⑥ 癒しのブルバール（大街道）の創出

片側2車線の広幅員を有し、中心市街地の骨格軸を成している国道8号本町区間（氣比神宮交差点から白銀交差点）は、平成20年11月の国道8号敦賀バイパスの全線供用に伴い、交通量が減少することが予想されていたことから、旧計画において「ブルバール（大街道）」として整備する方針が位置付けられていた。

これを受けて、平成17年度より、地元住民等が参加する「国道8号道路空間方策検討委員会」において、当該区間の将来的な位置付け及び担うべき役割についての議論が重ねられてきたところである。

今後も引き続き議論を深めるためのワークショップやみちづくりフォーラム、社会実験などを実施するとともに、沿道の商業機能との一体的な賑わい空間の創出に向けた整備方針の具体化が進展しつつあることも踏まえて、そのコンセンサスの醸成、事業化に向けた具体的な調査・計画づくりに取り組む必要がある。

⑦ 大規模商業施設の活力を活かしたまちの集客力強化

旧計画では、中心市街地内の賑わい創出に向けて、中心市街地内の大型店舗である「アル・プラザ敦賀店」に訪れる買い物客をまちなかに誘客するため、大型店舗と地元商店街の連携の下で新たなまちづくりを進めることを目指したが、これまで十分な連携を図るまでには至らず、具体的な動きがない状況となっている。

しかし、中心市街地の賑わい創出を図るためには、有力な集客拠点の一つである大型店舗を活かした取組が重要な要素と考えられることから、関係者間の連携を図りつつ、大型店舗利用者のまちなかへの回遊を促す施策の実現に向けて、今後も引き続き検討を重ねる必要がある。

⑧ 通年型都市観光機能の充実

敦賀市では、JR北陸本線・湖西線の直流化による関西圏からの新快速電車の敦賀乗り入れを機に、市内及び中心市街地の観光拠点を巡る「ぐるっと敦賀周遊バス」の運行を開始した。この新たな観光周遊バスは、敦賀市を訪れた観光客が、その観光拠点を快適に周遊する交通手段として好評を博しており、現在、毎日運行されている。

また、中心市街地内における観光案内板、歩行者用誘導サイン等の設置も積極的に進めており、来街者に対する正確な情報提供や、統一感のあるデザインの採用による景観の向上など、「観光都市」としての敦賀市のイメージアップに貢献しているところである。

今後も、こうした取組を着実に進めるとともに、各観光拠点や観光資源、商店街等を繋ぐ施策を推進することにより、来街者がまちなかをより回遊しやすくするためのまちづくりを進めることが重要である。

⑨ 移動が大変な高齢者が「街なか」において居住が可能な環境整備

高齢者が安心して暮らせる環境を整える上で、都市福利施設が充実していることは重要な要素となる。

敦賀市の場合は、市の福祉総合センターである「あいあいプラザ」や「子育て総合支援センター」、「市立病院」、「市立図書館」、その他小中学校等が、中心市街地及びその周辺に整備されていることから、新たな施設整備の必要性は低いと考えられる。

このため、今後はこれらの既存ストックを活用しながら、施設をより快適に利用できるような移動環境の整備（歩行者空間のバリアフリー化など）や、まちなかの暮らしの魅力をさらに高める取組の充実などを図っていく必要がある。

⑩ 若者の地域回帰その他のまちづくり・人口定着に資する住宅政策の推進

中心市街地の活性化に資する「まちなか居住の促進」に向けて、旧計画で位置付けられていた「多世代居住型市営住宅」の整備を図るため、市営住宅の建替え事業を実施し、型別住戸の供給やバリアフリー化などを実施した。また、中心市街地内では地域優良賃貸住宅（一般型）の建設をはじめ、民間事業者によるマンション建設が進むなど、まちなか居住の促進に向けた住宅供給が進んでいる。

さらに、中心市街地内の居住者を対象に、戸建て住宅の取得や改修に対する支援、賃貸住宅の家賃補助といった市独自の支援策にも取り組んでいる。

今後もまちなか居住を積極的に推進していくために、地域優良賃貸住宅等の整備や中心市街地内の居住者に対する市独自の支援策を継続して実施していく必要がある。

⑪ 高齢者や身障者にやさしいバリアフリーなまちづくり

バリアフリーなまちづくりの実現に向けては、交通弱者の通行の妨げとなっている歩道部分の段差解消など、歩行者空間のバリアフリー化に取り組んでいる。

今後も、道路改良と合わせた歩行者空間のバリアフリー化に取り組むとともに、バリアフリー化やユニバーサルデザインの観点に配慮しながら、JR敦賀駅周辺などで予定されているハード整備事業に取り組む必要がある。

2) 商業等の活性化事業

■まちづくりの基本方針

- ①空き店舗の発生をまちの再生・創造への資源と捉えた多面的活用の促進
- ②中心部へのビジネスの誘導
- ③商店街振興組合の一体的連携の促進

① 空き店舗の発生をまちの再生・創造への資源と捉えた多面的活用の促進

これまで、空き店舗を活用し新規に出店する事業者に対する家賃補助を実施しているが、平成11～17年度までの空き店舗数は、31件から37件に増えるなど、増加に歯止めがかかるまでには至っていなかった。

しかし、平成18年度は、平成18年10月のJR北陸本線・湖西線直流化による観光客の増加が見込まれたことや、これに合わせて支援措置を強化したことなどによって新規出店者が増加し、空き店舗数は37件から29件にまで減少した。

その結果、地元短期大学のカレッジショップや、松本零士氏のアニメモニュメントの関連グッズを取り扱う店など、これまで見られなかった多様な主体・業種の出店が相次いでおり、商店街の業種構成の多様化、若年層の新規起業の促進といった面で大きな成果がみられ、今後の商店街への波及効果も期待される場所である。

しかし、未だ空き店舗が解消するまでには至っていないことから、平成18年度以降の新たな状況も踏まえ、今後も新規起業・出店の促進に向けて、積極的な支援を継続していくことが重要である。

② 中心部へのビジネスの誘導

現在、敦賀市においては、13の大型店舗が立地しているが、その大半がロードサイド型の商業施設であり、これら施設が中心市街地から南西方面に広がる新市街地の幹線道路（国道27号および木崎通り）沿いに集積していることが、中心市街地の衰退の一因ともなっている。

このため、郊外の準工業地域における大規模集客施設の立地制限に向けた特別用途地区の活用によって、商業機能を中心市街地へ適切に規制・誘導していくための方策を講じる必要がある。

③ 商店街振興組合の一体的連携の促進

中心市街地の活性化に向けて、平成14年に「港都つるが株（TMO）」が設立され、空き店舗対策事業や各種イベントの開催、歴史的建築物である町家の再生、タウンマップの作成等、中心市街地の活性化に向けた各種の取組を主体的に推進している。こうした取組の効果をより高めていくためには、商店街振興組合をはじめ、中心市街地のまちづくりに関わる様々な主体間の「連携・協働」が重要な要素になると考えられる。

確かに現時点においては、こうした連携・協働の成果が明確に現れるまでには至っていない。しかし、平成19年3月に行われた「敦賀港芸術村構想社会実験イベント」などでは、様々な団体、個人の参画がみられるなど、一部では連携・協働の兆しが現れ始めているのも事実である。

このため、今後は「港都つるが株」だけでなく、商店街振興組合、各種団体、市民、行政が連携・協力して、中心市街地を盛り上げて行けるようなイベントなどの取組を進めることが重要である。

(4) 旧基本計画における反省点（まとめ）

旧基本計画は、計画全体の進捗率の面では約 7 割の事業が実施もしくは着手されており、施設整備の完了やまちづくり会社の設立、アニメモニュメントによる街の個性化等、個々の事業についても一定の成果があったと評価できる。また一部では、JR 北陸本線・湖西線直流化による観光客の増加など、事業効果が具体的に発現している事業もみられる状況である。

しかし、実施された事業は、主に道路整備や公共施設の整備など、行政主体のハード事業を中心に個別的・点的な対応に留まり、面的な展開に至っていないことから、中心市街地全体への波及効果は必ずしも明確ではない。

また、「敦賀駅周辺の基盤整備」や「国道 8 号の道路空間の活用」、「港周辺に残った歴史的資産等の活用」などの事業は、事業実施に向けた関係者間のコンセンサスを得るために多大な労力と時間を要し、ようやく実を結びつつあるものの、現時点では実現に至っていない。このことは、事業実施に向けたコンセンサスの醸成の重要性を改めて示唆している。

さらに、行政主導で計画が進んだ結果、商店街や各種団体など、民間の多様なまちづくり主体との連携・協働の機運が十分に高まらなかったことや、事業間の連携や一体的な取組が不十分であったため、相乗的な事業効果を生み出すことができず、魅力的な中心市街地の形成に結び付いていないことも、反省点として挙げられる。

今後は、JR 北陸本線・湖西線直流化による観光客の増加など、旧基本計画の成果の活用はもとより、実を結びつつある取組の継続的な推進を図っていくとともに、旧計画で得た反省点を十分に反映して、より効果の高い取組を進めていくことが重要である。

[4] 敦賀市中心市街地の課題整理

「中心市街地の概況」や「旧中心市街地活性化基本計画の検証」を踏まえて、中心市街地活性化に向けた課題を整理する。

(1) 中心市街地の集客力の強化

敦賀市の中心市街地の衰退は、商業機能や居住機能の郊外部への移転などに伴い、中心市街地を訪れる人が減少し、賑わいを喪失したことが大きな要因となっている。したがって、中心市街地を活性化していくためには、中心市街地に新たに人を呼び込む施策、すなわち集客性の高い施策を講じる必要がある。

平成18年10月のJR北陸本線・湖西線の直流化による関西圏からのアクセス性の向上や、観光PR活動等の展開により、市内の観光施設やイベントなどへの観光入込客数は、直近では減少に転じたが概ね増加傾向にある。また、市全体の入込客数に占める中心市街地の入込客数の割合は約5割に及ぶなど、中心市街地の活性化を目指す上で、こうした観光客の動向は着目すべき要素である。

元来、敦賀市において、中心市街地は氣比神宮を中心とした「敦賀の顔」として発展してきた地域であり、様々な歴史・文化的資源を有しているなど、観光客に街の魅力をアピールする点においてポテンシャルの高い地域である。しかしながら、旧基本計画の反省点にもあるように、例えば、こうした資源の活用が点的な整備に留まり、面的な拡がりのある展開になっていない点や、魅力ある都市空間の整備が十分に進んでいないといった状況がみられるところであり、敦賀の魅力はその真価を十分に発揮しきれていないと言えない。

ゆえに、中心市街地固有のポテンシャルを磨きあげ、郊外部にはない魅力を創出することにより、さらなる観光客の来街を掘り起こすことは、中心市街地の「賑わいの再生」に向けて、極めて有効なアプローチになり得ると考えられる。

よって氣比神宮周辺だけでなく、「JR敦賀駅周辺地区」、「舟溜り地区」、「金ヶ崎周辺地区」の“賑わい拠点”において、各々が駅や港といったエリアが持つ特色を活かした魅力を向上させ、氣比神宮を中心とした「敦賀の顔」の新たな魅力を創出することを課題として掲げることとする。

具体的には、「敦賀の玄関口としてふさわしい都市機能の高度化・集約化」（主にJR敦賀駅周辺地区）、「敦賀の歴史・文化的資源を活用した新たな観光集客施設の整備」（主に舟溜り地区）、「“港町らしさ”が感じられる魅力的な空間整備」（主に金ヶ崎周辺地区）などが各拠点における主要課題と考える。

(2) 整備効果を中心市街地全体に波及させる仕掛けづくり

敦賀市の中心市街地の特徴の一つは、上述の(1)における“氣比神宮”と“賑わい拠点”を結ぶように連続する「5つの商店街」にある。しかし、近年中心市街地の商業に係る商店数や年間小売販売額といった指標は軒並み低下の一途を辿っており、こうした商店街の衰退が中心市街地の賑わいの喪失を象徴的に示している。

したがって、中心市街地の活性化を進めていく上では、“氣比神宮”と“賑わい拠点”を訪れた来街者を、商店街を含めた中心市街地全体に回遊させることによって、拠点

の整備効果を中心市街地全体に波及させることが大きな課題となる。

具体的には、JR敦賀駅をはじめとする市内各所から中心市街地へのアクセス性の向上、“氣比神宮”と“賑わい拠点”を有機的にネットワークする回遊ルートの創出、中心市街地内の各拠点間を移動する際の交通手段の利便性向上などとあわせ、中心市街地内を便利に楽しく回遊できる環境を創出していく必要がある。

また、個々の商店や各商店街などが連携しながら魅力的な商業空間の創出に向けた取組を進めていくとともに、市民アンケートにおける意向を踏まえ、中心市街地にゆとり滞在できるような場の創出、空き店舗の活用といった取組も、中心市街地における回遊性の創出とあわせて検討すべき課題となっている。

■敦賀市中心市街地の課題のまとめ

【中心市街地の概況】

- ・「敦賀の顔」として発展してきた地域。
- ・様々な都市機能とともに、港町として栄えたため歴史的資源が集積。
- ・人口、世帯は減少傾向。高齢化率が市平均より高い。
- ・郊外の発展に伴い、中心部の商業機能が衰退。
- ・JR北陸本線・湖西線直流化により、敦賀駅の乗車人員数、観光入込客数は増加傾向である一方で、中心市街地内の歩行者・自転車通行量は減少傾向。

【市民・来街者アンケート】

- ・買い物で中心市街地を利用する市民は多いものの、その多くが大型店を利用。また、中心市街地の状況に不満を持つ市民も多く7割を超える人が活性化が必要と回答。
- ・市民、来街者とも、中心市街地において推進すべき事業では、「空き店舗活用」「若い人の意見の重視」「公共交通機関の充実」を求める意見が多い。
- ・市外からの来街手段は自動車に次いで新快速電車の利用も多く、満足度も高い。一方で、滞在時間は半日程度が最多。

【旧中心市街地活性化基本計画の検証】（反省点）

- 1) 行政主導で、個別的・点的な対応に留まり、面的な展開に至っておらず、中心市街地全体への波及効果が不十分。
- 2) 主要事業において、その実現に向けたコンセンサスが不足。
- 3) 多様なまちづくり主体の連携・協働、事業間の連携や一体的な取組が不十分であり、相乗的な事業効果を生み出せていない。

【敦賀市中心市街地の課題】

- 1) 中心市街地の集客力の強化
 - 「JR敦賀駅周辺地区」、「舟溜り地区」、「金ヶ崎周辺地区」における魅力ある拠点の整備
- 2) 整備効果を中心市街地全体に波及させる仕掛けづくり
 - 回遊しやすい移動環境の整備や中心市街地のアクセス性の改善、商店街の集客力向上

[5] 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

(1) 中心市街地活性化の基本理念

中心市街地の活性化を実現させるためには、港と鉄道のまちとして発展してきた敦賀の歴史や文化を肌で感じることができる魅力あふれるまちづくりに取り組むとともに、商店街の再生やまちなか居住の促進、活発な都市活動を育む仕掛けづくりなど、多様な取組を複合的に展開することが必要である。

しかし、昨今の厳しさを増す社会経済情勢の下で、敦賀市中心市街地の活性化を実現していくためには、限られた資源を効果の高い施策に重点的に配分し、それを踏まえたさらなる取組を展開していくことが求められている。

敦賀市は、古くから大陸との交易港や北前船の寄港地として栄えるとともに、畿内と北陸地方を結ぶ北陸街道が通る交通の要衝として重要な役割を担うなど、他都市との「交流」によって発展してきた固有の歴史や文化を有している。それは交通体系が大きく変化した今日においても変わらず、鉄道をはじめ、道路、海運といった陸海の交通において、敦賀市は依然その要衝としての役割を担い続けており、関西方面をはじめ、様々な方面からのアクセス性に優れた広域的ネットワークを形成している。

こうした敦賀市の持つポテンシャルを考慮すれば、その特性を活かした中心市街地活性化の方向性として、観光振興策を中心とした取組を軸にすることにより、中心市街地を訪れる「交流人口」を増やすことが、極めて効果的であると考えられる。

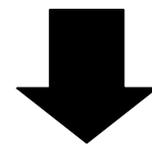
したがって、本計画においては、観光による「交流人口の増加」を活性化のメインテーマに据えて、「新たな交流文化」を創造していくことにより、中心市街地の活性化を目指す。

以上のことを踏まえ、敦賀市の中心市街地の基本理念を以下の通り定める。

【活性化のメインテーマ】

観光による「交流人口の増加」

広域的な交通利便性の高さを活かした新たな交流文化の創造



【基本理念】

みなと
「港都つるが交流文化の再生と創造」

～港町の歴史と文化を活かした、人が訪れやすく回遊しやすいまちづくり～

(2) 中心市街地活性化の基本的な方針

前述の「課題整理」と「基本理念」を踏まえ、中心市街地活性化を実現していくためには、魅力的な集客拠点や景観整備などをはじめとする「賑わい拠点」の整備を推進するとともに、商店街において観光客や市民を誘客する取組や市街地内の回遊性の向上などにより、個々の整備効果を相乗的に高め、中心市街地全体に波及させていくことが重要となる。

さらに、市民の地域に対する誇りや愛着を醸成するまちづくりとともに、誰もが暮らしやすい便利で快適な居住環境の整備も、中心市街地の活性化を支える要素として必要である。

以下、こうした観点から、中心市街地の活性化に向けた基本方針を以下に示す。

1) 敦賀らしい資源を活かした「集客拠点」・「魅力的な景観」の創出

課題を踏まえ、中心となる氣比神宮周辺の魅力の向上を図るほか、「JR敦賀駅周辺地区」、「舟溜り地区」、「金ヶ崎周辺地区」の“賑わい拠点”において、駅と港のエリアが持つそれぞれの特性を活かした交流人口の増加に向けた取組を展開する。

「JR敦賀駅周辺地区」では、「敦賀の玄関口」としてふさわしい都市機能の充実を図るため、計画されている土地区画整理事業による面的な整備とあわせて、都市機能の再編を進めるとともに、観光案内機能の強化や新たな教育機関の立地などにより、人々が集うエントランスエリアとしての空間整備を推進する。

「舟溜り地区」では、住民主体の景観まちづくりと連携した街並み景観の整備、集客拠点となる新たな施設整備など、「昔ながらの港町」が感じられる核となる観光スポットの一つとして「舟溜り地区」全体の集客力の向上を推進する。

「金ヶ崎周辺地区」では、赤レンガ倉庫や旧敦賀港駅舎など、金ヶ崎緑地周辺に点在する港町敦賀を象徴する建造物を有効活用した空間整備による「港町らしさ」が感じられる憩いの空間として魅力向上に取り組む。

なお、景観まちづくりについては、中心市街地の新たな魅力を創出するだけでなく、住む人の“まちに対する愛着や誇りの醸成”といった効果が期待される。敦賀市では、これまでも港や鉄道をテーマとしたアニメモニュメントの設置、旧敦賀港駅舎等の再生など、敦賀ならではの都市景観の形成に取り組んでいる。一方で、港町敦賀の景観要素が残る「舟溜り地区」では、住民主体の景観まちづくり活動が展開し、これまでの取組を一層具体化させていくための要素が生まれている。今後は、行政と民間が連携しながら、住民主体の景観まちづくりの全市的な展開を促進し、「敦賀らしさ」が感じられる魅力的な街並み景観や都市景観を保全・育成することによって、中心市街地全体の魅力向上に取り組む。

2) 氣比神宮と賑わい拠点を結ぶ「商店街を軸とした回遊ルート」の創出

課題整理と基本方針1)を踏まえ、年間60万人を超える参拝客がある氣比神宮を中心に、中心市街地内を回遊する新たなルートを創出する。そのために、前述の賑わい拠点がある駅と港の2つのエリアと、氣比神宮との間を連絡している商店街を軸とした回遊ルートを想定し、歩く人を増やすための取組を展開する。

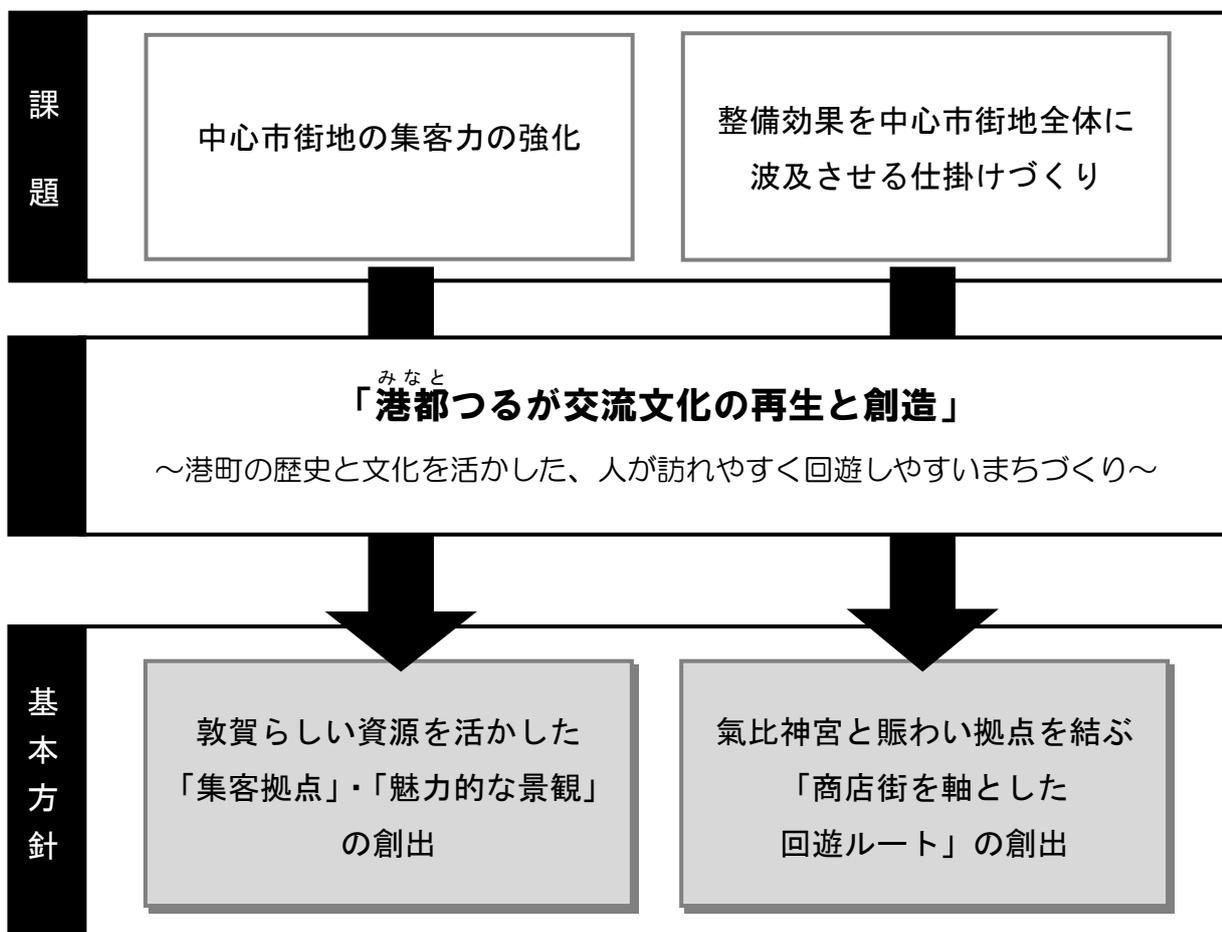
具体的には、多くの人が集まる集客拠点から中心市街地へと誘客することが重要となることから、エリア間を結ぶ商店街の魅力向上に重点的に取り組むとともに、移動環境の整備に取り組む。

商店街の魅力向上に向けては、個々の店舗や商店街の自主的な取組を基本としつつ、中心市街地やその周辺地域及び郊外の住民はもとより、JR敦賀駅の利用客、氣比神宮に訪れた参拝客、敦賀港周辺の観光施設の利用者、お祭りなどに訪れた観光客等を商店街へと誘客する仕組みづくりを進めていく。また、「観光PR支援事業」と連携した情報発信や商店街におけるイベントの開催、空き店舗の新規開業支援など、商店街の活力向上を支援していく。

また、中心市街地内を回遊しやすくする移動環境の整備に向けては、レンタサイクルを含む自転車利用の促進、バスの利便性向上、自家用車や徒歩、安全・快適に目的地にアクセスできる案内機能の強化など、市民アンケート等を踏まえつつ、人々の活発な回遊を誘引するための取組を進める。また、国道8号における歩行者空間の創出に向けた地元住民と一体となった計画づくりについても、継続的に取り組んでいく。

なお、「舟溜り地区」における賑わい拠点の整備は、これまでの直線的であった中心市街地内の移動軸に加え、新たに面的な移動軸を展開するものであり、中心市街地におけるさらなる回遊性の向上を目指す取組である。（次項「事業展開の考え方」参照）

■敦賀市中心市街地の基本的な方針のまとめ



(3) 事業展開の考え方（活性化のストーリー）

中心市街地の活性化を実現していくための方策としては、「交流人口の増加による賑わいの創出」や「中心市街地全体への賑わいの波及」に加え、「定住人口の拡大」にも取り組むことが求められる。

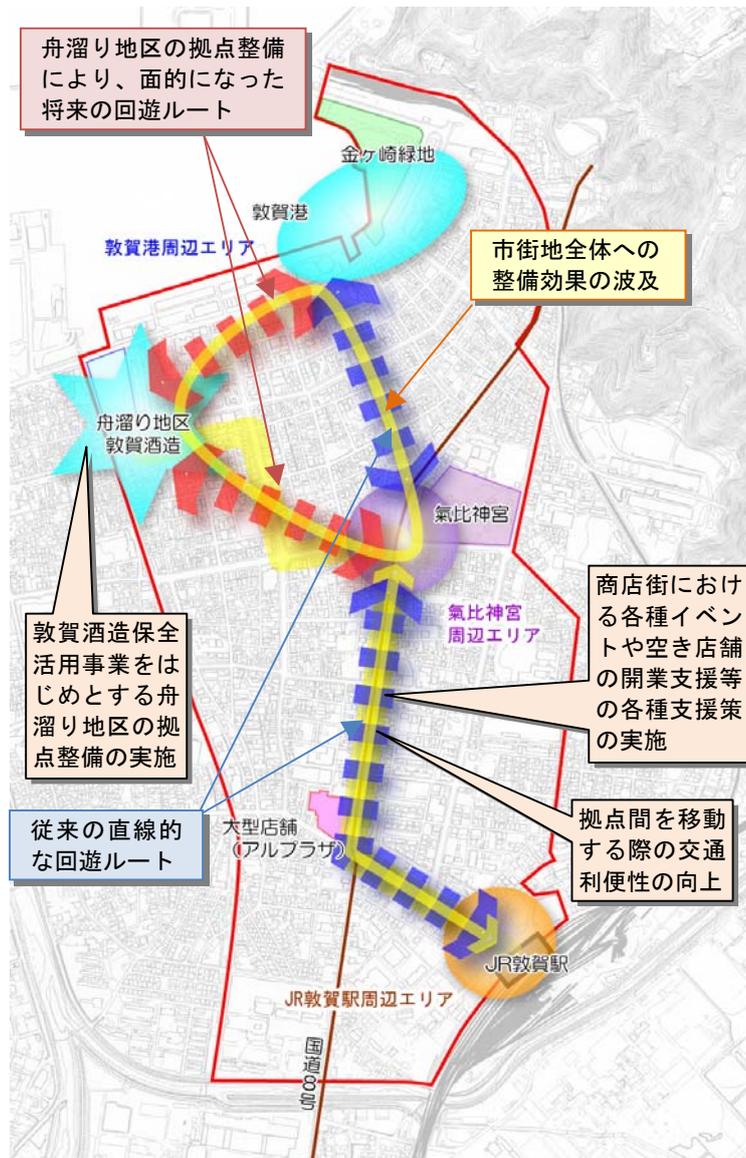
しかし、今日の住宅投資や敦賀市における住宅開発の動向を踏まえると、定住人口の拡大は、ある程度の長期的な視点に立った息の長い取組の継続によらざるを得ないと勘案される。したがって、本計画においてはあくまで長期的な目標と見据えた上で定住促進策に取り組むこととし、本計画の計画期間である当初5年間については、“敦賀らしい資源を活かした「集客拠点」・「魅力的な景観」の創出”や、その整備効果を市街地全体に波及させるために“氣比神宮と賑わい拠点を結ぶ「商店街を軸とした回遊ルート」の創出”に重点的に取り組み、「交流人口」を増加させることによって賑わいの創出・波及を図っていくことを目指す。

各種取組の整備効果を市街地全体へと波及させていくための具体的な対策として、これまで「敦賀駅～氣比神宮～金ヶ崎周辺地区」で構成されていた直線的な回遊ルートを、市街地全体を周遊できる回遊ルートへと拡充していくことを視野に入れて、「舟溜り地区」における新たな観光拠点の創出（「敦賀酒造保全活用事業」等）に重点的に取り組む。

その結果、「氣比神宮～舟溜り地区～金ヶ崎周辺地区」を結ぶ三角形の面的な回遊ルートが新たに創出されることとなる。

このことにより、それぞれの拠点間に形成されている商店街を回遊する来街者が増加し、それが商店街の再生、ひいては市街地全体の賑わい再生へと繋がること期待される。

また、上記の取組と同時に、拠点間を移動する際の交通利便性の向上（レンタサイクル、観光周遊バス、コミュニティバスの利便性向上）、商店街における各種イベントや空き店舗の開業支援等の各種支援策を重点的に展開することにより、賑わい創出における相乗的な効果の発現を目指す。



2. 中心市街地の位置及び区域

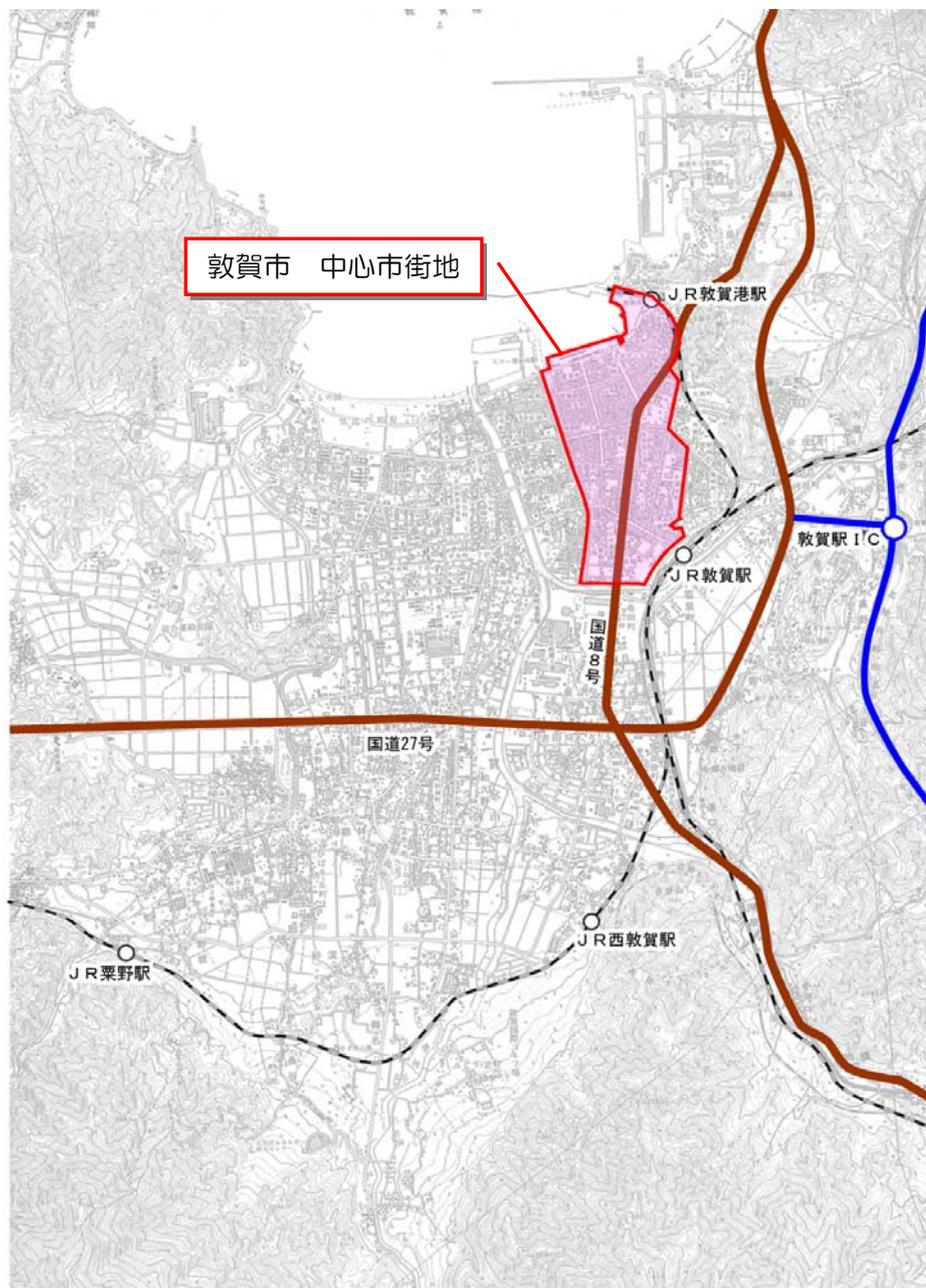
[1] 位置

位置設定の考え方

敦賀港周辺から氣比神宮周辺、J R敦賀駅周辺にかけて形成された市街地である本地区は、古くから交通の要衝として栄えるとともに、戦災復興区画整理事業による基盤整備の実施により各種都市機能の集積が進んだ地区であり、敦賀市の繁栄の歴史を今に伝える歴史・文化的資源や各種都市機能が現在も集積している。

また、敦賀市では、これまでも本地区を中心市街地として位置付け、各種取組を重点的かつ集中的に実施してきたことから、これまで蓄積されてきた既存ストックを活かした取組を継続・発展させていくために、本計画においても本地区を中心市街地と設定する。

(位置図)



[2] 区域

区域設定の考え方

古くから中心として栄えた敦賀港周辺から氣比神宮周辺の市街地と、公共公益施設の集積がみられるJR敦賀駅周辺の市街地からなる約178.6haの区域を中心市街地として設定する。

なお、今回の計画では、商業の活性化だけでなく、歴史・文化的資源、居住環境、公共交通、都市福利施設等、多様な都市的要素の魅力を高めることによる相乗的な活性化を実現するために、中心商店街の活性化を重視していた旧計画の範囲の見直しを行った。

(区域図)



[3] 中心市街地要件に適合していることの説明

要件	説明																								
<p>第1号要件</p> <p>当該市街地に、相当数の小売商業者が集積し、及び都市機能が相当程度集積しており、その存在している市町村の中心としての役割を果たしている市街地であること</p>	<p>(1) 商業の集積状況</p> <p>本区域には、駅前、本町1丁目、本町2丁目、神楽町、相生町・博物館通りの5つの商店街と大型店1店舗があり、全市の小売業合計と比較すると、本区域の面積が全市の0.7%であるのに対して、平成19年の商業関係データを見ると、年間販売額を除いては17%以上を占めており、商業機能が集積した地域となっている。</p> <p>■商業の集積状況</p> <table border="1" data-bbox="443 629 1342 927"> <thead> <tr> <th></th> <th>中心市街地</th> <th>敦賀市</th> <th>対市シェア</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>面積</td> <td>178.6ha</td> <td>25,100ha</td> <td>0.7%</td> </tr> <tr> <td>商店数</td> <td>141店</td> <td>747店</td> <td>18.9%</td> </tr> <tr> <td>従業員数</td> <td>815人</td> <td>4,604人</td> <td>17.7%</td> </tr> <tr> <td>年間販売額</td> <td>113億円</td> <td>885億円</td> <td>12.8%</td> </tr> <tr> <td>売場面積</td> <td>20,540㎡</td> <td>104,780㎡</td> <td>19.6%</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">平成19年商業統計調査</p> <p>(2) 公共公益施設の集積状況</p> <p>本区域の中には、駅前の合同庁舎をはじめ、国・県・市の公共施設、市民文化センター等の文化・集会施設、小中学校や子育て支援センター等の教育・子育て施設、あいあいプラザ等の福祉施設などの各種公共公益施設が多く集積しており、全市の面積に対して、本区域には多くの都市機能が集約されている。(P6 公共公益施設の分布図参照)</p> <p>(3) 公共交通機関の集中</p> <p>本区域には、JR敦賀駅があり、本市及び、福井県嶺南地域の玄関口として重要な役割を果たしている。また、コミュニティバスと路線バス、更に観光周遊バスが市内で運行しているが、そのすべての路線がJR敦賀駅を発着点として本区域を經由しており、交通の結節点として機能している。</p> <p>更に、平成18年のJR北陸本線・湖西線直流化により、関西圏からの交通利便性の向上も図られている。</p>		中心市街地	敦賀市	対市シェア	面積	178.6ha	25,100ha	0.7%	商店数	141店	747店	18.9%	従業員数	815人	4,604人	17.7%	年間販売額	113億円	885億円	12.8%	売場面積	20,540㎡	104,780㎡	19.6%
	中心市街地	敦賀市	対市シェア																						
面積	178.6ha	25,100ha	0.7%																						
商店数	141店	747店	18.9%																						
従業員数	815人	4,604人	17.7%																						
年間販売額	113億円	885億円	12.8%																						
売場面積	20,540㎡	104,780㎡	19.6%																						

第2号要件

当該市街地の土地利用及び商業活動の状況等からみて、機能的な都市活動の確保又は経済活力の維持に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認められる市街地であること

(1) 商業活動の衰退

① 商店数

本市の小売業の商店数は約20年間で24.3%減少しているが、本区域内でも商店数は42.8%とおよそ4割にまで減少している。

② 従業員数

本市全体の従業員数は、約20年間でほぼ横ばいなのに対して、本区域内では42.0%減少している。

③ 年間販売額

本市全体の年間販売額は、約20年間で約14.4%の増加を示しているが、本区域内では、55.2%と大きく減少している。

④ 売場面積

本市全体の売場面積は、約20年間で58.0%と大幅に増加しているが、本区域内では逆に、26.3%の減少を示している。

■商店数・従業員数・年間販売額・売場面積

		S63年	H3年	H6年	H9年	H14年	H16年	H19年
商店数	市全体	988	999	941	943	887	836	747
	中心市街地	329	299	278	265	169	160	141
	シェア	33.3%	29.9%	29.5%	28.1%	19.1%	19.1%	18.9%
従業員数	市全体	4,609	4,654	4,620	4,606	5,218	4,947	4,604
	中心市街地	1,407	1,250	1,139	1,175	914	935	815
	シェア	30.5%	26.9%	24.7%	25.5%	17.5%	18.9%	17.7%
年間販売額	市全体	77,361	93,048	100,513	102,492	93,300	91,342	88,538
	中心市街地	25,315	26,105	21,147	20,681	13,239	13,081	11,317
	シェア	32.7%	28.1%	21.0%	20.2%	14.2%	14.3%	12.8%
売場面積	市全体	66,300	82,909	91,870	95,742	97,668	105,898	104,780
	中心市街地	27,888	28,546	26,539	25,769	24,395	22,618	20,540
	シェア	42.1%	34.4%	28.9%	26.9%	25.0%	21.4%	19.6%

各年商業統計調査

(2) 人口の減少

平成11年から平成19年までの8年間で、本市全体の人口はやや微増しているのに対し、本区域内の人口は、9.3%減少しており、市全体に対する割合も13%台まで減少している。

■人口の推移

		H11年	H13年	H15年	H17年	H19年
人口	市全体	68,479	68,648	68,977	68,978	68,908
	中心市街地	10,275	10,033	9,861	9,607	9,320
	シェア	15.0%	14.6%	14.3%	13.9%	13.5%

各年住民基本台帳

(3) 歩行者・自転車通行量の減少

歩行者・自転車通行量は、平成6年から平成20年にかけて、増減を繰り返しながら減少している。平成12年の中心市街地内大型店の改装・増床、平成18年のJR北陸本線・湖西線直流化による効果も見られたが、全体的には減少傾向に歯止めがかかっていない。

■歩行者・自転車通行量の推移

	H6年	H9年	H11年	H17年	H19年	H20年
平日	5,043	4,023	2,766	3,230	2,341	2,633
休日	4,031	4,318	3,146	3,203	3,407	2,859

(4) 地価公示価格の低下

平成10年から平成19年までの9年間で中心市街地近隣の住宅地では24.4%、商業地では38.1%の減少であるのに対し、中心市街地内の住宅地では31.1%、商業地では41.3%の減少といずれも減少傾向にあるが、中心市街地の方がいずれも大幅に減少している。

■地価公示価格の推移

	H10年	H13年	H16年	H19年
中心市街地近隣の住宅地 (呉竹町1丁目)	91,900	90,000	80,300	69,400
中心市街地近隣の商業地 (三島町1丁目)	126,000	117,000	96,000	78,000
中心市街地内の住宅地 (清水町2丁目)	107,000	98,000	85,500	73,700
中心市街地内の商業地 (清水町1丁目)	138,000	125,000	98,800	81,000

第3号要件

当該市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上と総合的かつ一体的に推進することが、当該市街地の存在する市町村及びその周辺の地域の発展にとって有効かつ適切であると認められること

(1) 敦賀市総合計画における位置付け

平成19年3月に策定された第5次敦賀市総合計画第3期基本計画では、「人が集う、魅力ある都市づくり」のひとつとして位置付けられており、コンパクトシティの実現に向けた取組を明確にしている。

● 中心市街地活性化基本計画の推進

新たに策定する中心市街地活性化基本計画に基づき、中心市街地に住環境や公共施設などの都市機能を整備し、都市の中心として活性化を図ります。

● 交流空間としての一体的な整備

駅周辺から中心商業地、港に至るエリアを交流空間とし、バリアフリー化や歩行空間としての魅力向上など、一体的な整備を進めます。

● 歴史的まちなみの整備

敦賀の歴史や地域特性を活かした景観づくりとして、相生町周辺の道路整備や電線地中化、ライトアップなどのまちなみ整備を進めます。

● 中心市街地における居住環境の整備

新津内公営住宅及び優良賃貸住宅を中心市街地に整備するなど、中心市街地への人口回帰を図ります。

● 敦賀駅舎の再整備

「港まち 敦賀」の玄関口にふさわしい「賑わい交流拠点」として、駅舎を改築します。新駅舎は、歴史と未来が感じられる明るい開放的なデザインとします。

● 敦賀駅周辺の再整備

敦賀駅周辺はターミナル機能や情報発信機能を基本に、産業面・文化面・生活面などを加えた多機能空間として再整備し、交流賑わいの創出を図ります。

(2) 敦賀市都市計画マスタープランにおける位置付け

平成 21 年 7 月に改訂した敦賀市都市計画マスタープランでは、市街地整備の基本方針を次のとおり定めている。

【中心市街地活性化】

敦賀の歴史は交流の歴史であったといっても過言ではありません。近年では、環日本海諸国間の経済交流の本格化等、新たな物流ニーズに対応するため、新港地区の整備が進められている他、本港地区においては、賑やかで魅力的なウォーターフロントとしての再開発計画等が進められています。

一方、都市の現状をみると、中心市街地の空洞化により町の賑わいが薄れ、商業・業務活動も停滞していることは否めない状況です。また、歴史的な港町としての資源の再評価や整備が充分とはいえない状況にあります。

このため、中心市街地活性化基本計画に基づき港町敦賀の持つ自然、歴史、文化的な資源豊かな本港周辺地区や今後の複合ターミナルとしての機能を担う敦賀駅周辺地区を都市づくりの拠点として位置づけ、ICから敦賀駅、本港地区を都市軸により連結し、交流都市拠点を形成します。

また、都市づくりの計画として、敦賀市の歴史や立地特性を活かし、市街地を中心とした個性的なまちづくりを進めるにあたり、河川や都市軸などに対応した景観整備を図り、都市の魅力向上と市民が誇りを持てる市街地を形成し、景観条例等、市民参加の中で共通のルール作りに努めることとしている。

3. 中心市街地の活性化の目標

[1] 中心市街地活性化の目標

敦賀市の中心市街地の活性化を実現していくためには、前述の「中心市街地の活性化に関する基本的な方針」に基づく取組を着実に推進することにより、「多様な都市機能や既存ストックを活用した賑わい拠点がコンパクトに集積した、敦賀らしい魅力的な中心市街地」へと再生していくことが重要である。

このことを踏まえ、敦賀市の中心市街地活性化の目標として、以下の2つの目標を設定する。

目標①：敦賀の歴史・文化と新たな魅力が調和した中心市街地

中心市街地の活性化の基本理念である「交流人口」を増やすために、港町としての魅力が楽しめる「舟溜り地区」における新たな集客施設の整備、「金ヶ崎周辺地区」など、既存の観光施設の魅力向上に取り組む。また、玄関口であるJR敦賀駅及び周辺の基盤整備など、多くの人々が集い、多様な交流を生み出す拠点の整備にも取り組む。

さらに、敦賀市独自の歴史や文化が感じられる市街地景観を創出するために、市民との連携のもとに魅力的な街並み景観の創出にも取り組むことにより、「敦賀の歴史・文化と新たな魅力が調和した中心市街地」の実現を目指す。

目標②：人が行き交い、新たな交流が生まれる中心市街地

中心市街地全体の賑わい再生に向けて、中心市街地の集客拠点に訪れた人を商店街等に誘客するために、観光客や買物客にとって魅力的な商業空間を創出するとともに、中心市街地全体が連携した観光情報等の発信やイベント開催等により回遊ルートの創出に取り組む。

さらに、中心市街地を訪れた人が商店街などを回遊することによって、まち全体の賑わい再生に結びつくことから、行きたいところに安全かつ快適に移動できるよう、アクセス性や回遊性に配慮した交通環境の多様化を図るとともに、その利便性向上や利用促進を進めることにより、「人が行き交い、新たな交流が生まれる中心市街地」の実現を目指す。

[2] 計画期間の考え方

本基本計画の計画期間は、各種事業の進捗及びその効果を考慮し、平成21年12月から平成27年3月までの5年4ヶ月とする。

[3] 目標達成に向けた事業展開の方向性

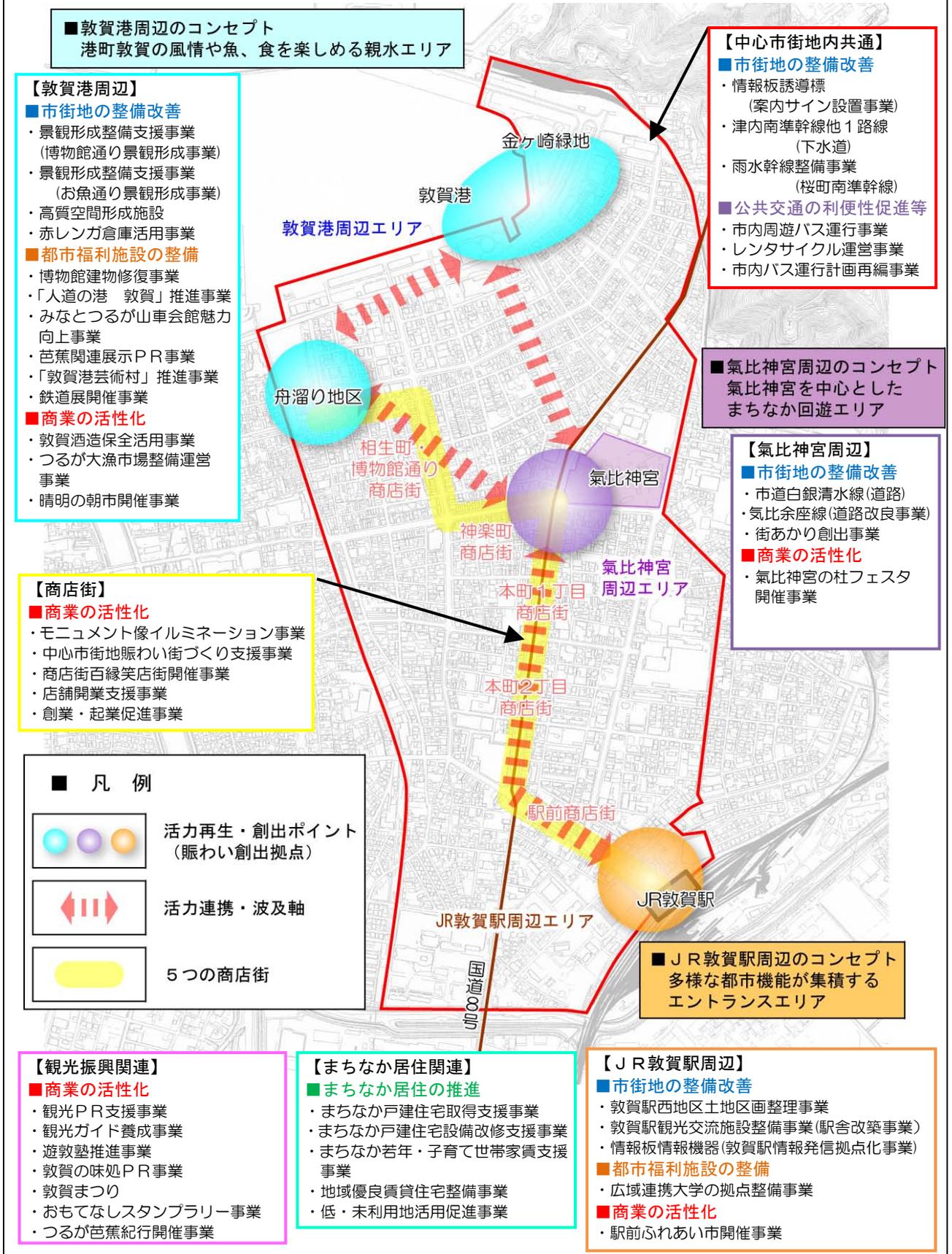
(1) 目標別事業展開の方向性

各目標の達成に向けて実施する主な事業を以下のように位置付ける。



(2) 目指すべき将来都市像とエリア別事業展開の方向性

目指すべき将来都市像と各エリアのコンセプト、目標の達成に向けて実施する事業を以下のように位置付ける。



1) JR敦賀駅周辺エリア

重要な交通結節拠点であると同時に、敦賀市の玄関口として位置付けられるJR敦賀駅は、近年では関西圏からの新快速電車の直接乗り入れに伴い利用者が増加傾向にあるなど、その位置付けは益々重要なものとなっている。

これらの状況を踏まえながら、敦賀駅西地区土地区画整理事業や敦賀駅観光交流施設整備事業（駅舎改築事業）などにより、敦賀市の玄関口にふさわしい都市基盤を整えるとともに、敦賀市を訪れた観光客に対する観光情報の発信拠点としての機能をJR敦賀駅に付加し、新たに広域連携大学拠点の整備を行うことによって、「多様な都市機能が集積するエントランスエリア」の形成を目指す。

2) 氣比神宮周辺エリア

中心市街地の中心に位置し、市民の誇り・愛着の源ともなっている氣比神宮の周辺では、門前町や児屋川周辺における景観形成啓発活動事業や氣比神宮のライトアップ事業による魅力的な都市景観の創出、道路改良事業や街あかり創出事業による歩きやすい環境整備を実施するとともに、周辺商店街の活性化に向けた取組と連携しながら、「氣比神宮を中心としたまちなか回遊エリア」の形成を目指す。

3) 敦賀港周辺エリア

敦賀市の長い歴史を物語る資源が数多く集積している敦賀港周辺では、「金ヶ崎周辺地区」における赤レンガ倉庫や旧敦賀港駅舎などの港まちらしい建築物を活かした憩いの空間整備、「舟溜り周辺地区」においては、地元住民と連携した魅力的な街並み景観の創出に取り組むとともに、貴重な歴史・文化的資源を活用した施設整備を行い、新たな観光拠点の創出に向けた取組と連携しながら、「港町敦賀の風情や魚、食を楽しめる親水エリア」の形成を目指す。

4) 商店街

上記の3つのエリアを連絡するようにアーケードで結ばれた5つの商店街では、国道8号の道路空間の活用促進に向けた取組、既存のアニメモニュメントのライトアップなど、歩いて楽しめる魅力の創出、空き店舗解消に向けた開業・起業に対する支援などに取り組むとともに、JR敦賀駅や大型店舗、氣比神宮や舟溜り地区などの「賑わい拠点」との連携による「新たな回遊ルートの創出」に取り組むことによって、商店街への誘客を促進し、賑わいと活気があふれる商店街の再生を目指す。

5) 中心市街地全体

上記の取組に加え、観光振興、まちなか居住の推進、生活環境の利便性・快適性の向上、公共交通機関の充実等に取り組むことによって、中心市街地全体の活性化を目指す。

[4] 数値目標

中心市街地活性化の目標の達成状況を把握するための指標として、目標①②に対する評価指標及び参考指標を以下のとおり設定する。

目標	評価指標	備考
①敦賀の歴史・文化と 新たな魅力が調和した中心市街地	観光施設の年間入込客数	中心市街地内の観光施設等の入込客数の合計
②人が行き交い、 新たな交流が生まれる中心市街地	歩行者・自転車通行量（休日）	中心市街地内の 3地点合計
	年間小売販売額 （参考指標）	中心市街地内の 5商店街対象

(1) 「敦賀の歴史・文化と新たな魅力が調和した中心市街地」に関する指標

1) 評価指標の設定

「敦賀の歴史・文化と新たな魅力が調和した中心市街地」の実現に向けては、敦賀市らしさを備えた集客拠点や魅力的な景観整備、多様なイベントの実施に取り組むことによって、まちを訪れる人を増やす取組を重点的に推進することが重要となる。

以上のような取組を展開することにより、中心市街地内の商店街や観光スポット等に訪れる観光客や市民の増加につながることを期待される。

したがって、これらの整備効果の発現状況を表す指標としては、中心市街地内の「観光施設の年間入込客数」がふさわしいと考えられる。

特に、本計画では、舟溜り地区の魅力向上に向けた施策に重点的に取り組む予定であることから、整備効果の波及が期待される「舟溜り地区～金ヶ崎緑地～氣比神宮」に位置する主要な観光施設の入込客数と、新たに整備・運営される施設の入込客数の合計を、本目標の達成状況を表す指標として設定する。

2) 数値目標の設定

「観光施設の年間入込客数」の値は、下表に示す7施設の入込客数の合計とする。

	施設名称	備考
既存施設	・ 氣比神宮	
	・ 市立博物館・山車会館	隣接する施設であることから、両館の入場者数の平均値を施設入込客数として把握
	・ 旧敦賀港駅舎	
	・ アクアトム	
	・ 金崎宮	
新規施設	・ 備前屋スクエア	「敦賀酒造保全活用事業」によって整備
	・ つるが大漁市場	「つるが大漁市場整備運営事業」によって整備

また、数値目標は、以下の通り設定する。

【数値目標】

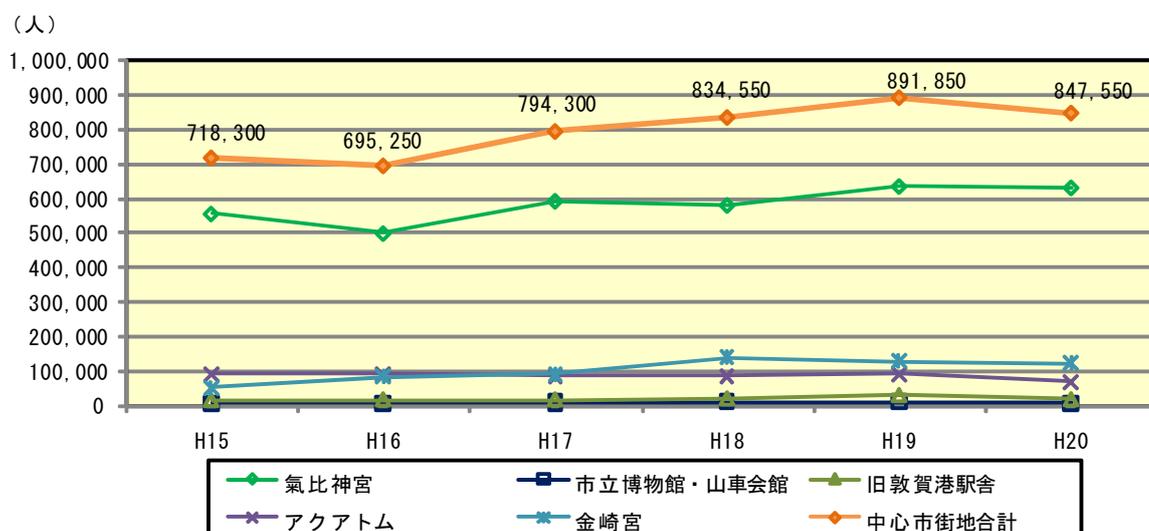
指標：観光施設の年間入込客数	
現況値 (平成 20 年)	目標値 (平成 26 年)
847.5 千人	891.9 千人 (約 5%増加)

【目標値設定の理由】

既存5施設の入込客数は、平成18年10月のJR北陸本線・湖西線直流化開業以降、増加傾向となっていたが、平成20年（847,550人）には減少に転じており、JR北陸本線・湖西線直流化開業による観光客の増加傾向が一段落した状態であることがうかがえる。

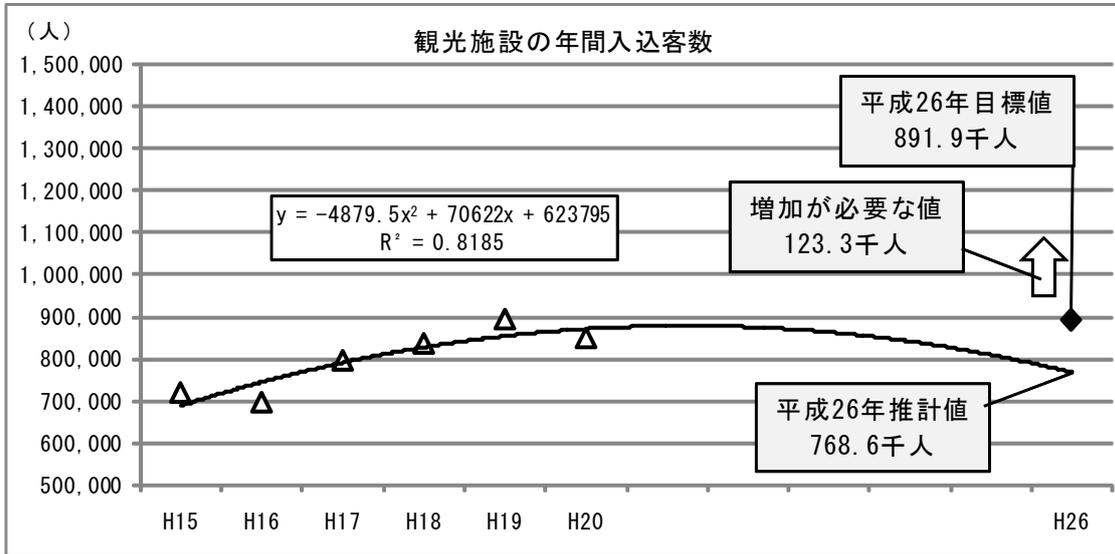
このような現状を踏まえると、前述の観光施設に訪れる観光客及び市民の増加に向けた各種施策に取り組むことによって、施設の入込客数の減少を食い止めながら、再び増加傾向に転じさせることを目的とすることが適切と考えられる。

したがって、新規施設の整備、既存施設の魅力向上、イベントの実施等による入込客数の増加に取り組むことによって、これまでで最も入込客数の多かった平成19年の実績である891.9千人を、目標年次（平成26年）の数値目標と設定する。



【目標を達成するための主な事業】

平成15年～平成20年の実績をもとにトレンド推計を行ったところ、これまでの増加傾向から減少へと転じたことを反映し、平成26年の5施設の入込客数は768.6千人まで減少すると予測された。



以上のことを踏まえ、数値目標との差である123.3千人の回復に向けて、舟溜り地区の新規観光施設の整備を始め、各観光施設の魅力向上やイベント開催などに取り組み、中心市街地内の観光施設に訪れる観光客及び市民を増やすことによって数値目標の達成を目指す。

具体的には、次のような事業の実施により、数値目標の達成が可能と考えられる。

■数値目標の達成に寄与する主な事業

事業名	想定増加量
①新たな観光施設を整備する事業	120,660人
ア) 敦賀酒造保全活用事業	114,610人
イ) つるが大漁市場整備運営事業	6,050人
②既存観光施設の入込客を増加させる事業	7,130人
ア) 鉄道展開催事業	5,780人
イ) みなとつるが山車会館魅力向上事業	765人
ウ) おもてなしスタンプラリー事業	585人
③上記を補強する事業	—
・ 赤レンガ倉庫活用事業	
・ 景観形成整備支援事業 (博物館通り景観形成事業)	
・ 景観形成整備支援事業 (お魚通り景観形成事業)	
・ 情報板誘導標 (案内サイン設置事業)	
・ 情報板情報機器 (敦賀駅情報発信拠点化事業)	
・ 敦賀駅観光交流施設整備事業 (駅舎改築事業)	
・ 観光PR支援事業 など	
合計	127.8千人

①新たな観光施設を整備する事業

ア) 敦賀酒造保全活用事業

賑わい再生に向けては、港町敦賀に残された歴史・文化的資源を活用し、敦賀らしい昔ながらの街並みを楽しめる観光スポットを創出することにより、観光客の増に繋げていく。

そのため、「舟溜り地区」における新たな観光拠点の整備に重点的に取り組むこととし、その核となる事業として、新たな集客施設「備前屋スクエア」（仮称）を整備する「敦賀酒造保全活用事業」を実施する。「備前屋スクエア」は、江戸末期の木造建築物である敦賀酒造の酒蔵等を活用し、「舟溜り地区」の歴史・文化・食を楽しむ拠点施設であり、飲食店3店舗、物販店5店舗のほか、事務所と交流施設が入居予定である。

《敦賀酒造保全活用事業の概要》

- 事業期間 : 平成 21～22 年度
- 事業主体 : 民間事業者
- 事業概要 : 敷地面積 2,242 m²
建物面積 約 1,800 m²
母屋・土蔵（10 棟）を再整備し、店舗等として活用
テナント レストラン、地元特産品販売、海産加工物販売、
交流施設など
- 開業時期 : 平成 23 年 4 月（予定）



舟溜り側からのイメージ



敷地内の路地イメージ



建物内部のイメージ

当該事業の「整備計画」においては、開業後の入込客数を 314 人/日（観光客と市民の合計）と見込んでいる。

■一日当たりの入込客数：314 人/日の内訳

【飲食店：269 人】＋【物販店：199 人】－【飲食店と物販店の重複分：154 名】

したがって、この一日当たりの入込客数に基づき「備前屋スクエア」の年間入込客数を 114,610 人と推計した。

314 人/日 × 365 日 = 114,610 人/年（年中無休で営業することを想定）

イ) つるが大漁市場整備運営事業

舟溜り地区の新たな観光集客拠点として「つるが大漁市場」が平成21年4月よりオープンしている。今後は、舟溜り地区の活性化に資する重要な拠点施設の一つとなることが期待されていることから、周辺施設と連携しながら積極的な運営を展開していく。

当施設は、新鮮な魚介類の直売所であり、営業時間は午前6時～午後1時、毎週水曜日が定休日である。夏場で入込客数の極めて少ない現時点の実績から、年間入込客数は3,550人/年程度と推計されるが（施設の調査に基づく）、本来は漁獲高が増加するとともに「カニの釜揚げ」などが行われる冬場（11月～3月）が海産物販売の繁忙期であることから、今後、入込客数は大きく増加すると想定される。

当該施設周辺は、「カニの釜揚げ」を実施する冬場には通常約100人/日程度の来客が見込まれる地区であり、個人での来客のほか観光バスによるツアー客の集客もある。

ここで、例年JR西日本とタイアップして行われているJR駅長おすすめ駅プラン（11月～3月に行われ、食事・買物・温泉入浴のコースで当該施設周辺も立ち寄り箇所となっている）の実績により冬場の入込客数を想定すると、平均して約500人/月（平成19年度実績）が当該地区を訪れている。当該施設においても同程度の来客が見込めることから、冬場の入込客数の増加分を約2,500人（500人×5ヶ月）と推計した。

以上により、目標年次である平成26年の入込客数を6,050人/年と推計した。

$$3,550 \text{ 人/年 (現時点での年間入込客数の推計値)} + 2,500 \text{ 人/年 (冬場の増加分)} \\ = \underline{6,050 \text{ 人/年}}$$

②既存観光施設の入込客を増加させる事業

ア) 鉄道展開催事業

「旧敦賀港駅舎」では、敦賀の鉄道に関する歴史を紹介し、鉄道資料や列車模型を展示する「鉄道展開催事業」を平成21年3月より実施している。

平成21年3月～7月までの5ヶ月間の実績を平成20年3月～7月の実績と比較すると、約5,800人の増加となっている。

■旧敦賀港駅舎の入込客数

平成20年（3月～7月）	7,743人	約5,800人増加
平成21年（3月～7月）	13,551人	

年間の入込客数を推計するために、残りの期間（平成21年8～平成22年2月）の入込客数を推計する。

まず、入込客数の季節変動を反映するために、平成20年3～7月の実績を「100」とした場合の平成20年8月～平成21年2月の値を算出すると「99.3」となる。

$$7,689 \text{ 人 (平成20年8月～平成21年2月実績)} \div 7,743 \text{ 人 (平成20年3～7月実績)} \\ = \underline{99.3}$$

したがって、平成21年8月～平成22年2月までの入館者数は5,759人になると推計される。

$$5,800 \text{ 人 (平成 21 年 3 月～7 月の増加分)} \times 99.3 / 100 = \underline{5,759 \text{ 人}}$$

よって、1年目の入込客数の増加分は、約11,560人になると予想される。

$$5,800 \text{ 人 (平成 21 年 3 月～7 月の増加分)} + \\ 5,759 \text{ 人 (平成 21 年 8 月～平成 22 年 2 月までの推計値)} = \underline{\text{約 } 11,560 \text{ 人}}$$

一般的に、施設のリニューアルを実施した場合、2年目以降の入込客数は1年目より減少すると考えられる。市内の類似施設である「アクアトム[※]」においても、1年目と比べて2年目は半減している。

以上のことを踏まえ、目標年次における入込客数は、1年目の入込客数増加分の半分となる5,780人増加すると算出した。

$$11,560 \text{ 人 (平成 21 年 3 月～平成 22 年 2 月までの増加分)} \times 0.5 = \underline{5,780 \text{ 人}}$$

※敦賀の人と風土を育んできた「海」と「エネルギー」をテーマに、子供から大人まで最先端の科学について楽しく「見る、触れる、感じる」ことができる参加・体験型の科学館

イ) みなとつるが山車会館魅力向上事業

本市の最大の祭である敦賀まつりの華であり、市指定文化財である山車の保存及び文化観光の拠点施設としての機能を持つ「みなとつるが山車会館」の魅力向上（映像シアターの改修、山車の水引幕の整備）を図ることにより、入館者数の増加が期待される。

入込客数の増加効果については、隣接する博物館においてイベント（敦賀長浜鉄道物語）を実施した際の実績で、入館者数が1.2倍に増加していることから、「みなとつるが山車会館魅力向上事業」によって「みなとつるが山車会館」の入込客数は1,530人増加すると算出した。

$$7,650 \text{ 人 (平成 20 年実績)} \times 0.2 \text{ (博物館のイベント時の増加分の割合)} = \underline{1,530 \text{ 人}}$$

なお、「鉄道展開催事業」と同様に、2年目以降は入込客数の増加分が半減すると考えられることから、目標年次における入込客数は、1年目の増加分1,530人の半分となる765人増加すると算出した。

$$1,530 \text{ 人 (増加分)} \times 0.5 = \underline{765 \text{ 人}}$$

ウ) おもてなしスタンプラリー事業

敦賀酒造保全活用事業によって整備される新たな集客拠点「備前屋スクエア」と地元商店街が連携した取組として、敦賀商工会議所が実施している「おもてなしスタンプラリー」による入込客数の増加が期待される。

この事業は、「氣比神宮」と「旧敦賀港駅舎」の2つの観光施設（必ず立ち寄るチェックポイント）と併せて、中心市街地に立地している店舗を中心とした64店の「おもてなしいっぷく処」のうち1ヶ所を巡るという、「まちなか回遊」を目的とした事業である。本事業のチェックポイントとして、「備前屋スクエア」を加えれば「氣比神宮～舟溜り地区～金ヶ崎緑地」を結ぶ面的な回遊ルートと合致することとなり、こうした回遊する人の流れに同調して「おもてなしいっぷく処」へ参画しようとする店舗の増加につながることも期待される。

今後、実施期間を平成20年度の4日間から2倍の8日間へと拡充することにより、約195人の参加者数の増加を見込むことができる。

$$\begin{aligned} & (329 \text{ 人 (平成 19 年度参加者数)} + 343 \text{ 人 (平成 20 年度参加者数)}) \\ & \quad \div 10 \text{ 日間 (平成 19、20 年度の実施期間の合計)} = \underline{67.2 \text{ 人/日}} \\ & (67.2 \text{ 人 (平成 19～20 年度の 1 日あたりの平均参加者数)} \times 8 \text{ 日間}) \\ & \quad - 343 \text{ 人 (平成 20 年度参加者数)} = \underline{\text{約 195 人}} \end{aligned}$$

これらの参加者は、チェックポイントである3施設（氣比神宮、敦賀港駅舎、備前屋スクエア）を訪れることになるため、入込客数は合計で585人増加すると算出した。

$$195 \text{ 人} \times 3 \text{ 施設} = \underline{585 \text{ 人}}$$

③上記を補強する事業

前述の事業による事業効果を補強し、それぞれの賑わい拠点における成果を確実に生み出していくために、以下の事業を実施し、各拠点の魅力向上を推進する。

「金ヶ崎周辺地区」においては、赤レンガ倉庫活用事業による赤レンガ倉庫横のポケットパーク整備を行い、金ヶ崎緑地と相俟った憩いの空間として整備する。「舟溜り地区」においては、博物館通り及びお魚通りの景観形成事業による通りの修景整備を行い、港町の風情を感じられる界限として整備する。「JR敦賀駅周辺地区」においては、敦賀駅情報発信拠点化事業及び敦賀駅観光交流施設整備事業による玄関口にふさわしい機能整備を図る。

3) フォローアップの考え方

事業の進捗状況については、毎年度確認するとともに、状況に応じて事業の進捗促進のための措置を講じていく。また、計画期間の中間年度にあたる平成23年度には、市が実施する7施設の入込客数の調査結果に基づき数値目標を検証し、状況に応じて目標達成に向けた改善措置を講じていく。

さらに、最終年度にあたる平成26年度の終了後には、中間年度で検証した事項を含め再度検証する。

(2) 「人が行き交い、新たな交流が生まれる中心市街地」に関する指標

1) 評価指標の設定

「人が行き交い、新たな交流が生まれる中心市街地」の実現に向けては、中心市街地内の課題に応じた都市基盤整備、核となる施設整備、新規都市機能の導入などを進めるとともに、商店街の活性化などに取り組むことによって賑わいの創出を図り、それらの整備効果をまち全体へと波及させていく取組を展開することが重要となる。

こうした取組により、通勤・通学、買い物、レクリエーション、商業・業務、教育・文化に関わる日常活動に加え、市内外からの観光などによる交流活動など、様々な分野の都市活動が活発になっていくことが期待される。

これらの取組による効果の発現状況を表す指標としては、多様な都市活動の発現状況を全体的に捉える意味から、中心市街地内の「歩行者・自転車通行量」がふさわしいと考えられる。

「歩行者・自転車通行量」については、「平日」と「休日」の値があり、敦賀市ではともに減少傾向となっているが、計画期間中の取組による成果が比較的早期に発現すると考えられる「歩行者・自転車通行量（休日）」の値を、本目標の達成状況を表す評価指標として設定する。

2) 数値目標の設定

中心市街地における「歩行者・自転車通行量（休日）」の値は、JR敦賀駅周辺から、氣比神宮周辺を経由して、舟溜り地区周辺に至る商店街沿いの3箇所の調査地点（次ページの図参照）における休日の通行量（午前9時～午後7時）の合計とする。

また、数値目標は、以下の通り設定する。

【数値目標】

指標：歩行者・自転車通行量（休日）	
現況値 （平成20年）	目標値 （平成26年）
2,859人／日	3,150人／日 （約10%増加）

【目標値設定の理由】

平成10年頃から郊外部にロードサイド型商業施設の立地が顕著にみられるようになり、これと時期を合わせるように、中心市街地商店街の衰退が顕著にみられるようになった。

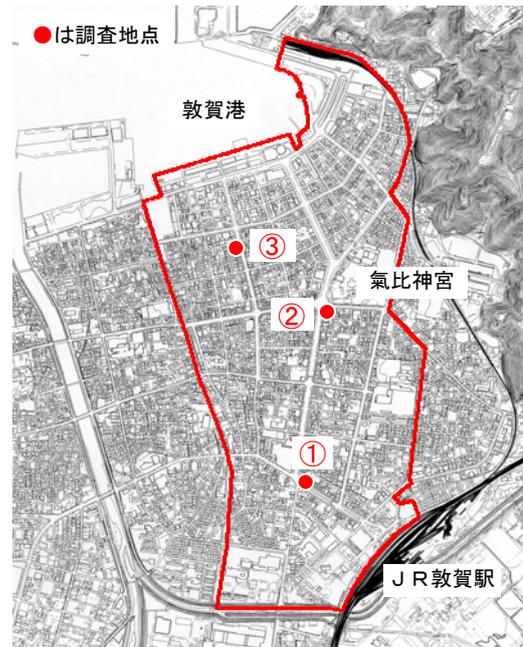
この影響を反映するように、中心商店街の歩行者・自転車通行量は、平成9年の4,318人をピークに減少傾向となっており、平成20年には2,859人と、ピーク時の約66%まで落ち込んでいる。

※平成6年～平成17年までは道路交通センサスを10時間に換算し記載。

※調査地点③は平成19年調査開始

※調査地点①のH17データは、前後のデータから按分により推計した。

※()のデータは、平成20年の実績を踏まえた比率から推計した。



■歩行者・自転車通行量の推移

		H6	H9	H11	H17	H19	H20
平日	①白銀交差点	2,383	2,068	1,530	1,536	1,475	1,335
	②氣比神宮交差点	2,181	1,573	973	1,387	782	1,048
	③博物館付近交差点(東西)	(479)	(382)	(263)	(307)	84	250
	計	5,043	4,023	2,766	3,230	2,341	2,633
休日	①白銀交差点	2,543	2,493	1,648	(2,000)	2,352	1,610
	②氣比神宮交差点	1,281	1,603	1,336	1,038	973	1,102
	③博物館付近交差点(東西)	(207)	(222)	(162)	(165)	82	147
	計	4,031	4,318	3,146	3,203	3,407	2,859

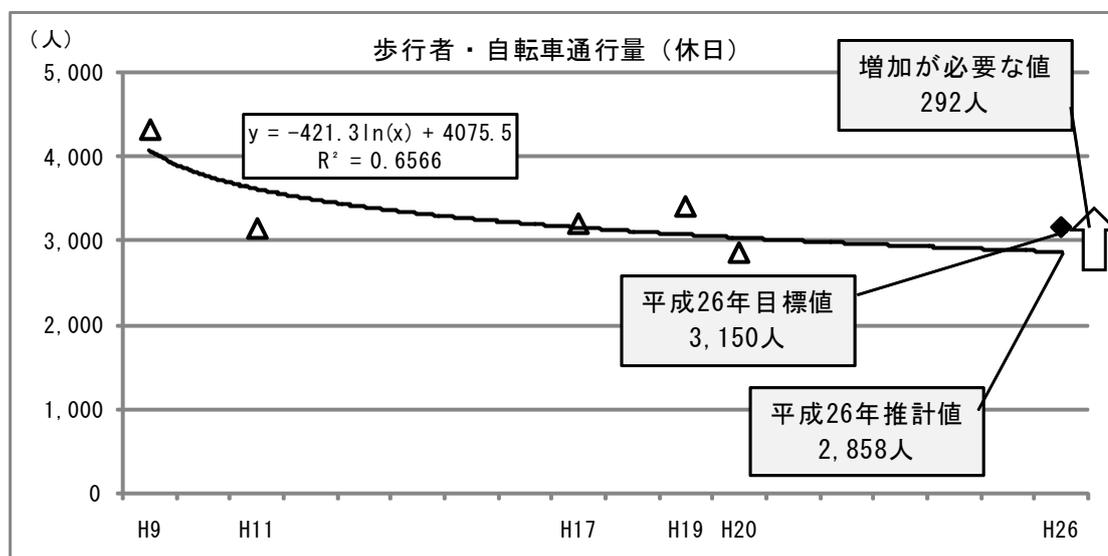
今後、中心市街地の活性化を実現するためには、中心市街地が本格的に衰退する前の賑わいと活気を取り戻すことが必要である。つまり、これまで最も通行量が多かったと考えられる平成9年の水準である「4,300人」まで歩行者・自転車通行量を回復させる必要があると考えられる。

しかし、「4,300人」を5年後の数値目標として位置付けることは困難である。なぜなら、「4,300人」まで回復させるためには、郊外部のロードサイド型商業施設に対する土地利用面での規制・誘導を図りつつ、各種都市機能を中心市街地に集約化することが不可欠であり、この効果の発現までには長期間必要となるからである。以上のことを踏まえると、「4,300人」は、長期目標として位置付けて、歩行者・自転車通行量(休日)の減少傾向に歯止めをかけ、回復傾向に転じさせることを当面の目標と考える。

具体的には、過去10年間(平成11年～20年)の平均値となる3,150人まで回復させることを目標年次(平成26年)の数値目標と設定する。

【目標を達成するための主な事業】

歩行者・自転車通行量（休日）は、平成9年をピークに減少傾向に転じていることから、平成9年～平成20年の実績をもとにトレンド推計を行ったところ、平成26年の歩行者・自転車通行量（休日）は2,858人になると予測された。



以上のことを踏まえ、数値目標との差である292人の回復に向けた施策を展開する。本目標を達成するためには、目標①で掲げたハード面の拠点整備による整備効果を中心市街地全体に効果的に波及させていくための施策が必要であり、まちなか回遊の創出に向けたソフト施策の積極的な展開が重要となる。

以上のことから、観光案内機能の強化による中心市街地への誘客、新たな都市機能の導入、新規観光拠点の整備などによって、中心市街地を回遊する人を増やすことで数値目標の達成を目指す。

具体的には、次のような事業の実施により、数値目標の達成が可能と考えられる。

■数値目標の達成に寄与する主な事業

事業名	想定増加量	最寄りの調査地点名
① J R 敦賀駅から中心市街地へ誘客する事業 ・ 情報板情報機器（敦賀駅情報発信拠点化事業） ・ 敦賀駅観光交流施設整備事業（駅舎改築事業） ・ 観光PR支援事業	85人	①白銀交差点 ②氣比神宮交差点 ③博物館付近交差点
② 広域連携大学の拠点整備事業	74人	①白銀交差点
③ 舟溜り地区関連事業 ・ 敦賀酒造保全活用事業 ・ みなとつるが山車会館魅力向上事業 ・ つるが大漁市場整備運営事業	247人	②氣比神宮交差点 ③博物館付近交差点
④ 回遊性を促進させる事業 ・ 駅前ふれあい市開催事業 ・ 晴明の朝市開催事業 ・ 商店街百縁笑店街開催事業 ・ おもてなしスタンプラリー事業 ・ 情報板誘導標（案内サイン設置事業） ・ レンタサイクル貸出拠点整備事業 ・ 市内周遊バス運行事業 など	—	
合計	406人	

① J R 敦賀駅から中心市街地へ誘客する事業

- ・ 情報板情報機器（敦賀駅情報発信拠点化事業）
- ・ 敦賀駅観光交流施設整備事業（駅舎改築事業）
- ・ 観光 P R 支援事業

J R 敦賀駅の乗車人員数（定期外）は、平成 18 年から大幅な増加に転じている。これは、J R 北陸本線・湖西線の直流化により新快速電車の敦賀への直接乗り入れが可能になったことによる関西圏からのアクセス時間の短縮、乗り換えがなくなったことによる利便性の向上の他に、関西圏での観光 P R 及びモニターツアーの実施、市内での関連イベントの開催等、敦賀市へ訪れる観光客増加に向けた各種取組を重点的に実施してきたことによるものであり、その後も J R 北陸本線・湖西線直流化開業以前に比べて増加傾向が継続している状況である。

しかし、中心市街地の観光施設の入込客数は平成 20 年に減少に転じている。したがって、今後は、この乗車人員数の増加を中心市街地の活性化に着実に結び付けていくための取組を重点的に進めていくことが重要となる。

このため敦賀市では、鉄道を利用して敦賀市を訪れる観光客を増加させるために、これまでの取組に加え、舟溜り地区等における新たな観光拠点整備や街並み景観整備、商店街におけるイベント実施等の各種取組を強化するとともに、敦賀のイメージアップと観光振興に向けて、「観光 P R 支援事業」によって、観光 P R パンフレットの作成・配布や、雑誌・新聞等への観光・イベント情報の掲載、さらに案内サインの設置等に取り組むことを計画している。

また、J R 敦賀駅では「敦賀駅観光交流施設整備事業」により、「港まち敦賀」の玄関口にふさわしい誰もが使いやすい交流施設を整備する。あわせて観光客の利便性向上とまちなか誘客を図るために、「敦賀駅情報発信拠点化事業」によって J R 敦賀駅構内に位置する観光案内所にタッチパネル式の情報端末器を設置し、中心市街地内の魅力的な観光スポットや魅力的な店舗に関する情報提供等を行うことが計画されている。さらに、「J R 敦賀駅舎バリアフリー化事業」による駅舎施設のバリアフリー化にも取り組む予定となっている。

これらの各種取組を複合的に展開することによって、J R 敦賀駅から中心市街地への誘客、回遊性の創出を実現し、中心市街地の賑わい再生を目指す。

以上のことを踏まえ、敦賀駅の乗車人員数（定期外）について、過去 5 年間の推移から推計（近似推計）すると、平成 26 年には約 2,334 人となり、今後 5 年間で約 444 人（平成 20 年：1,890 人／日との比較）増加すると推計される。

また、「新快速電車利用者動向調査（平成 21 年 6 月）」のアンケート結果によると、敦賀駅の降客数は、乗客数の約 1.28 倍、駅からの交通手段として徒歩・自転車を利用する人は約 2 割、「遊び・買い物（観光）」を目的としている人は約 7 割となっている。

■鉄道の利用目的（新快速電車利用者動向調査（平成 21 年 6 月）のアンケート結果）

通勤・通学	通院	出張	遊び・買い物	帰省	その他	計
2%	1%	4%	68%	13%	12%	100%

■ J R 敦賀駅の降客数の機関分担率（新快速電車利用者動向調査（平成 21 年 6 月）のアンケート結果）

徒歩	自転車	自動車	タクシー	バス	J R	その他	計
19%	5%	18%	2%	5%	44%	7%	100%

※福井都市圏 PT 調査における福井市中心部における徒歩・自転車機関分担率は 25.8%であり、調査による 24%とほぼ同様の結果である。

このことから、今後 5 年間で新たに増加する J R 敦賀駅の降客数は 568 人（444 人×1.28）、このうち駅からの交通手段として徒歩・自転車を用いる人は 114 人（568 人の 2 割）、このうち観光目的の人は 80 人（114 人の 7 割）と推計される。

568 人（敦賀駅降客数）×2 割（徒歩・自転車）×7 割（観光目的）=80 人

この徒歩・自転車で移動する観光目的の 80 人に対して、「敦賀駅情報発信拠点化事業」や「観光 P R 支援事業」による中心市街地内の魅力的な観光スポットや魅力的な店舗に関する情報提供、レンタサイクルの案内等を行い、中心市街地への誘客を図る。

J R 敦賀駅～白銀交差点～氣比神宮交差点～博物館周辺交差点の区間は、アーケードで結ばれた商店街が連続する空間となっており、特に J R 敦賀駅前から氣比神宮までの区間は、敦賀市の持つ「港」や「鉄道」のイメージをテーマとしたアニメモニュメントの設置やモニュメントのライトアップがなされるなど、中心市街地のメインストリートとして位置付けられている。また、観光パンフレットや既設の観光案内サインにおいても、駅から中心市街地内各所へと案内する場合のルートとして商店街沿いのルートを紹介している。したがって、観光目的で中心市街地を訪れた観光客は、アーケードで結ばれた商店街を経由して市街地内を回遊すると考えられることから、「①白銀交差点」、「②氣比神宮交差点」、「③博物館付近交差点」の各交通量調査ポイントを通過すると考えられる。

J R 敦賀駅から白銀交差点までの距離は約 400m で、往復の所要時間は約 10 分、同様に、J R 敦賀駅から氣比神宮交差点までの距離は約 1,100m で、往復の所要時間は約 30 分、さらに J R 敦賀駅から博物館周辺交差点までの距離は約 1,600m で、往復の所要時間は約 40 分と考えられる。

ここで、福井都市圏 PT 調査から歩行者・自転車のトリップ時間別のトリップ数をまとめると下表のようになる。

■ 歩行者・自転車のトリップ時間別トリップ数

OD 間所要時間	割合
10 分未満（片道 400m 未満）	52.7%
10 分以上 30 分未満（片道 400 以上 1,100m 未満）	42.0%
30 分以上 50 分未満（片道 1,100 以上 1,600m 未満）	4.6%
50 分以上（片道 1,600m 以上）	0.7%
合 計	100.0%

以上のことから、「①白銀交差点」を通過する人は、全体の47.3%、さらに「②氣比神宮交差点」を通過する人は、5.3%、さらに「③博物館周辺交差点」を通過する人は0.7%と推計される。

したがって、各調査ポイントの通行量の増加分は、以下の通りとなる。

①白銀交差点：80人×47.3%（所要時間10分以上の割合）×2回（往復）＝76人

②氣比神宮交差点：80人×5.3%（所要時間30分以上の割合）×2回（往復）＝8人

③博物館周辺交差点：80人×0.7%（所要時間50分以上の割合）×2回（往復）＝1人

以上の3地点の通行量を合計することにより、JR敦賀駅から徒歩・自転車で各交通量調査ポイントを通行する交通量は、85人増加すると算出した。

76人（白銀交差点）＋8人（氣比神宮交差点）＋1人（博物館周辺交差点）＝85人

②広域連携大学の拠点整備事業

現在、敦賀駅西地区土地区画整理事業が実施されている地区においては、2年後をめどに「福井大学附属国際原子力工学研究所」の整備が予定されており、完成後は入所する学生、研修生等に加え、教職員や施設の維持管理に携わるその他職員等の受け入れが見込まれる。

ここで、本施設（延べ床面積約6,700㎡）を発着するトリップ^{※1}数を「大規模開発地区関連交通計画マニュアル」（国土交通省）より推計する。

「大規模開発地区関連交通計画マニュアル」によると、商業床面積率が10%以下の単館型事務所ビルの発生集中原単位は2,900人トリップ^{※2}/ha日となっている。これに商業床面積率を0%の場合の修正率（0.75）、駅からの距離が150m以内の場合の修正率（1.0）を乗じると、対象ビルの発生集中原単位^{※3}は2,175人トリップ^{※2}/ha日となる。

2,900人トリップ^{※2}/ha日（発生集中原単位）×0.75（商業床面積率からみた修正率）
×1.0（駅からの距離からみた修正率）＝2,175人トリップ^{※2}/ha日

これに本施設の延べ床面積0.67haを乗じると、発生集中交通量^{※4}は1,457人トリップ^{※2}/日となる。

2,175人トリップ^{※2}/ha日（対象施設の発生集中原単位）
×0.67ha（対象施設の床面積）＝1,457人トリップ^{※2}/日

※1：人がある目的をもってある地点からある地点へ移動する単位

※2：発生集中量の単位

※3：開発計画の内容（建物の用途、規模、位置等）に応じた原単位

※4：ある地域から出発したトリップの数（発生量）とその地域に到着したトリップの数（集中量）の合計

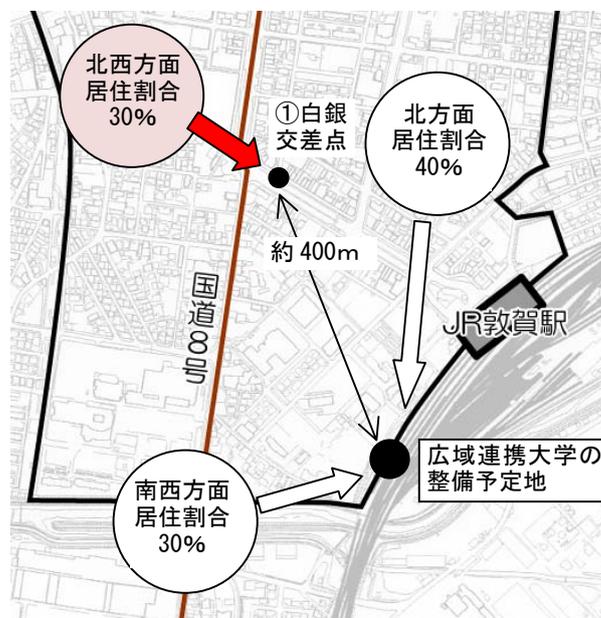
発生集中の人数としてはトリップエンドの半分となり、かつ歩行者・自転車の機関分担率24% (P67 参照) を用いると、国際原子力工学研究所を発着とする歩行者・自転車数は175人となる。

1,457人トリップエンド/日 (対象施設の発生集中交通量)

×24% (歩行者・自転車の分担率) ×0.5 (往復による重複分の調整) = 175人

これらの人は、徒歩や自転車で移動できる範囲、すなわち施設近辺で日常生活を送る人であることから、中心市街地内に居住する可能性が高いと考えられ、一部の人達は調査地点「①白銀交差点」を買い物などの日常行動の際に通過すると考えられる。

白銀交差点を通過する人は、地理的な条件から白銀交差点より北西に住む人であるとされる。このため、現在の居住人口の割合から、白銀交差点より北西方面に住む人の割合を算出すると約30%となる。



また、福井都市圏 PT 調査からトリップ時間5分以内 (徒歩400m未満) のトリップ数の割合を見ると、29.4%が400m未満のトリップであり、400mを超えるトリップは70.6%となっている。白銀交差点を通過する人は、400mを超えるトリップとなることから、全体の70.6%が該当すると考えられる。

■歩行者・自転車のトリップ時間別トリップ数

OD間所要時間	割合
5分以内 (400m未満)	29.4%
5分以上 (400m以上)	70.6%
合計	100.0%

以上のことから、本事業の実施により「①白銀交差点」の通行量は、74人増加すると算出した。

175人 (歩行者・自転車通行量) ×30% (北西方面の居住割合)

×70.6% (所要時間5分以上の割合) ×2回 (往復) = 74人

③舟溜り地区関連事業

- ・敦賀酒造保全活用事業
- ・みなとつるが山車会館魅力向上事業
- ・つるが大漁市場整備運営事業

舟溜り地区内では、「敦賀酒造保全活用事業」、「みなとつるが山車会館魅力向上事業」、「つるが大漁市場整備運営事業」、「博物館建物修復事業」など、活性化に向けた各種事業が計画されている。(ただし、「博物館建物修復事業」は、平成26年度終了であり、計画期間中の事業効果の発現は不可能であることから、目標を達成するための主な事業から除く。)さらに、博物館通り沿いでは、歴史的な街並み景観を活かした住民主体の景観まちづくり活動をはじめ、松尾芭蕉に関連した拠点創出なども予定されている。

特に「敦賀酒造保全活用事業」、「みなとつるが山車会館魅力向上事業」、「つるが大漁市場整備運営事業」の3事業は、本計画の計画期間内に集中的かつ重点的に取り組む事業であり、場所的にも近いことから、相乗効果が生まれ、舟溜り地区は、今後大きく活性化していくことが期待されている。

また、舟溜り地区の活性化に取り組むことによって、既存の観光スポットである氣比神宮や金ヶ崎緑地・金崎宮への波及効果が生まれ、それぞれの拠点を訪れた観光客や市民による回遊が生まれると考えられる。

具体的に想定される波及効果として、「敦賀酒造保全活用事業」では、舟溜り地区～氣比神宮～金ヶ崎緑地・金崎宮間に形成された三角形の回遊ルート上における歩行者数の拡大を約106人/日*と見込んでいる。

※敦賀酒造保全活用事業の「整備計画」より。波及効果の算出方法としては、周辺観光施設を訪れる1日当たりの入込客数に、「備前屋スクエア」からの距離圏に応じた「備前屋スクエア」を訪れる人の割合(吸引力)と歩行者・自転車の分担率を乗じて、それぞれの施設間を移動する歩行者・自転車通行量を算出している。(下表参照)

■施設別の波及効果

施設名	吸引力	入込客数 (H19~20年の平均値)		徒歩・ 自転車 分担率	波及効果 (歩行者・自転車通行量の増加分) 入込客数(1日)×吸引力×分担率	
		年間	1日			
氣比神宮	5%	630,500人	1,727人	50%	43人/日	約50人/日
アクアトム	5%	81,608人	224人	50%	6人/日	
金崎宮	5%	128,950人	353人	50%		約9人/日
市立博物館	100%	11,221人	31人	100%	31人/日	約30人/日 (入込客数が重複して いると想定)
みなとつるが山車会館	100%	9,663人	26人	100%	26人/日	
つるが大漁市場	100%	6,050人*	21人	100%		約17人/日
合計						約106人/日

※推計値(P60参照)

上記の結果から、主要な通りにおける波及効果を算出すると以下の通りとなる。

●おさかな通りの波及効果

⇒ **26人/日** (つるが大漁市場：17人/日+金ヶ崎宮：9人/日)

●博物館通りの波及効果

⇒ **80人/日** (氣比神宮・アクアトム：50人/日+市立博物館・みなとつるが山車会館：30人/日)

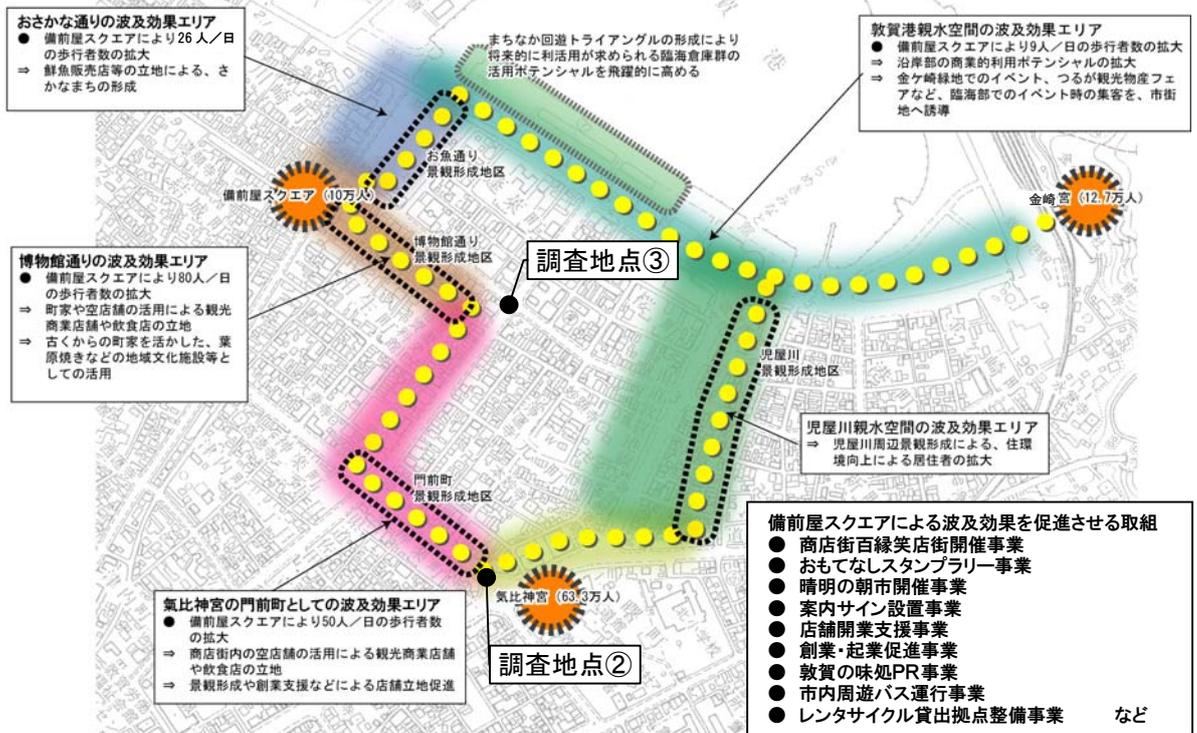
●氣比神宮門前町（神楽商店街）の波及効果

⇒ **50人/日** (氣比神宮・アクアトム：50人/日)

●敦賀港親水空間（金ヶ崎緑地周辺）の波及効果

⇒ **9人/日** (金崎宮：9人/日)

備前屋スクエアによる波及効果 - トライアングルの回遊効果による沿道への波及



以上のことを踏まえ、これらの増加した歩行者がいずれかの調査地点を平均1回は通過すると想定し、通行量が212人（106人×2回（往復））増加すると算出した。

なお、212人/日は、年平均の値であり、休日の通行量はさらに多くなると考えられる。これまでの実績（3地点の実測データのある平成19～20年の通行量）では、年間通行量のうち、休日分（年間115日）が占める割合は36.7%であることから、休日1日当たりの通行量は247人/日増加すると算出した。

$$212 \text{ 人/日 (通行量増加分の平均値)} \times 365 \text{ 日} \\ \times 36.7\% \text{ (休日分の割合)} \div 115 \text{ 日 (年間休日数)} = \underline{247 \text{ 人/日}}$$

④回遊性を促進させる事業

前述の事業による事業効果を創出するためには、同時に回遊性を向上させるための仕掛けづくりが不可欠である。こうした仕掛けの具体策として、商店街では、恒例となった朝市の開催や、百縁笑店街、おもてなしスタンプラリーといったイベントの拡充を図るとともに、周遊ルートを意識付けさせるためのPR事業や案内サインの設置により動線の強化を行う。また、回遊する上での移動の利便性を向上させるために、レンタサイクルの貸出所の整備と台数の補強、周遊バスのバス停の増加等、様々な事業を効果的に組み合わせてまちを訪れる人の回遊を促進する。

なお、こうした取組自体については、直接的に数値目標に具体的な寄与を示していないが、①から③の事業と相俟って、効果を発現することが想定されることから、回遊性を促進させる事業として、その重要性をもって特にここに位置付ける。

3) フォローアップの考え方

事業の進捗状況については、毎年度確認するとともに、状況に応じて事業の進捗促進のための措置を講じていく。

また、計画期間の中間年度にあたる平成23年度には、市が毎年実施している歩行者・自転車通行量調査の結果に基づき数値目標を検証し、状況に応じて目標達成に向けた改善措置を講じていく。

さらに、最終年度にあたる平成26年度の終了後には、中間年度で検証した事項を含め再度検証する。

(3) 「人が行き交い、新たな交流が生まれる中心市街地」に関する参考指標

1) 参考指標の設定

課題整理でも述べた通り、賑わい拠点の整備とその整備効果を中心市街地全体に波及させることが、敦賀市における中心市街地活性化に向けての大きな課題となっている。このため本計画では、「観光施設の年間入込客数」の増加と「歩行者・自転車通行量（休日）」の増加を評価指標として掲げている。

しかし、中心市街地の活性化に向けては、中心市街地に訪れ、回遊する人が増加するだけでなく、回遊する人による二次的な波及効果についても検証する必要があると考えられる。

また、中心市街地の活性化に欠かせない「商業の再生」を実現していくためには、今後増加することが予想される中心市街地を訪れた人に、まちを楽しんでもらうと同時に、商店街で買い物をしてもらうことが重要な要件となる。このため、本計画においても、商店街と連携しながら、商店街の再生に向けたイベントや空き店舗対策に取り組むこととしている。

以上のことを踏まえると、整備効果の波及の度合いを把握する指標として、「歩行者・自転車通行量（休日）」に加え、商業に関連する指標も必要と考えられる。そこで、回遊性の向上が商店街にもたらす効果についても把握するために、商業関連の指標を設定する。

ただし、本計画は、あくまで中心市街地に訪れ、回遊する人を増やすことを第一義的な目標としているため、その副次的な効果の発現状況を表す商業関連の指標は、参考指標としての位置付けに留めることとし、既出した指標による効果測定を補強するものとして取扱う。

なお、こうした商業関連の指標としては、中心市街地内の商店街の「商店数」、「従業者数」、「年間小売販売額」などが考えられるが、効果の発現状況をより直接的に把握できる「年間小売販売額」を本目標の達成状況を表す参考指標として設定する。

2) 数値目標の設定

中心市街地の「年間小売販売額」の値は、中心市街地内に位置する5つの商店街における年間小売販売額の合計とする。

また、数値目標は、以下の通り設定する。

【数値目標】

指標：年間小売販売額（参考指標）	
現況値 （平成19年）	目標値 （平成26年）
11,182 百万円	11,200 百万円 （現状維持（0.2%増加））

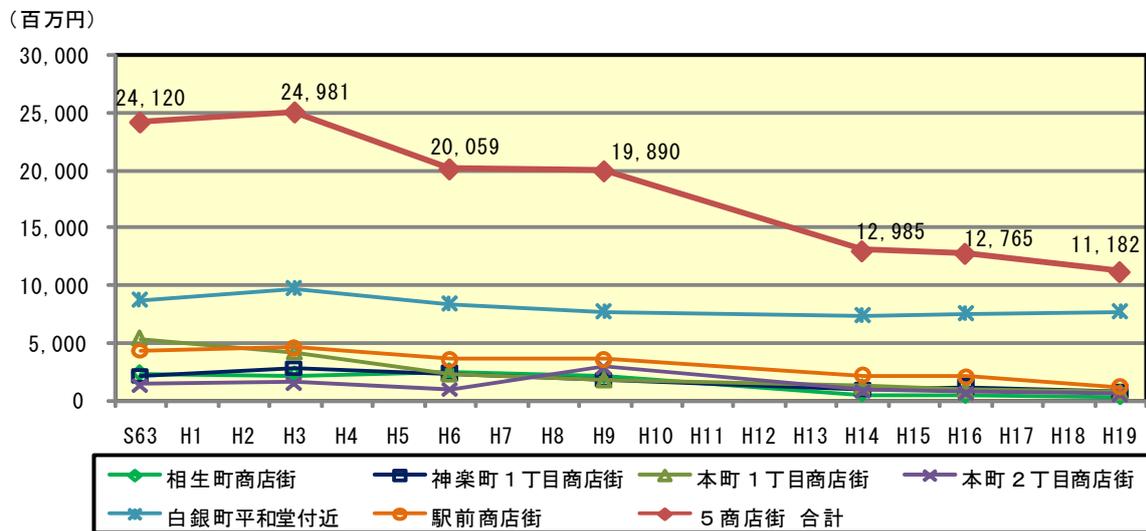
【目標値設定の理由】

年間小売販売額（中心市街地5商店街）は、平成3年（24,981百万円）をピークに急激に減少し、約10年後の平成14年には、平成3年と比較してほぼ半減となる12,985百万円まで減少している。その後も、減少傾向は続いているものの、比較的穏やかな減少傾向に転じており、平成19年には11,182百万円と、ピーク時（平成3年）の約45%まで減少している。

このように、長年減少傾向が続いている現状を踏まえると、現在の減少傾向に歯止めをかけることを当面の目標として位置付けることが適当と考えられる。

したがって、年間小売販売額の減少傾向に歯止めをかけ、回復傾向に転じさせることによって、現在の年間小売販売額を目標年次においても維持することを目標と位置付けることとし、目標年次（平成26年）の数値目標を11,200百万円と設定する。

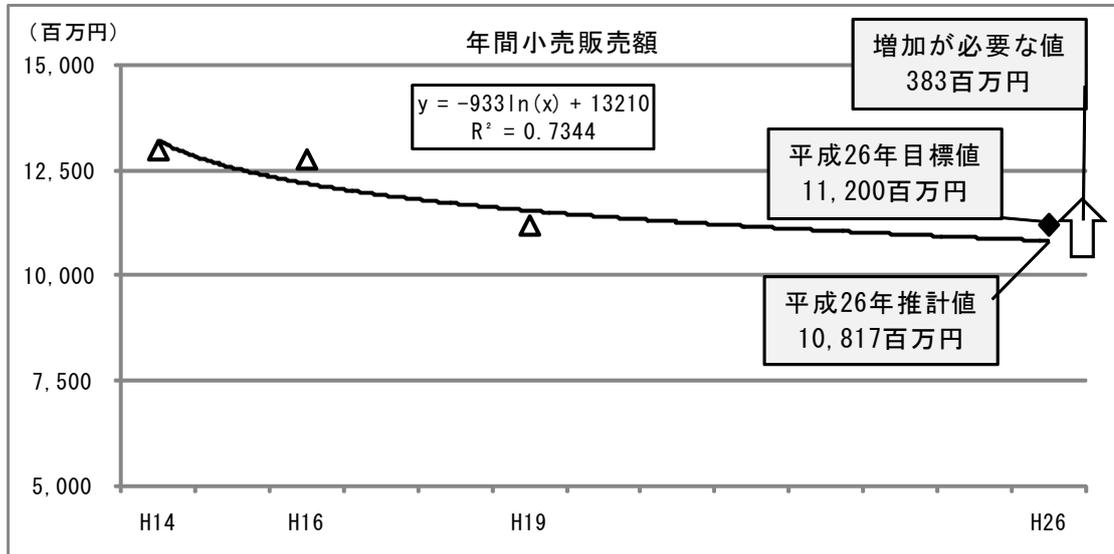
■年間小売販売額（中心市街地5商店街）の推移



【目標を達成するための主な事業】

年間小売販売額は、前述のとおり平成3年以降の急激な減少傾向を経て、平成14年以降は比較的穏やかな減少傾向となっている。

このことから、近年の穏やかな減少傾向に基づきトレンド推計を行ったところ、平成26年の年間小売販売額は10,817百万円まで減少すると予測された。



以上のことを踏まえ、数値目標との差である383百万円の回復に向けて、前述の空き店舗対策に加え、商店街の来客数増加に向けた多様な取組の展開を図ることによって数値目標の達成を目指す。

具体的には、次のような事業の実施により、数値目標の達成が可能と考えられる。

■数値目標の達成に寄与する主な事業

事業名	想定増加量
①敦賀酒造保全活用事業	443 百万円
②広域連携大学の拠点整備事業	16 百万円
③商店街への来街者を増やすソフト事業	34.5 百万円
ア) 氣比神宮の杜フェスタ開催事業	26 百万円
イ) おもてなしスタンプラリー事業	0.5 百万円
ウ) 商店街百縁笑店街開催事業	8 百万円
合計	493.5 百万円

①敦賀酒造保全活用事業

「敦賀酒造保全活用事業」によって整備される「備前屋スクエア」では、飲食施設や物販施設が予定されており、114,610人の年間入込客数（観光客と市民の合計）が見込まれている。備前屋スクエアに訪れた客は、当該施設に加え、周辺の商店街や観光施設を訪れることが予想され、そこでも消費活動を行うことにより、波及効果が生じることが期待されている。そこで、観光客の買い物動向をもとに、当該施設及び周辺商店街等における消費額を推計する。（当該施設及び商店街は、市民も買い物等に利用すると考えられることから、以下の推計を行う上で市民は県内客として扱う。）

敦賀市を訪れる観光客は、県内2割、県外8割（平成20年JR直流通まちづくり対策調査 来街者ヒアリングより）となっていることを踏まえると、備前屋スクエアを訪れる観光客は県内客22,922人、県外客91,688人と推計される。また、福井県を訪れた日帰り観光客の平均観光消費額は、県内客2,116円、県外客4,306円となっている。（平成19年福井県観光客入込数より）

以上のことから、備前屋スクエアに訪れた観光客が、備前屋スクエア及びその周辺において消費する観光消費額の合計を、約443百万円（県内客48.5百万円＋県外客394.8百万円）と推計した。

県内客の観光消費額：22,922人×2,116円（平均観光消費額）＝48.5百万円

県外客の観光消費額：91,688人×4,306円（平均観光消費額）＝394.8百万円

備前屋スクエア及びその周辺において消費する観光消費額の合計

＝48.5百万円（県内客）＋394.8百万円（県外客）＝約443百万円

②広域連携大学の拠点整備事業

現在、土地区画整理事業が実施されている地区においては、2年後をめどに「福井大学附属国際原子力工学研究所」の整備が予定されており、完成後は入所する学生、研修生等に加え、教職員や施設の維持管理に携わるその他職員等の受け入れが確実となっている。

現時点では、教員37名、大学院生46名、事務職員や共同研究者等をあわせて約110名の就学・就業等が見込まれている。このうち28%（市内類似施設に通う学生のうち、アパートに居住する学生の割合）が大学周辺の中心市街地内に転入してくると想定すると、31世帯（110世帯×28%）の新規転入が見込める。

一方、P20の市民アンケート調査結果によると、市内の買い物先における中心市街地内の店舗（大型店、商店街）における購買率は、57.2%（最寄品（食料品、日用品））となっている。

また、総務省統計局「家計調査年報・家計収支編（平成20年：福井市）」によると、1世帯当たりの1ヶ月の食料、家具家事用品、被服履物の合計支出額は76,453円となっていることから、1世帯当たりの中心市街地での1ヶ月の消費額は、43,731円と算出される。

76,453円（1世帯当たり最寄品支出額）×57.2%（中心市街地購買率）＝43,731円

以上のことから、「広域連携大学の拠点整備事業」による世帯数の増加によって、年間小売販売額が約 16 百万円増加すると算出した。

$$31 \text{ 世帯 (大学周辺に転入する世帯数)} \times 43,731 \text{ 円 (1 世帯当たりの中心市街地での消費額)} \times 12 \text{ ヶ月} = \underline{\text{約 16 百万円}}$$

③商店街への来街者を増やすソフト事業

ア) 氣比神宮の杜フェスタ開催事業

氣比神宮の杜フェスタは、年 1 回の開催が予定されており、イベント参加者数は 10,000 人 (平成 20 年実績) となっている。中心市街地内でイベントを行った場合の客単価は、平均で 2,642 円 (県内他都市 (福井市) における実績より) であることから、本イベントによって年間販売額が 26 百万円増加すると推計した。

$$2,642 \text{ 円 (イベント時の客単価)} \times 10,000 \text{ 人 (イベント参加者数)} = \underline{\text{約 26 百万円}}$$

イ) おもてなしスタンプラリー事業

P62 で説明したように、本イベントの目標年次の参加者数は、約 538 人となる。

$$67.2 \text{ 人 (平成 19~20 年度の 1 日あたりの平均参加者数)} \times 8 \text{ 日間} = \underline{\text{約 538 人}}$$

本指標は、平成 19 年度を基準としていることから、目標年次までの間に増加する参加者数は、約 210 人となる。

$$\text{約 538 人 (目標年次の参加者数推計値)} - 329 \text{ 人 (平成 19 年度実績)} = \underline{\text{約 210 人}}$$

上記のア) と同様に客単価を用いて、本イベントによって年間販売額が 0.5 百万円増加すると推計した。

$$2,642 \text{ 円 (イベント時の客単価)} \times 210 \text{ 人 (イベント参加者増加数)} = \underline{\text{約 0.5 百万円}}$$

ウ) 商店街百縁笑店街開催事業

商店街百縁笑店街開催事業は、年 4 回の開催が予定されており、イベント参加者は約 3,000 人 (これまでの実績より) となっている。これを踏まえ、上記のア) と同様に客単価を用いて、本イベントによって年間販売額が 8 百万円増加すると推計した。

$$2,642 \text{ 円 (イベント時の客単価)} \times 3,000 \text{ 人 (イベント参加者数)} = \underline{\text{約 8 百万円}}$$

3) フォローアップの考え方

事業の進捗状況について毎年度確認するとともに、商業統計調査、経済センサス、市の独自調査等によって目標の進捗状況を検証する。さらに、最終年度である 26 年度には、敦賀商工会議所やまちづくり会社である港都つるが株式会社と連携しながら年間小売販売額の状況について調査し、目標の達成状況について検証する。

なお、状況に応じて事業の進捗促進のための措置を講じていくとともに、事業の改善措置を検討し、計画の見直しなどを含む対応を実施する。

4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

[1] 市街地の整備改善の必要性

(1) 現状分析

敦賀市は、日本海航路の拠点として発展し、明治期以降には鉄軌道の敷設に伴い、国際交通の要衝としてさらに発展を遂げてきた。その後、北陸自動車道の開通などにより、交通拠点と工業都市としての都市基盤を確立してきた。

市の中心市街地は、港からJR敦賀駅にかけて戦災復興土地区画整理事業により形成されている。この区画整理事業では国道8号の広幅員化が行われるなど、歩道を有する区画街路が整備されており、比較的しっかりとした都市基盤による、広がりのある中心市街地を形成している。

しかし、昭和40年以降の人口増加や工業都市化などによる、市街地南西方面への市街地拡大や、モータリゼーションの進展に伴い、中心市街地から人口と商業・サービス機能の流出が起こり、相対的に中心市街地の空洞化が進んでいる。

このような中、港機能の再編整備や、漁港周辺の機能強化、国道バイパスの整備に伴う国道8号の道路空間の有効活用など、市街地内の基盤や機能に関する大きな転換期を迎えているとともに、平成18年10月にJR北陸本線・湖西線直流化により関西圏からの新快速電車が直接乗り入れ可能となったことなど、交通条件が大きく変化しており、これを契機として、中心市街地の活性化を進めていくことが求められている。

(2) 市街地の整備改善の必要性

今後の少子高齢、人口減少時代に対応するため、都市基盤の充実している中心市街地への都市機能の集積を図ることにより、歩いて暮らすことのできるコンパクトな市街地を形成することが必要である。

また、中心市街地の経済力、ひいては市全体の経済活力の向上に向け、広域交通機能の拡充を景気とした観光交流を促進するため、市街地の各地に点在する歴史・文化的資源の活用による、散策型の観光を楽しむことのできる市街地の形成が求められている。

《JR敦賀駅周辺エリア》

JR北陸線、湖西線の直流化による新快速の運行など、交通機能の向上を活かした交流人口拡大を進めるため、敦賀市の玄関口としての機能強化、まちの魅力を高める景観形成を進めていくことが求められる。

また、市内各地への交通利便性を活かし、市民全体に対するサービスの向上に資する機能の集積を進めていくことも求められる。

《氣比神宮周辺エリア》

氣比神宮を中心にJR敦賀駅周辺エリアから敦賀港周辺エリアにかけて形成される商店街には、アーケードが整備されており、冬季の積雪時にも対応が可能な市街地機能としての役割も果たしている。

また、商店街の形成される国道8号では、バイパスの整備に伴う、交通量の減少により、広幅員の道路空間の有効活用によるにぎわい創出に向けた検討が進められている。

このような中で、道路空間と一体となったにぎわい創出に向けた空間形成を進め、散策型観光に対応するとともに、まちなか居住（若年者定住、高齢居住対応）を誘導する市街地の形成が求められる。

《敦賀港周辺エリア》

港周辺には、古くからの街並みなど、港敦賀の面影を残す歴史資源が数多く残されており、近年、博物館通りでは街並みを活かした取組により、新たな観光客の獲得にもつなげている。

このような中、市場周辺の再整備が進められており、敦賀の歴史と食を楽しむことのできる、散策型観光に資する市街地の形成が求められる。

(3) フォローアップの考え方

各事業の毎年度末における進捗状況を調査し、関係機関での協議とともに中心市街地活性化協議会への報告を行い、状況に応じて事業の促進などの改善措置を講じる。計画満了時点においても進捗状況を調査し、効果の検証を行う。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 敦賀駅西地区 土地区画整理 事業</p> <p>【内容】 施行面積 A=4.7ha 道路、水路、公園等整備、物件移転</p> <p>【実施時期】 H19～H28年度</p>	敦賀市	<p>【位置付け】 「港まち敦賀」の玄関口である敦賀駅周辺の活性化に向けた魅力ある賑わい交流拠点の形成を目指し、民間活力の導入に向けた駅西地区の低未利用地の整備を行い、駅周辺の一体的基盤整備を図る事業として位置付けている。</p> <p>【必要性】 JR敦賀駅利用者にとって、中心市街地の玄関口となるエリアにおいて、基盤整備及び土地利用増進を図ることにより、まちの魅力を向上させるために必要な事業である。</p>	<p>【支援措置】 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画)</p> <p>【実施時期】 H20～H28年度</p>	
<p>【事業名】 街あかり創出 事業(地域創造 支援事業)</p> <p>【内容】 防犯照明灯の 設置</p> <p>【実施時期】 H20～H24年度</p>	敦賀市	<p>【位置付け】 夜間に歩行者が安心・安全に歩けるよう、防犯・交通安全対策の一環として地区内全域の防犯照明灯の整備を行う。これにより、夜でも明るく安全で安心して歩ける環境を創出し、市街地環境の向上を図る事業として位置付ける。</p> <p>【必要性】 安心・安全で快適に生活できる居住環境の向上のため必要な事業である。</p>	<p>【支援措置】 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画)</p> <p>【実施時期】 H20～H24年度</p>	

<p>【事業名】 市道清水松陵線（道路）</p> <p>【内容】 道路改良工事 （歩道のバリアフリー化） L=250m</p> <p>【実施時期】 H21～H25 年度</p>	<p>敦賀市</p>	<p>【位置付け】 誰もが安全に安心して歩ける歩行者空間を創出するとともに、豪雨による側溝の越流による浸水被害から周辺住民を守り、安心して暮らせる環境整備を図るための事業として位置付けている。</p> <p>【必要性】 歩行者空間の快適性を高め、回遊性を高めるとともに、歩いて暮らせる環境整備を行うために必要な事業である。</p>	<p>【支援措置】 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画）</p> <p>【実施時期】 H21～H25 年度</p>	
<p>【事業名】 市道 29 号線他（道路）</p> <p>【内容】 道路修繕工事（側溝新設） L=3,200m</p> <p>【実施時期】 H20～H24 年度</p>	<p>敦賀市</p>	<p>【位置付け】 誰もが安全に安心して歩ける歩行者空間を創出するとともに、豪雨による側溝の越流による浸水被害から周辺住民を守り、安心して暮らせる環境整備を図るための事業として位置付けている。</p> <p>【必要性】 歩行者空間の快適性を高め、回遊性を高めるとともに、歩いて暮らせる環境整備を行うために必要な事業である。</p>	<p>【支援措置】 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画）</p> <p>【実施時期】 H20～H24 年度</p>	
<p>【事業名】 津内南準幹線他 1 路線（下水道）</p> <p>【内容】 雨水管渠の整備を行う。 L=197m</p> <p>【実施時期】 H20～H24 年度</p>	<p>敦賀市</p>	<p>【位置付け】 雨水管渠を整備することにより、浸水の防除及び生活環境の向上を図り、魅力あるまちづくりを推進する事業として位置付けている。</p> <p>【必要性】 中心市街地内に安心して暮らせるような環境整備を行うために必要な事業である。</p>	<p>【支援措置】 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画）</p> <p>【実施時期】 H20～H24 年度</p>	

<p>【事業名】 雨水幹線整備事業(地域創造支援事業)</p> <p>【内容】 桜町南準幹線(雨水)の整備を行う。 L=85m</p> <p>【実施時期】 H21年度</p>	<p>敦賀市</p>	<p>【位置付け】 浸水の防除及び居住環境向上のために、雨水の整備を行い、安心して暮らせる環境整備を図る事業として位置付けている。</p> <p>【必要性】 中心市街地内に安心して暮らせるような環境整備を行うために必要な事業である。</p>	<p>【支援措置】 まちづくり交付金</p> <p>【実施時期】 H21年度</p>	
<p>【事業名】 景観形成整備支援事業(地域創造支援事業)相生町景観形成協議会区域</p> <p>【内容】 (博物館通り景観形成事業)景観形成推進計画に基づき、外観整備を行うものに対して支援を行う。</p> <p>【実施時期】 H21～H29年度</p>	<p>敦賀市 博物館通り(相生町地区)景観形成協議会</p>	<p>【位置付け】 市立博物館を中心とする通りは、歴史的な建物(蔵や町屋)が残っており、景観条例による景観形成推進地区として位置付け、街並みの景観修景及び町屋の保存・再生・活用を行い、『歴史が楽しめるまち』を創出し、市民や観光客にとって魅力のある賑わいの場として整備を行うための事業として位置付けている。</p> <p>【必要性】 魅力のある場となるよう景観形成を行うことは、来街者を増やし、中心市街地の活性化を推進する上で必要である。</p>	<p>【支援措置】 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画)</p> <p>【実施時期】 H21～H29年度</p>	
<p>【事業名】 景観形成整備支援事業(地域創造支援事業)蓬萊町景観形成協議会区域</p> <p>【内容】 (お魚通り景観形成事業)景観形成推進計画に基づき、外観整備を行うものに対して支援を行う。</p> <p>【実施時期】 H21～H29年度</p>	<p>敦賀市 お魚通り(蓬萊町地区)景観形成協議会</p>	<p>【位置付け】 新しく完成したつるが大漁市場と併せて舟溜り周辺が市民や観光客にとって魅力ある「見る、食べる、遊ぶ」ことのできる新たな集客エリアとして位置付けるとともに、景観整備を行い賑わいの場となるよう景観形成によるまちづくりを行う事業として位置付けている。</p> <p>【必要性】 魅力ある界隈となるよう景観形成を行うことは、回遊性を向上させ、中心市街地の活性化を推進する上で必要である。</p>	<p>【支援措置】 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画)</p> <p>【実施時期】 H21～H29年度</p>	

<p>【事業名】 景観形成整備支援事業(地域創造支援事業) 門前町景観形成協議会区域</p> <p>【内容】 (門前町景観形成事業) 景観形成推進計画に基づき、外観整備を行うものに対して支援を行う。</p> <p>【実施時期】 H24～H29 年度</p>	<p>敦賀市 神楽町 1 丁目商店街(門前町地区) 景観形成協議会</p>	<p>【位置付け】 中心市街地内の歴史的・文化的資産である氣比神宮の大鳥居に向う門前町通りを新たな集客エリアとして位置付けるとともに、門前町にふさわしい街並みを形成する、景観整備を行い賑わいの場となるよう景観形成によるまちづくりを行う事業として位置付けている。</p> <p>【必要性】 日本三大木造大鳥居の一つに挙げられ、中心市街地のみならず、敦賀市のシンボルとして親しまれている氣比神宮の大鳥居の門前に、門前町としてふさわしい街並みを形成することは、敦賀市独自のまちづくりを進める上で必要な事業である。</p>	<p>【支援措置】 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画)</p> <p>【実施時期】 H24～H29 年度</p>
<p>【事業名】 情報板(地域生活基盤施設) 誘導標</p> <p>【内容】 (案内サイン設置事業) 総合観光案内板、誘導サイン、学習サインの設置 誘導標 8 基</p> <p>【実施時期】 H21～H24 年度</p>	<p>敦賀市</p>	<p>【位置付け】 観光客や公共施設等の利用者が簡易かつ正確な情報を取得できる観光サインを整備することにより、港町敦賀を観光客に強くアピールし、イメージアップを図る。また、統一されたデザインの看板を配置することにより景観の向上を図るための事業として位置付けている。</p> <p>【必要性】 観光しやすい環境を整え、訪れ、回遊したくなるまちとするために必要な事業である。</p>	<p>【支援措置】 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画)</p> <p>【実施時期】 H21～H24 年度</p>
<p>【事業名】 情報板(地域生活基盤施設) 情報機器</p> <p>【内容】 (敦賀駅情報発信拠点化事業) 敦賀駅構内の観光案内所の機能強化 情報機器 1 基</p> <p>【実施時期】 H23 年度</p>	<p>(社) 敦賀観光協会 敦賀市</p>	<p>【位置付け】 敦賀の玄関口である J R 敦賀駅構内に位置する観光案内所にタッチパネル式の情報端末器を設置し、中心市街地内の魅力的な観光スポットや魅力的な店舗情報に関する提供等を行うことにより、観光客の利便性向上と観光客のまちなか誘客を図る事業として位置付けている。</p> <p>【必要性】 観光客への利便性を向上させ、リピーターの増加を図る上で必要な事業である。</p>	<p>【支援措置】 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画)</p> <p>【実施時期】 H23 年度</p>

<p>【事業名】 高質空間形成施設 (歩—1号線、市道59号線外1、市道8号線、市道64号線、市道70号線) 【内容】 高質舗装、照明施設、融雪施設、電線類地下埋設施設整備 【実施時期】 H20～H27年度</p>	<p>敦賀市</p>	<p>【位置付け】 地域がそれぞれの個性や特徴を活かしたまちづくりを行うにあたり、賑わい創出に繋がるまちなみを整備するための高質舗装整備を行う事業として位置付けている。 【必要性】 地域資源を活かし、歩きたくなる環境を形成することにより、訪問客の周遊性を高めるために必要な事業である。</p>	<p>【支援措置】 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画) 【実施時期】 H20～H27年度</p>	
<p>【事業名】 高質空間形成施設 (敦賀駅津内線、区画道路10-1号線等) 【内容】 高質舗装、照明施設、融雪施設、電線類地下埋設施設整備 【実施時期】 H25～H27年度</p>	<p>敦賀市</p>	<p>【位置付け】 地域がそれぞれの個性や特徴を活かしたまちづくりを行うにあたり、賑わい創出に繋がるまちなみを整備するための高質舗装整備を行う事業として位置付けている。 【必要性】 地域資源を活かし、歩きたくなる環境を形成することにより、訪問客の周遊性を高めるために必要な事業である。</p>	<p>【支援措置】 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画) 【実施時期】 H25～H27年度</p>	
<p>【事業名】 国道8号空間整備事業 【内容】 緑化、高質舗装 【実施時期】 H25～H27年度</p>	<p>国土交通省 敦賀市 民間事業者</p>	<p>【位置づけ】 国道8号の広幅員の道路空間を、2車線化へ向けた整備を行い、沿道の商業機能と一体的なにぎわい空間として活用するための事業として位置付けている。 【必要性】 中心市街地の活性化に寄与する道路空間の活用は、にぎわいの創出を図るために必要である。</p>	<p>【支援措置】 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画) 【実施時期】 H25～H27年度</p>	

<p>【事業名】 市道 48 号線他 (道路)</p> <p>【内容】 道路修繕工事 (側溝新設)</p> <p>L = 1,500m</p> <p>【実施時期】 H25～H29 年度</p>	<p>敦賀市</p>	<p>【位置付け】 誰もが安全に安心して歩ける歩行者空間を創出するとともに、豪雨による側溝の越流による浸水被害から周辺住民を守り、安心して暮らせる環境整備を図るための事業として位置付けている。</p> <p>【必要性】 歩行者空間の快適性を高め、回遊性を高めるとともに、歩いて暮らせる環境整備を行うために必要な事業である。</p>	<p>【支援措置】 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画)</p> <p>【実施時期】 H25～H29 年度</p>	
<p>【事業名】 敦賀駅前広場整備事業</p> <p>【内容】 駅前広場</p> <p>A = 0.7ha</p> <p>【実施時期】 H24～H28 年度</p>	<p>敦賀市</p>	<p>【位置付け】 敦賀駅周辺の魅力ある「賑わい交流拠点」形成と連携した憩いの場の整備は駅周辺の一体的基盤整備を図る事業として位置付けている。</p> <p>【必要性】 中心市街地の玄関口となるエリアにおいて、都市の環境を高め、人が集い、賑わいのある環境整備を行うために必要な事業である。</p>	<p>【支援措置】 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画)</p> <p>【実施時期】 H24～H28 年度</p>	
<p>【事業名】 赤レンガ倉庫活用事業</p> <p>【内容】 赤レンガ倉庫及び隣接広場を公園として整備</p> <p>【実施時期】 H21～H27 年度</p>	<p>敦賀市</p>	<p>【位置付け】 登録有形文化財であり、港町敦賀を体現する歴史的な建造物である赤レンガ倉庫を活用することで、観光客、市民憩いの場所を提供し、中心市街地活性化の拠点の一つとして利活用する事業として位置付けている。</p> <p>【必要性】 中心市街地活性化に向け、観光客等の回遊性を高めるための拠点を創出する上で必要な事業である。</p>	<p>【支援措置】 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画)</p> <p>【実施時期】 H25～H27 年度</p>	

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 敦賀駅西地区 土地区画整理 事業</p> <p>【内容】 施行面積 A=4.7ha 道路、水路、 公園等整備、 物件移転</p> <p>【実施時期】 H19～H28 年度</p>	敦賀市	<p>【位置付け】 「港まち敦賀」の玄関口である敦賀駅周辺の活性化に向けた魅力ある賑わい交流拠点の形成を目指し、民間活力の導入に向けた駅西地区の低未利用地の整備を行い、駅周辺の一体的基盤整備を図る事業として位置付けている。</p> <p>【必要性】 JR敦賀駅利用者にとって、中心市街地の玄関口となるエリアにおいて、基盤整備及び土地利用増進を図ることにより、まちの魅力を向上させるために必要な事業である。</p>	<p>【支援措置】 社会資本整備総合交付金(道路事業(区画))</p> <p>【実施時期】 H19～H23 年度</p>	
<p>【事業名】 敦賀駅西土地 区画整理事業</p> <p>【内容】 区画整理 A=4.7ha</p> <p>【実施時期】 H19～H28 年度</p>	敦賀市	<p>【位置付け】 敦賀駅周辺の魅力ある「賑わい交流拠点」形成の一環として行う敦賀駅西地区土地区画整理事業の円滑な推進に向けた調査・設計や移転移設補償、宅地整地を行う駅周辺の一体的基盤整備を図る事業として位置付けている。</p> <p>【必要性】 JR敦賀駅利用者にとって、中心市街地の玄関口となるエリアにおいて、基盤整備及び土地利用増進を図ることにより、まちの魅力を向上させるために必要な事業である。</p>	<p>【支援措置】 社会資本整備総合交付金(地域活力基盤創造計画)</p> <p>【実施時期】 H21～H25 年度</p>	
<p>【事業名】 気比余座線</p> <p>【内容】 (道路改良事業) 歩道整備 L=680.0m</p> <p>【実施時期】 H22～H25 年度</p>	敦賀市	<p>【位置付け】 誰もが安全に安心して歩ける歩行者空間を創出するとともに、安心して暮らせる環境整備を図るための事業として位置付けている。</p> <p>【必要性】 歩行者空間の快適性を高め、回遊性を高めるとともに、歩いて暮らせる環境整備を行うために必要な事業である。</p>	<p>【支援措置】 社会資本整備総合交付金(道路事業)</p> <p>【実施時期】 H22～H25 年度</p>	

<p>【事業名】 津内松栄線</p> <p>【内容】 (道路改良事業) 歩道整備 L=120.0m</p> <p>【実施時期】 H21～H22年度</p>	<p>敦賀市</p>	<p>【位置付け】 誰もが安全に安心して歩ける歩行者空間を創出するとともに、安心して暮らせる環境整備を図るための事業として位置付けている。</p> <p>【必要性】 歩行者空間の快適性を高め、回遊性を高めるとともに、歩いて暮らせる環境整備を行うために必要な事業である。</p>	<p>【支援措置】 社会資本整備総合交付金(道路事業)</p> <p>【実施時期】 H21～H22年度</p>	
<p>【事業名】 敦賀駅港線 (駅前広場)</p> <p>【内容】 駅前広場 A=0.7ha</p> <p>【実施時期】 H23～H27年度</p>	<p>敦賀市</p>	<p>【位置付け】 敦賀駅周辺の魅力ある「賑わい交流拠点」形成と連携した憩いの場の整備は駅周辺の一体的基盤整備を図る事業として位置付けている。</p> <p>【必要性】 中心市街地の玄関口となるエリアにおいて、都市の環境を高め、人が集い、賑わいのある環境整備を行うために必要な事業である。</p>	<p>【支援措置】 社会資本整備総合交付金(道路事業(街路))</p> <p>【実施時期】 H23～H25年度</p>	
<p>【事業名】 敦賀北地区 公園整備事業</p> <p>【内容】 公園整備 (蓬萊公園) A=0.2ha</p> <p>【実施時期】 H23～H25年度</p>	<p>敦賀市</p>	<p>【位置付け】 中心市街地区域内の公園を整備することにより都心軸に位置付けられる道路沿いに憩いの場を提供し快適な都市環境の整備を図るための事業として位置付けている。</p> <p>【必要性】 都市の環境を高め、人が集い、賑わいのある環境整備を行うために必要な事業である。</p>	<p>【支援措置】 社会資本整備総合交付金(道路事業と一体の関連社会資本整備事業)</p> <p>【実施時期】 H23～H25年度</p>	

【事業名】 敦賀駅周辺整備デザイン計画事業 【内容】 駅周辺デザイン計画 【実施時期】 H21～H22 年度	敦賀市	【位置付け】 敦賀駅西地区等と一体的に駅周辺のデザイン計画を行うことは、敦賀市中心部の賑わいを創出するための事業として位置付けている。 【必要性】 一体的なデザインに基づいて空間の整備を行うことは、賑わいの創出に向けて必要な事業である。	【支援措置】 社会資本整備総合交付金(道路事業と一体の効果促進事業) 【実施時期】 H21～H22 年度	
--------------------------------------------------------------------------------------------	-----	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------	--

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 蓬萊交流広場整備事業 【内容】 広場整備 A=491 m ² 【実施時期】 H22～H24 年度	敦賀市	【位置付け】 舟溜り地区の交流広場の整備は、新たな賑わい拠点の創出を図るために必要な事業として位置付けている。 【必要性】 市民・来訪者の新たな交流・賑わい・憩いの場としての環境整備を行うために必要な事業である。	【支援措置】 電源三法交付金 【実施時期】 H22～H24 年度	

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 国道8号道路空間活用検討事業</p> <p>【内容】 ワークショップ及び国道8号道路空間利用方策検討委員会の開催、国道8号みちづくりフォーラムの開催、国道8号実証実験</p> <p>【実施時期】 H17～H24年度</p>	<p>国土交通省 敦賀市 民間事業者</p>	<p>【位置付け】 国道8号敦賀バイパス全線供用開始に伴い、中心市街地内の国道8号の将来的な位置付け及び担うべき役割について、まちづくりや中心市街地の活性化等に寄与するための道路空間活用を検討する。</p> <p>また、国道8号の広幅員の道路空間を、2車線化へ向けた整備を行い、沿道の商業機能と一体的なにぎわい空間として活用するための事業として位置付けている。</p> <p>【必要性】 中心市街地の活性化に寄与する道路空間の活用は、にぎわいの創出を図るために必要である。</p>		
<p>【事業名】 金ヶ崎交流拠点用地活用検討事業</p> <p>【内容】 整備方針及び利活用方法の検討</p> <p>【実施時期】 H19年度～</p>	<p>敦賀市</p>	<p>【位置付け】 敦賀港周辺の歴史的資産を活かした交流拠点用地の利活用を検討し、広く親しまれる魅力ある交流拠点の形成を図るための事業として位置付けている。</p> <p>【必要性】 敦賀港周辺を、中心市街地活性化の拠点の一つとして利活用の検討を行うことは、中心市街地の魅力を高め、来街者の増加を図り、回遊性の向上を目指すために必要な事業である。</p>		
<p>【事業名】 自転車レーン整備事業</p> <p>【内容】 自転車道の整備</p> <p>【実施時期】 H21年度～</p>	<p>国土交通省 福井県 敦賀市</p>	<p>【位置付け】 駅・公共施設・住宅地を結ぶ路線において、自転車レーンを中心とした自転車走行空間ネットワークを構築し、安全安心な中心市街地を整備するための事業として位置付けている。</p> <p>【必要性】 中心市街地において快適かつ安全に生活する上で必要な事業である。</p>		

<p>【事業名】 門前町景観形成啓発活動事業</p> <p>【内容】 氣比神宮の門前町にふさわしい街並み形成のための協議会組織の設立、景観形成推進計画の作成</p> <p>【実施時期】 H22～H23 年度</p>	<p>敦賀市 神楽町 1丁目商店街</p>	<p>【位置付け】 中心市街地内の歴史的・文化的資産である氣比神宮の大鳥居に向う通りを門前町として位置付け、門前町にふさわしい街並みを形成するための住民活動を支援する事業として位置付けている。</p> <p>【必要性】 日本三大木造大鳥居の一つに挙げられ、中心市街地のみならず、敦賀市のシンボルとして親しまれている氣比神宮の大鳥居の門前を、門前町にふさわしい街並みを形成することは、敦賀市独自のまちづくりを進める上で必要な事業である。</p>		
<p>【事業名】 白銀駐車場整備事業</p> <p>【内容】 A=約 3,800 m² 駐車台数 約 132 台 ゲート設備、フェンス設置外</p> <p>【実施時期】 H22 年度</p>	<p>敦賀市</p>	<p>【位置付け】 市民及び来訪者の利便性を考慮した駐車場の整備は、中心市街地において、利便性を高めるための事業として位置付けている。</p> <p>【必要性】 来街者の増加に向けて、市街地内の利便性を高める上で必要な事業である。</p>		
<p>【事業名】 市道白銀清水線（道路）</p> <p>【内容】 道路改良工事（歩道のバリアフリー化） L=550m</p> <p>【実施時期】 H22～H24 年度</p>	<p>敦賀市</p>	<p>【位置付け】 誰もが安全に安心して歩ける歩行者空間を創出するとともに、豪雨による側溝の越流による浸水被害から周辺住民を守り、安心して暮らせる環境整備を図るための事業として位置付けている。</p> <p>【必要性】 歩行者空間の快適性を高め、回遊性を高めるとともに、歩いて暮らせる環境整備を行うために必要な事業である。</p>		

<p>【事業名】 児屋川周辺景観形成啓発活動事業（まちづくり活動推進事業）</p> <p>【内容】 啓発活動、専門家の派遣</p> <p>【実施時期】 H24年度～</p>	<p>敦賀市</p>	<p>【位置付け】 敦賀港と氣比神宮を結ぶ動線軸上の児屋川周辺魅力を高め、歩きたくなる環境形成を行う事業として位置付けている。</p> <p>【必要性】 地域資源を活かし、歩きたくなる環境を形成することにより、訪問客の周遊性を高めるために必要な事業である。</p>		
<p>【事業名】 敦賀南地区公園整備事業</p> <p>【内容】 公園整備 （清水第一公園、清水第二公園） A=0.5ha</p> <p>【実施時期】 H21～H25年度</p>	<p>敦賀市</p>	<p>【位置付け】 中心市街地区域内の公園を整備することにより都心軸に位置付けられる道路沿いに憩いの場を提供し快適な都市環境の整備を図るための事業として位置付けている。</p> <p>【必要性】 都市の環境を高め、人が集い、賑わいのある環境整備を行うために必要な事業である。</p>		
<p>【事業名】 博物館通り環境整備事業</p> <p>【内容】 ポケットパーク整備 A=125.88 m² イベント広場等整備 A=456.02 m²</p> <p>【実施時期】 H24～H26年度</p>	<p>敦賀市</p>	<p>【位置付け】 舟溜り地区の博物館通り町家再生事業に併せて行う交流広場の整備は、新たな賑わい拠点の創出を図るために必要な事業として位置付けている。</p> <p>【必要性】 市民・来訪者の新たな交流・賑わい・憩いの場としての環境整備を行うために必要な事業である。</p>	<p>【支援措置】 福井県ふるさと創造プロジェクト補助金</p> <p>【実施時期】 H24～26年度</p>	

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

[1] 都市福利施設の整備の必要性

(1) 現状分析

交通利便性の高いJR敦賀駅周辺エリアには、プラザ萬象、市立図書館、敦賀市総合センターなど、市民サービス機能が集積しているが、平成19年度には、民間による高齢者福祉施設が立地され、今後土地区画整理事業用地においても、市民サービス機能の立地が想定されており、交通機能が充実する中で、市民サービスを中心とした機能の充実が求められる。

商店街が形成されている氣比神宮周辺エリアは、民間の商業店舗等が多く見られるほか、小中学校などの教育機能のほか、子育て支援センターや男女協働参画センターなどの市民生活支援機能が立地しているが、商業サービス機能向上に向け、商業との相乗効果を得ることのできる機能集積が求められる。

敦賀港周辺エリアにおいては、きらめきみなと館や市民文化センター、市立博物館、みなとつるが山車会館が立地しているが、レンガ倉庫など、今後さらに交流資源として活用可能な建築物も残されており、交流機能を中心とした機能の充実が求められる。

(2) 都市福利施設の整備の必要性

市街地の拡大に伴い、都市福利施設の郊外立地も進んでいるが、高齢化社会が進展する中で、福祉機能や健康医療機能、市民サービス機能などについては、公共交通機能の充実している中心市街地内への立地誘導が求められる。

また、観光交流を進める上で、重要な要素となる港周辺においては、市民間交流や広域交流を進める機能や地域文化を育む教育文化機能の立地誘導が求められる。

(3) フォローアップの考え方

各事業の毎年度末における進捗状況を調査し、関係機関での協議とともに中心市街地活性化協議会への報告を行い、状況に応じて事業の促進などの改善措置を講じる。計画満了時点においても進捗状況を調査し、効果の検証を行う。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 『人道の港 敦賀』推進事業（地域創造支援事業）</p> <p>【内容】 講演会の開催、展示施設のパンフレット作成</p> <p>【実施時期】 H20～H21年度</p>	敦賀市	<p>【位置付け】 敦賀に上陸したポーランド孤児やユダヤ人難民等と敦賀の人々の関わり方、敦賀港の役割や歴史の背景を情報発信することで、歴史と港町つるがを広くアピールする事業として位置付けている。</p> <p>【必要性】 本市の中心市街地内の特徴である港を広くPRし、再度訪れたくなる環境をつくる上で必要な事業である。</p>	<p>【支援措置】 まちづくり交付金</p> <p>【実施時期】 H20～H21年度</p>	
<p>【事業名】 『敦賀港芸術村』推進事業（まちづくり活動推進事業）</p> <p>【内容】 社会実験イベントの実施、敦賀港芸術村構想の策定</p> <p>【実施時期】 H20～H21年度</p>	敦賀市	<p>【位置付け】 JR敦賀駅から敦賀港までの動線を楽しみながら歩くための賑わいあるまちづくり、並びに芸術活動を支える永続的な組織の在り方や活動拠点の在り方を含め、まちづくりの方向性を導き出す事業として位置付けている。</p> <p>【必要性】 来訪者のニーズを捉えた活性化の方向性を検討する上で必要な事業である。</p>	<p>【支援措置】 まちづくり交付金</p> <p>【実施時期】 H20～H21年度</p>	
<p>【事業名】 高次都市施設（観光交流センター）</p> <p>【内容】 A=1,168㎡</p> <p>【実施時期】 H22～H24年度</p>	敦賀市	<p>【位置付け】 「港まち敦賀」の玄関口に相応しい規模・内容の駅舎整備を行い、魅力ある街の賑わい再生及び、駅周辺の活性化のための事業として位置付けている。</p> <p>【必要性】 JRでの中心市街地への来街者の玄関口となる駅舎を整備改善することは、訪れたくなる環境を創出するために必要な事業である。</p>	<p>【支援措置】 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画）</p> <p>【実施時期】 H22～H24年度</p>	

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業
該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 広域連携大学の拠点整備事業</p> <p>【内容】 原子力分野等の教育・研究機能の整備</p> <p>【実施時期】 H21～H24年度</p>	福井大学 敦賀市	<p>【位置付け】 福井大学に開設された国際原子力工学研究所が土地、建物等の受け入れ体制が整い次第、敦賀市に移転するため、基盤整備に協力を行い、学生等の増加に伴う賑わいの創出のための事業として位置付けている。</p> <p>【必要性】 研究施設整備に伴う流入人口の増加は中心市街地の賑わいの創出のために必要な事業である。</p>	<p>【支援措置】 高速増殖炉サイクル技術研究開発交付金</p> <p>【実施時期】 H21～H24年度</p>	
<p>【事業名】 博物館建物修復事業</p> <p>【内容】 市立博物館建物の修理復元により、文化財建造物としての保存活用を図る</p> <p>【実施時期】 H18～H26年度</p>	敦賀市	<p>【位置付け】 建物の耐震補強と修復工事を行い、文化財建造物を中心市街地における教育・文化観光の拠点施設として活用するための事業として位置付けている。</p> <p>【必要性】 歴史的資源を活かした教育・文化観光の拠点施設として整備し、周辺部の整備とあわせて相乗的にまちの魅力を高めるために必要な事業である。</p>	<p>【支援措置】 電源三法交付金</p> <p>【実施時期】 H23～H26年度</p>	
<p>【事業名】 J R 敦賀駅舎バリアフリー化事業</p> <p>【内容】 バリアフリー化</p> <p>【実施時期】 H21～H23年度</p>	J R 西日本	<p>【位置付け】 「港まち敦賀」の玄関口に相応しい規模・内容の駅舎整備を行い、魅力ある街の賑わい再生及び、駅周辺の活性化のための事業として位置付けている。</p> <p>【必要性】 J R での中心市街地への来街者の玄関口となる駅舎を整備改善することは、訪れたい環境を創出するために必要な事業である。</p>	<p>【支援措置】 交通施設バリアフリー化設備整備費補助金</p> <p>【実施時期】 H21～H23年度</p>	

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 芭蕉関連展示PR事業</p> <p>【内容】 「奥の細道」サミットや企画展の開催、常設コーナーの設置</p> <p>【実施時期】 H21年度</p>	敦賀市	<p>【位置付け】 平成21年度に開催される奥の細道サミットを契機に、奥の細道と敦賀の係わりを紹介し、市民文化の振興を図るための事業として位置付けている。</p> <p>【必要性】 芭蕉の「奥の細道」杖措きの地としての敦賀を発信し、博物館を核とした新たな交流人口の増加を図るために必要な事業である。</p>		
<p>【事業名】 鉄道展開催事業</p> <p>【内容】 PR館の設置、資料の収集展示</p> <p>【実施時期】 H20年度～</p>	敦賀市	<p>【位置付け】 旧敦賀港駅舎を活用し、敦賀の鉄道に関する歴史を紹介し、鉄道資料や列車模型を展示することにより賑わい交流拠点を創出するための事業として位置付けている。</p> <p>【必要性】 既存ストックを活用した交流拠点を整備することは、交流人口の増加を図るために必要な事業である。</p>		
<p>【事業名】 みなとつるが山車会館魅力向上事業</p> <p>【内容】 映像シアターの改修、山車の水引幕の整備</p> <p>【実施時期】 H19～H24年度</p>	敦賀市	<p>【位置付け】 本市の最大の祭である敦賀まつりの華であり、市指定文化財である山車の保存を図り、観光資源としての山車巡行の円滑な催行と、文化観光の拠点施設の機能維持を図るための事業として位置付けている。</p> <p>【必要性】 文化観光の拠点施設の機能維持を図り、博物館通りの核施設として活用し、中心市街地への集客効果を高めるために必要な事業である。</p>		

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

[1] 街なか居住の推進の必要性

(1) 現状分析

近年、敦賀市の人口は、約 68,000 人で横ばいに推移しているが、中心市街地の人口は年々減少しており、およそ 10 年間で 10% 近く減少している。また、全市と比較して高齢化が進んでおり、人口の空洞化も進んでいる。

今後、増加するであろう高齢者の居住の安定を図っていくためには、歩いて暮らすことのできる基盤が充実した中心市街地内において、高齢者向け住宅の供給を進めるなどの対策が求められる。

また、今後、全市的な人口減少が予想される中で、高度化・多様化する市民ニーズに対応していくためには、各種機能が集積する中心市街地のさらなる高度化が求められるが、中心市街地の活力向上に向けては、それらを支える人材の確保が不可欠といえる。そのため、若い世代の中心市街地への定住を進めていくことも求められる。

(2) 街なか居住推進の必要性

高齢者向け住宅の供給のほか、緊急時対応サービスや生活サポートサービスの充実など、ハード・ソフト両面からの暮らしのサービスを提供し、高齢者世帯の居住の安定を高めることが求められる。

若い世代が取得することのできる住宅供給や住宅取得支援のほか、子育てサービスの充実や都市環境の充実により、若年層の中心市街地への定住を進めることが求められる。

(3) フォローアップの考え方

各事業の毎年度末における進捗状況を調査し、関係機関での協議とともに中心市街地活性化協議会への報告を行い、状況に応じて事業の促進などの改善措置を講じる。計画満了時点においても進捗状況を調査し、効果の検証を行う。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当なし

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 まちなか戸建住宅取得支援事業 【内容】 住宅の新築、新築分譲・中古住宅の取得費用の助成 【実施時期】 H18～H24年度	敦賀市	【位置付け】 まちなかでの居住を推進するため、中心市街地域外に住む人が、区域内において、住宅の取得を助成し、新たな居住者を支援する事業として位置付けている。 【必要性】 居住人口の増加を図り、中心市街地の賑わいを創出する上で必要な事業である。	【支援措置】 社会資本整備総合交付金(地域住宅計画に基づく事業) 【実施時期】 H18～H24年度	
【事業名】 地域優良賃貸住宅整備事業 【内容】 建設費助成 【実施時期】 H18～H26年度	敦賀市	【位置付け】 中心市街地内において良質な民間賃貸住宅を供給し、子育て世帯から高齢者世帯まで多くの世代が居住できる環境を整える事業として位置付けている。 【必要性】 居住人口の増加を図り、中心市街地の賑わいを創出する上で必要な事業である。	【支援措置】 社会資本整備総合交付金(地域住宅計画に基づく事業) 【実施時期】 H18～H22年度	
【事業名】 公的賃貸住宅家賃低廉化事業 【内容】 家賃減額助成 【実施時期】 H18～H27年度	敦賀市	【位置付け】 中心市街地内において良質な民間賃貸住宅を供給し、子育て世帯から高齢者世帯まで多くの世代が居住できる環境を整える事業として位置付けている。 【必要性】 居住人口の増加を図り、中心市街地の賑わいを創出する上で必要な事業である。	【支援措置】 社会資本整備総合交付金(地域住宅計画に基づく事業) 【実施時期】 H18～H27年度	

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

該当なし

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 まちなか戸建住宅設備改修支援事業</p> <p>【内容】 区域内に住む親族と同居するための設備改修への助成</p> <p>【実施時期】 H20～H24年度</p>	<p>敦賀市</p>	<p>【位置付け】 まちなかでの居住を推進するため、中心市街地域外に住む人が、区域内に住む親族が所有する戸建住宅へ同居するために設備改修に要する費用の一部を助成し、多世代が住まえる環境を整備する事業として位置付けている。</p> <p>【必要性】 居住人口の増加を図り、中心市街地の賑わいを創出する上で必要な事業である。</p>		
<p>【事業名】 まちなか若年・子育て世帯家賃支援事業</p> <p>【内容】 若年・子育て世帯への家賃の一部助成</p> <p>【実施時期】 H20～H26年度</p>	<p>敦賀市</p>	<p>【位置付け】 まちなか居住を推進するため、中心市街地域外の若年・子育て世帯への区域内の民間賃貸住宅へ入居する場合の家賃の一部を助成し、若年・子育て世帯の住みやすい環境を整備する事業として位置付けている。</p> <p>【必要性】 居住人口の増加を図り、中心市街地の賑わいを創出する上で必要な事業である。</p>		
<p>【事業名】 低・未利用地活用促進事業</p> <p>【内容】 低・未利用地の活用計画の策定</p> <p>【実施時期】 H21～H24年度</p>	<p>敦賀市</p>	<p>【位置付け】 中心市街地の区域の土地利用の現状調査、課題整理及び分析等を行い、低・未利用地の活用についての計画を策定し、土地の有効活用を図る事業として位置付けている。</p> <p>【必要性】 居住人口の増加を図り、中心市街地の賑わいを創出する上で必要な事業である。</p>		

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の商業の活性化のための事業及び措置に関する事項

[1] 商業の活性化の必要性

(1) 現状分析

中心市街地内の商業事業所は、年々減少傾向にあり、昭和 63 年には 329 事業所あったが、平成 19 年には 141 事業所と半減しており、中心市街地内の商業機能の低下が進んでいる。

現在、敦賀市内には、14 の大型店舗が立地しているが、中心市街地内に立地しているのは 1 店舗のみで、それ以外は、市街化の進んでいる市街地南西部に集中しており、近年、その周辺の商業集積が進みつつあり、相対的に中心市街地の商業機能の低下が進んでいる。

今後、さらなる郊外商業地の拡大により、中心市街地の商業ポテンシャルが一層低下することが予想されており、特に高齢者層の生活が脅かされることも懸念される。

一方、J R 北陸本線・湖西線直流化に伴い、観光客が急激に増加しており、今後、中心市街地内での観光交流産業の展開が期待されている。

(2) 商業活性化の必要性

中心市街地の活力の維持向上に向け、新たな事業者を創出するため、商業環境の充実を進めるとともに、直接的な事業者支援が求められる。

また、交流産業の創出に向けた、事業者創出、育成に向けた支援が求められる。

(3) フォローアップの考え方

各事業の毎年度末における進捗状況を調査し、関係機関での協議とともに中心市街地活性化協議会への報告を行い、状況に応じて事業の促進などの改善措置を講じる。計画満了時点においても進捗状況を調査し、効果の検証を行う。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

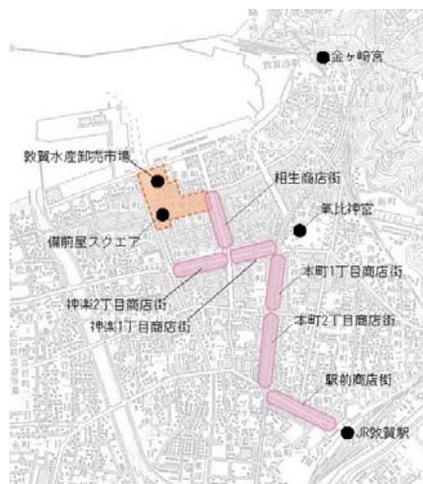
事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 敦賀酒造保全活用事業 【内容】 歴史的な木造建築物である敦賀酒造の取得、保全、利活用 テナントミックス店舗の設置（10店舗） （レストラン、物販、交流施設） 【実施時期】 H21～H22年度	まちづくり会社設立予定	【位置付け】 歴史的な建造物である木造住宅と土蔵からなる酒造施設を、「舟溜り地区」の歴史・文化・食を楽しむ民間による集客の核を形成する施設であり、敦賀の新たな賑わいを創出する民間による集客の核を形成する交流拠点施設として位置付ける。 まちづくり会社が建物を所有し、テナントミックス（飲食、物販）、交流施設からなる集客施設として再整備し、舟溜り地区境界の賑わいを創出する。 【必要性】 民間主導による歴史・文化・食を楽しむことのできる、新たな交流拠点として、集客力を高めるために必要な事業である。 商店街と連携して行う各種取組により、商店街の回遊性が向上し両者の相乗効果が期待できる。	【措置】 中小小売商業高度化事業に係る特定民間中心市街地活性化事業計画の経済産業大臣認定 【実施時期】 H21年度	戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金

①当該中小小売商業高度化事業が、当該中心市街地内における他の商店街等への商業活性化に係る取組にもたらす影響（当該商店街等及び当該中心市街地内における他の商店街等の来街者数の現況等）

当該事業計画地の博物館通り周辺は、昭和初期まで港町敦賀の中心地として発展し、現在も、本事業計画を実施する酒蔵のほか、旧大和田銀行（現市立博物館）、かつては商家であった町家や土蔵など、古くからのまちなみが残された地域である。

戦後、復興区画整理事業に伴い、JR敦賀駅から博物館通り周辺にかけて商店街が形成されたが、近年、それら商店街の歩行者通行量の減少、空店舗の増加などに伴い、年々、商店街の売り上げが低下するなど、商業ポテンシャルが低下してきている。

○備前屋スクエアと JR 敦賀駅、氣比神宮等との位置関係



このような中、当該事業計画は、博物館通りの集客性を高めることにより、敦賀市の玄関口であるJR敦賀駅から、また、年間60万人を超える来訪者のある氣比神宮からの歩行者通行量の増大を見込め、その結果、商店街の商業ポテンシャルの拡大を図ることが期待できる。

一方、商店街では、商店街等が参画して行われる各種事業により、商店街の回遊性を高める取組が行われており、両者の回遊性向上に向けた取組が相乗効果を生むと考えられる。

また、当該事業による観光客の回遊性の向上と、店舗開業支援事業や創業・起業促進事業により、新たな事業者の創出に寄与すると考えられる。

○ 歩行者・自転車通行量の推移

		H6	H9	H11	H17	H19	H20
平日	①白銀交差点	2,383	2,068	1,530	1,536	1,475	1,335
	②氣比神宮交差点	2,181	1,573	973	1,387	782	1,048
	③博物館付近交差点(東西)	(479)	(382)	(263)	(307)	84	250
	計	5,043	4,023	2,766	3,230	2,341	2,633
休日	①白銀交差点	2,543	2,493	1,648	(2,000)	2,352	1,610
	②氣比神宮交差点	1,281	1,603	1,336	1,038	973	1,102
	③博物館付近交差点(東西)	(207)	(222)	(162)	(165)	82	147
	計	4,031	4,318	3,146	3,203	3,407	2,859

②個店の活力や集客力、営業状態等が全体の魅力の向上にどのように結び付き、また逆に、商店街の特性や共同事業の成否が構成店舗の活力の向上にどのように結び付いているのか、「個々の取組」と「共同的な取組」との連動内容

港町として栄えた面影が残る当該事業地区周辺は、現在博物館として活用している「旧大和田銀行」など、歴史的建造物が数多く見られる、本市の歴史を伝える上で重要な地域である。

その中でも、規模が大きく当該事業地周辺のアイストップとなっている酒蔵を保全活用することにより、敦賀の観光のさらなる魅力化や拡大に寄与することが期待できる。

また、敦賀市は港町であるが、市街地の沿岸は港湾機能で占められており、大規模な金ヶ崎緑地を除くと海辺の親水空間が少ない状況にある。

当該事業計画地は、小さな入り江である舟溜りに接しており、施設整備と一体となった親水空間整備により、古くからの港町つるがを演出できる、新たな魅力拠点として、市民や観光客の憩いの空間として賑わいの創出が期待できる。

一方、本市は年間190万人の観光客を有するまちであるが、半数が車での来訪者で占められており、代表的な観光地である氣比神宮では、直接、神宮横の駐車場に乗り入れ、そのまま帰ってしまうなど、周辺の商店街への波及効果が低い状況にある。

また、関西都市圏や中京都市圏から最も近い日本海側の港町であり、海の幸に対するニーズが高いが、中心市街地内には、観光客に対応した飲食機能が満足でない状況にある。

そこで、水産卸売市場にも徒歩 5 分内にある当該計画地において、日本海の幸を食することのできる飲食機能を配置することにより、氣比神宮に訪れた観光客を、商店街を經由し誘導することが期待できる。

こうした時代背景と観光客等のニーズを踏まえて魅力ある店舗を導入し、歴史・文化・食を楽しめる中心市街地の賑わい回復を目指す。

また、本事業と商店街等が参画して行われる各種事業、街並み形成を図る活動が連動することにより、おもてなし機能の向上を図り、市民及び観光客が回遊し、買い物する楽しさを提供できる魅力的な商業空間づくりができる。

③当該中小小売商業高度化事業に影響を与える空き店舗数・率の現況

J R 敦賀駅から当該事業計画地のある舟溜り地区にかけて形成される商店街における空き店舗の状況は一進一退であり、未だに空き店舗の解消には至っていない。本事業や商店街等が参画して行われる各種事業を通じ、周辺の商店街の歩行者通行量の拡大を図るとともに、店舗開業支援事業や創業・起業促進事業により、空き店舗数の減少を目指す。

○ 中心市街地商店街の空き店舗数等の状況

商店街名	空き店舗数	商店数 小売・サービス業	空き店舗率
敦賀駅前商店街	10	57	17.54
本町2丁目商店街	6	32	18.75
本町1丁目商店街	7	40	17.50
神楽町1丁目商店街	4	47	8.51
相生商店街	3	23	13.04

(※平成21年3月末日現在)

④文教施設、医療施設、公共事業等まちの諸事業と連動した中小小売商業高度化事業であること

当該事業は、周辺で行われる博物館通り景観形成事業、お魚通り景観形成事業や周辺道路の高質空間形成と一体となって舟溜り地区の集客力を高めるものである。また、沿道の商業機能と一体的なにぎわい空間として活用するための国道 8 号道路空間活用検討事業や中心市街地内及び市内の観光施設を循環運行する市内周遊バス運行事業は、備前屋スクエアを一拠点として、中心市街地内の回遊性を高める事業である。

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 敦賀酒造保全活用事業</p> <p>【内容】 歴史的な木造建築物である敦賀酒造の取得、保全、利活用 テナントミックス店舗の設置（10店舗） （レストラン、物販、交流施設）</p> <p>【実施時期】 H21～H22年度</p>	<p>まちづくり会社設立予定</p>	<p>【位置付け】 歴史的な建造物である木造住宅と土蔵からなる酒造施設を、「舟溜り地区」の歴史・文化・食を楽しむ民間による集客の核を形成する施設であり、敦賀の新たな賑わいを創出する民間による集客の核を形成する交流拠点施設として位置付ける。</p> <p>まちづくり会社が建物を所有し、テナントミックス（飲食、物販）、交流施設からなる集客施設として再整備し、舟溜り地区界隈の賑わいを創出する。</p> <p>【必要性】 民間主導による歴史・文化・食を楽しむことのできる、新たな交流拠点として、集客力を高めるために必要な事業である。</p> <p>商店街と連携して行う各種取組により、商店街の回遊性が向上し両者の相乗効果が期待できる。</p>	<p>【支援措置】 戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金</p> <p>【実施時期】 H22年度</p>	
<p>【事業名】 つるが芭蕉紀行開催事業</p> <p>【内容】 俳句大会や、ウォーキングイベントの開催</p> <p>【実施時期】 H15年度～</p>	<p>港都つるが株式会社</p>	<p>【位置付け】 俳聖松尾芭蕉ゆかりの地や句碑、銅像等を活用して、関連する四季折々のイベントを企画・実施することにより、中心市街地の賑わいを創設する事業として位置付けている。</p> <p>【必要性】 購買客の確保や増加に向けて有効な施策を展開することは、商店街の活性化を促進するために必要な事業である。</p>	<p>【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>【実施時期】 H15年度～</p>	

<p>【事業名】 店舗開業支援事業</p> <p>【内容】 空き店舗の出店者への家賃補助及び開業支援</p> <p>【実施時期】 H18年度～</p>	<p>敦賀市 港都つるが株式会社</p>	<p>【位置付け】 空き店舗への出店者に家賃及び開業経費を支援することにより、商店街の空き店舗解消を図り、中心市街地の賑わい創造を図る事業として位置付けている。</p> <p>【必要性】 空き店舗を開放し、商店街の連続性を確保し、賑わいを創出していくことは、中心市街地全体の魅力を高め、賑わいの創出を図るために必要な事業である。</p>	<p>【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>【実施時期】 H18年度～</p>	
<p>【事業名】 中心市街地賑わい街づくり支援事業</p> <p>【内容】 商店街の各種イベントに対する支援</p> <p>【実施時期】 H15年度～</p>	<p>敦賀市 港都つるが株式会社</p>	<p>【位置付け】 中心市街地において、潜在する集客企画案の掘り起こしを図り、各商店街が連携してイベントなどを実施し、各商店街の魅力向上とともに、中心市街地全体の魅力向上を図る事業として位置付けている。</p> <p>【必要性】 各商店街が魅力の向上を図ることは、市民の中心市街地への来街回数増加を促すために必要な事業である。</p>	<p>【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>【実施時期】 H15年度～</p>	
<p>【事業名】 クラフトマーケット開催事業</p> <p>【内容】 クラフトマーケットの開催（作品の発表、販売、来場者との相互交流）</p> <p>【実施時期】 H19年度～</p>	<p>港都つるが株式会社</p>	<p>【位置付け】 港周辺の既存施設を活用し、全国からクラフト創作者を集め、来場者との相互交流を図るとともに、作品の発表及び販売を行うことにより、中心市街地商業の活性化に繋がる事業として位置付けている。</p> <p>【必要性】 既存ストックを活用し中心市街地への来街機会を高めることは、交流人口の拡大を図るために必要な事業である。</p>	<p>【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>【実施時期】 H20年度～</p>	

【事業名】 まちづくり法人運営事業 【内容】 中心市街地のイメージアップ、賑わい創出、公共施設管理運営等 【実施時期】 H14年度～	港都つるが株式会社	【位置付け】 第3セクター方式のまちづくり会社の運営を支援することは、商店街関係者等のまちづくりに関する様々な主体との連携を図る上で重要な手段であり、賑わいの創出に繋がる事業として位置付けている。 【必要性】 まちづくりに関する様々な主体との連携を図り、賑わいを創出していくことは、中心市街地全体の魅力を高めるとともに交流人口の拡大を図るために必要な事業である。	【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 H14年度～	
--------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------	--

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業
該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 エリアマネジメント推進事業 【内容】 酒造施設を活用した賑わい創出の計画づくりと景観等を活かしたコミュニティの形成 【実施時期】 H21年度	敦賀商工会議所	【位置付け】 本市の歴史を伝える上で重要な地域である舟溜り地区の酒造施設を敦賀の歴史・文化・食を楽しむことのできる交流拠点として活用し、その景観等を活かして周辺商店街や地域活動を盛り上げることにより、観光客の増加等中心市街地の活性化を図る事業として位置付けている。 【必要性】 地域活性化の中核として整備することによる波及効果を周辺商店街や地域に広め賑わいを起こすために必要な事業である。	【支援措置】 エリアマネジメント推進調査 【実施時期】 H21年度	

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 氣比神宮の杜フェスタ開催事業</p> <p>【内容】 キャンドルによるライトアップ等</p> <p>【実施時期】 H20年度～</p>	<p>敦賀商工会議所青年部</p>	<p>【位置付け】 重要な観光資源である氣比神宮を含めた敦賀の歴史や魅力を知ってもらうとともにイベント等を通して中心市街地の賑わいを創出する事業として位置付けている。</p> <p>【必要性】 観光拠点と周辺商店街との一体的な賑わいの創出を図る上で必要な事業である。</p>		
<p>【事業名】 モニュメント像イルミネーション事業</p> <p>【内容】 中心市街地に設置されているアニメモニュメントのイルミネーション装飾</p> <p>【実施時期】 H20年度～</p>	<p>港都つるが株式会社</p>	<p>【位置付け】 JR敦賀駅から氣比神宮にかけての商店街のアーケード沿いに設置されているアニメモニュメントにイルミネーション装飾を施すことにより、来街者の増加を図り、中心市街地の賑わいの創出を図るための事業として位置付けている。</p> <p>【必要性】 既存ストックの活用及び中心市街地の賑わいを創出する上で必要な事業である。</p>		
<p>【事業名】 遊敦塾推進事業</p> <p>【内容】 体験型観光プランの企画・実施</p> <p>【実施時期】 H19年度～</p>	<p>(社) 敦賀観光協会</p>	<p>【位置付け】 敦賀市の歴史・風土・伝統・自然などを活かした体験型観光プランを企画・実施することにより、新たな観光需要を創出する事業として位置付けている。</p> <p>【必要性】 敦賀の魅力をもっとPRすると共に、体験型観光を行うことにより、新たな観光需要を創出するために必要な事業である。</p>		

<p>【事業名】 おもてなしス タンプラリー 事業</p> <p>【内容】 スタンプラリ ーを活用した 観光PR</p> <p>【実施時期】 H19年度～</p>	<p>敦賀商工 会議所</p>	<p>【位置付け】 市民参加・観光客参加型のイベントを 実施し、商店街及び中心市街地内の観光地を 周遊することにより、中心市街地活性化に つながる賑わい創出の創出を図る事業と して位置付けている。</p> <p>【必要性】 イベント参加を通じて敦賀の魅力をP Rするとともに、複数の観光地を巡ること により、回遊性の向上を図る上で必要な事 業である。</p>		
<p>【事業名】 つるが大漁市 場整備運営事 業</p> <p>【内容】 水産物直売所 (小売店舗6 店舗)の運営</p> <p>【実施時期】 H21年度～</p>	<p>敦賀魚商 協同組合 敦賀市漁 業協同組 合</p>	<p>【位置付け】 新市場から出荷された新鮮で美味しく 安心・安全な地魚を販売する拠点を整備運 営することで、近傍する博物館通りと一体 的な観光拠点の形成が成される事業とし て位置付けている。</p> <p>【必要性】 港周辺の交流機能の強化と誘客力を高 めるために必要な事業である。</p>		
<p>【事業名】 駅前ふれあい 市開催事業</p> <p>【内容】 駅前商店街に おける朝市の 開催</p> <p>【実施時期】 H19年度～</p>	<p>駅前商店 街</p>	<p>【位置付け】 市街地周辺農家及び漁業関係者との連 携による地産地消の実現と、駅周辺の賑わ い創出及び商店街の魅力を高める事業と して位置付けている。</p> <p>【必要性】 商店街が魅力の向上を図ることは、市民 の中心市街地への来街回数の増加を促す ために必要な事業である。</p>	<p>【支援措置】 商店街魅力 向上支援事 業補助金</p> <p>【実施時期】 H19～H20</p>	
<p>【事業名】 敦賀まつり</p> <p>【内容】 氣比神宮を中 心としたまつ り</p> <p>【実施時期】 S28年度～</p>	<p>敦賀まつ り振興協 議会</p>	<p>【位置付け】 半世紀以上の歴史を持つ市民総参加の まつりである敦賀まつり(毎年9月上旬開 催)を、中心市街地で開催することにより、 敦賀市の歴史と文化を市内外にアピール するとともに、各商店街のアーケード沿い に出店が立ち並ぶ等、各商店街の集客力を 高める事業として位置付けている。</p> <p>【必要性】 各商店街が魅力の向上を図ることは、市 民の中心市街地への来街回数の増加を促 すために必要な事業である。</p>		

<p>【事業名】 晴明の朝市開催事業</p> <p>【内容】 博物館とおりにおける朝市の開催</p> <p>【実施時期】 H12年度～</p>	<p>晴明の朝市実行委員会</p>	<p>【位置付け】 市民の買物と交流の場となる市場を開催し、観光客の誘致と敦賀のまちの歴史を紹介し、周辺地域の賑わいの創出を図る事業として位置付けている。</p> <p>【必要性】 各商店街が魅力の向上を図ることは、市民の中心市街地への来街回数の増加を促すために必要な事業である。</p>		
<p>【事業名】 創業・起業促進事業</p> <p>【内容】 空き店舗の出店者への家賃補助及び創業支援</p> <p>【実施時期】 H5～H22年度</p>	<p>敦賀市 港都つるが株式会社</p>	<p>【位置付け】 中心市街地内の空き店舗への出店者到家賃支援することにより、商店街の空き店舗解消、商業の活性化及び創業・起業の促進を図り、中心市街地の賑わい創造を図る事業として位置付けている。</p> <p>【必要性】 空き店舗を開放し、商店街の連続性を確保し、賑わいを創出していくことは、中心市街地全体の魅力を高め、賑わいの創出を図るために必要な事業である。</p>		
<p>【事業名】 商店街百縁笑店街開催事業</p> <p>【内容】 100円の目玉商品を販売するイベント</p> <p>【実施時期】 H20年度～</p>	<p>敦賀あきんどくらぶ</p>	<p>【位置付け】 各店が100円の目玉商品を販売するとともにスタンプラリーを行い、商店街への集客及び回遊性を図るとともに、個店の販促活動のレベルアップ及び意識改革に繋げ商店街全体の魅力向上を図る事業として位置付けている。</p> <p>【必要性】 各個店が魅力の向上を図ることは、市民の中心市街地への来街回数の増加を促すために必要な事業である。</p>		
<p>【事業名】 とうろう流しと大花火大会</p> <p>【内容】 日本海側最大級の花火大会の開催</p> <p>【実施時期】 S25年度～</p>	<p>(社) 敦賀観光協会</p>	<p>【位置付け】 金ヶ崎緑地への観覧席の配置等港周辺の既存施設を活用し、集客力のあるイベントを行うことにより中心市街地商業の活性化に繋がる事業として位置付けている。</p> <p>【必要性】 地域資源及び既存ストックを活用し中心市街地への来街機会を高めることは交流人口の拡大を図るために必要な事業である。</p>		

<p>【事業名】 つるが観光物産フェア</p> <p>【内容】 全国自慢市として関連する市町村の物産を集めるイベントの開催</p> <p>【実施時期】 H8年度～</p>	<p>つるが観光物産フェア開催実行委員会</p>	<p>【位置付け】 港周辺の既存施設を活用し、集客力のあるイベントと街中のウォーキングイベントとのタイアップ等を行うことにより中心市街地商業の活性化に繋がる事業として位置付けている。</p> <p>【必要性】 既存ストックを活用し中心市街地への来街機会を高めることは交流人口の拡大を図るために必要な事業である。</p>		
<p>【事業名】 敦賀マラソン</p> <p>【内容】 中心市街地を中心としたマラソン大会</p> <p>【実施時期】 S55年度～</p>	<p>敦賀市</p>	<p>【位置付け】 ゴールを氣比神宮前とし、まちなかをマラソンコースとして設定し行うことにより中心市街地商業の活性化に繋がる事業として位置付けている。</p> <p>【必要性】 既存ストックを活用し中心市街地への来街機会を高めることは交流人口の拡大を図るために必要な事業である。</p>		
<p>【事業名】 敦賀西町の綱引き</p> <p>【内容】 夷子と大黒側に分かれ、綱を引き合い豊作と豊漁を占う予祝行事</p> <p>【実施時期】 慶長2年～</p>	<p>夷子大黒綱引き保存会</p>	<p>【位置付け】 国の重要無形民俗文化財に指定される伝統行事を体験観光とのタイアップ等を行うことにより中心市街地商業の活性化に繋がる事業として位置付けている。</p> <p>【必要性】 既存ストックを活用し中心市街地への来街機会を高めることは交流人口の拡大を図るために必要な事業である。</p>		
<p>【事業名】 敦賀の味処PR事業</p> <p>【内容】 大都市でのPR活動やインターネットでの情報公開</p> <p>【実施時期】 H21年度</p>	<p>敦賀商工会議所</p>	<p>【位置付け】 携帯電話のサイトを利用した店舗紹介システムの構築し、チラシやリーフレット等にQRコードを使用することにより、観光客に敦賀の味処をPRすると共に、飲食店・特産品小売店の更なる活性化を図る事業として位置付けている。</p> <p>【必要性】 観光客の利便性を図るとともに、敦賀の味処の魅力を広く伝え、誘客を図るために必要な事業である。</p>		

<p>【事業名】 敦賀市商店街 活性化事業</p> <p>【内容】 共有部分のアーケード等の補修や商店街のPRに対する支援</p> <p>【実施時期】 H4年度～</p>	<p>敦賀市</p>	<p>【位置付け】 商店街に楽しさ、快適さ及び潤いを創出し、魅力ある商店街づくりを促進するため、共同施設を設置又は共同事業を行う組合等に対し、予算の範囲内で補助金を交付することによって、敦賀市の商店街の振興を図る事業として位置付けている。</p> <p>【必要性】 商店街の店舗自体の負担を軽減し、商業者が、商店の運営に集中できる環境を整えるために必要な事業である。</p>		
<p>【事業名】 観光ガイド養成事業</p> <p>【内容】 観光ガイドの養成</p> <p>【実施時期】 H23～H24年度</p>	<p>(社) 敦賀 観光協会</p>	<p>【位置付け】 「まちの案内役」を養成し、来訪者に敦賀の歴史・文化・自然等を分かりやすく説明・案内することにより、観光の際の満足度を高めるための事業として位置付けている。</p> <p>【必要性】 観光客にとって、再度訪れたいくなる環境をつくる上で必要な事業である。</p>		
<p>【事業名】 観光PR支援事業（地域創造支援事業）</p> <p>【内容】 PRパンフレット作成、雑誌・新聞等への情報掲載</p> <p>【実施時期】 H24年度</p>	<p>(社) 敦賀 観光協会</p>	<p>【位置付け】 観光PRパンフレットの作成・配布や、雑誌・新聞等への観光・イベント情報等の掲載により、敦賀のイメージアップと観光振興を図る事業として位置付けている。</p> <p>【必要性】 敦賀の魅力を広く伝え、誘客を図るために必要な事業である。</p>		

<p>【事業名】 博物館通り町家再生事業</p> <p>【内容】 町家3件を商業店舗として改修後テナントミックス店舗の設置（3店舗） （レストラン、物販等）</p> <p>【実施時期】 H24～H25年度</p>	<p>敦賀市 港都つるが株式会社</p>	<p>【位置付け】 かつて市内随一の商店街として栄えた舟溜り地区の博物館通りに所在する町家3件を商業店舗として改修し、3店舗のテナントミックスにより、同通りにおける商業の再生を誘引する。 市民・来訪者の新たな交流・賑わい・憩いの場として整備する同通りの交流広場に併せて行う同事業は、新たな賑わい拠点の創出を図るために必要な事業として位置付けている。</p> <p>【必要性】 民間主導による歴史・文化・食を楽しむことのできる、新たな交流拠点として、集客力を高めるために必要な事業である。 また、商店街と連携して行う各種取組により、商店街の回遊性が向上し両者の相乗効果が期待できる。</p>	<p>【支援措置】 福井県ふるさと創造プロジェクト補助金</p> <p>【実施時期】 H24～25年度</p>	
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------	--

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

[1] 公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性

(1) 現状分析

敦賀市の中心市街地は、JR敦賀駅から港にかけて、戦災復興により進められた土地区画整理事業により現在の骨格が形成されている。

この土地区画整理事業では、広幅員の道路が市街地中央部を貫通するなど、市街地内の区画道路については、比較的しっかりとした基盤が形成されている。

現在、市街地内の公共交通機関として路線バスが運行しているほか、平成18年から観光周遊バスの運行を開始しているほか、ベロタクシー（自転車タクシー）の運行が行われている。

(2) 必要性

約180haに及ぶ広い中心市街地内の移動性を高めるため、地域内の公共交通ネットワークの強化や各種交通機関の連携強化が求められる。

(3) フォローアップの考え方

各事業の毎年度末における進捗状況を調査し、関係機関での協議とともに中心市街地活性化協議会への報告を行い、状況に応じて事業の促進などの改善措置を講じる。計画満了時点においても進捗状況を調査し、効果の検証を行う。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 市内周遊バス 運行事業</p> <p>【内容】 市内の観光地を循環するバスの運行</p> <p>【実施時期】 H18年度～</p>	敦賀観光バス株式会社	<p>【位置付け】 中心市街地及び市内の観光施設を循環運行するバス路線を運行し、コミュニティバスとの共通フリー券を発行することにより観光客の利便性のみならず中心市街地区域内の住民の利便性向上を図る事業として位置付けている。</p> <p>【必要性】 中心市街地内の居住者及び観光客が、中心市街地内を気軽に移動できる環境を整えることは二次アクセスの強化のために必要な事業である。</p>	<p>【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>【実施時期】 H18年度～</p>	

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

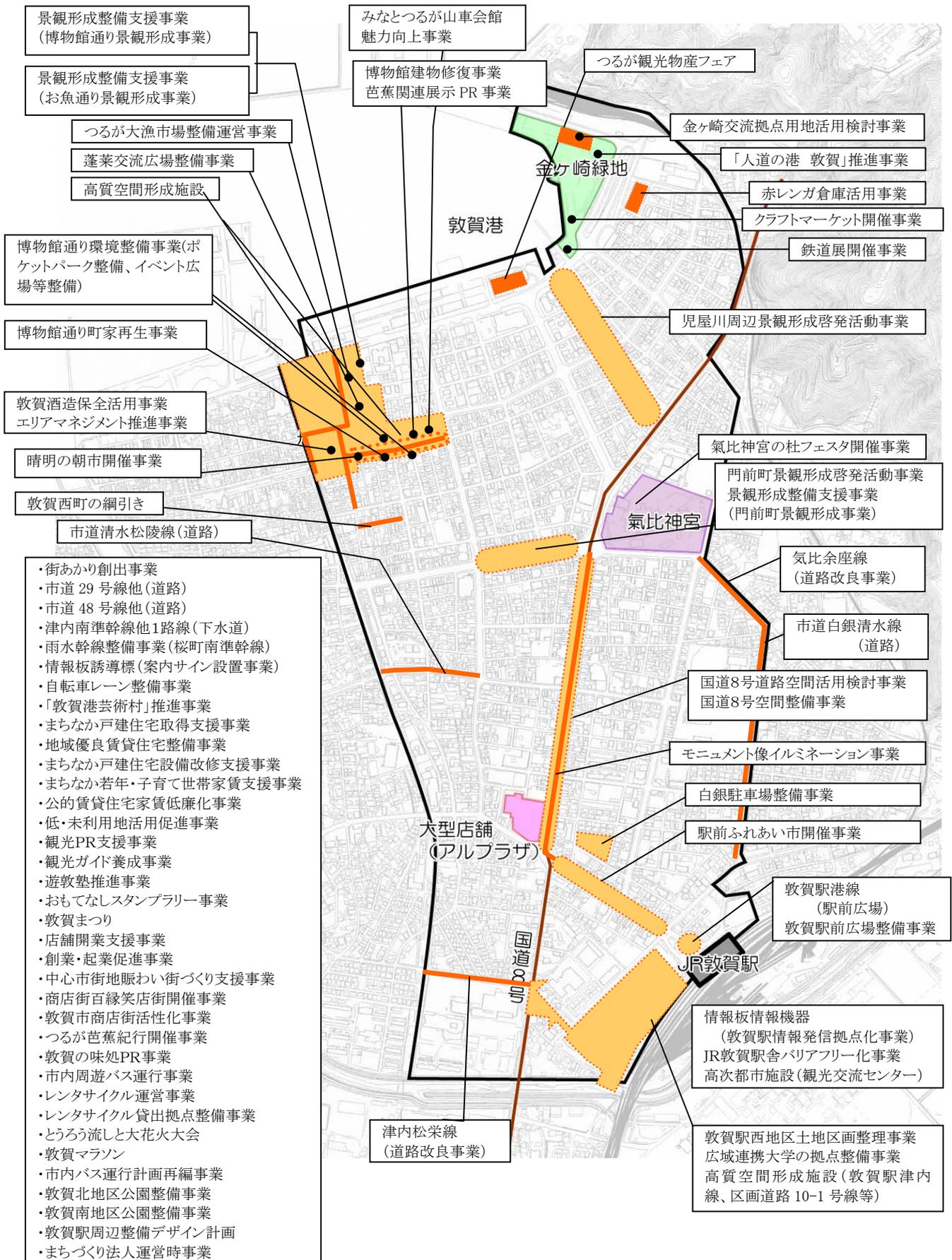
(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

該当なし

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 市内バス運行計画再編事業</p> <p>【内容】 市内の路線バスをコミュニティバス化し、一律の料金設定と乗り換えの1回無料を行う</p> <p>【実施時期】 H21年度～</p>	<p>敦賀市</p>	<p>【位置付け】 一律の料金設定と乗り換えの1回無料を行い、バスの運行本数を増加させることにより、中心市街地域外の居住者が来街しやすい環境を整え、二次アクセスの向上を図る事業として位置付けている。</p> <p>【必要性】 中心市街地域外の居住者が中心市街地へ来訪しやすい環境を整えることは二次アクセスの強化のために必要な事業である。</p>		
<p>【事業名】 レンタサイクル運営事業</p> <p>【内容】 レンタサイクルの貸し出しサービス</p> <p>【実施時期】 H8年度～</p>	<p>(社) 敦賀観光協会</p>	<p>【位置付け】 普通自転車、電動自転車、スポーツバイクのレンタルサービスを行うことにより、観光客及び中心市街地への車での来訪者の二次アクセスの向上を図る事業として位置付けている。</p> <p>【必要性】 来訪者が回遊しやすい環境を創出するために必要な事業である。</p>		
<p>【事業名】 レンタサイクル貸出拠点整備事業</p> <p>【内容】 レンタサイクルの貸し出し所の整備、レンタサイクルの台数増加</p> <p>【実施時期】 H22年度～</p>	<p>敦賀市</p>	<p>【位置付け】 レンタサイクルの貸し出し所を氣比神宮周辺及び舟溜り地区に整備し、レンタサイクルの台数を増やすことにより来街者の二次アクセスの向上及び回遊性の向上を図る事業として位置付けている。</p> <p>【必要性】 来訪者が訪れやすく回遊しやすい環境を創出するために必要な事業である。</p>		

◆ 4 から 8 までに掲げる事業及び措置の実施箇所

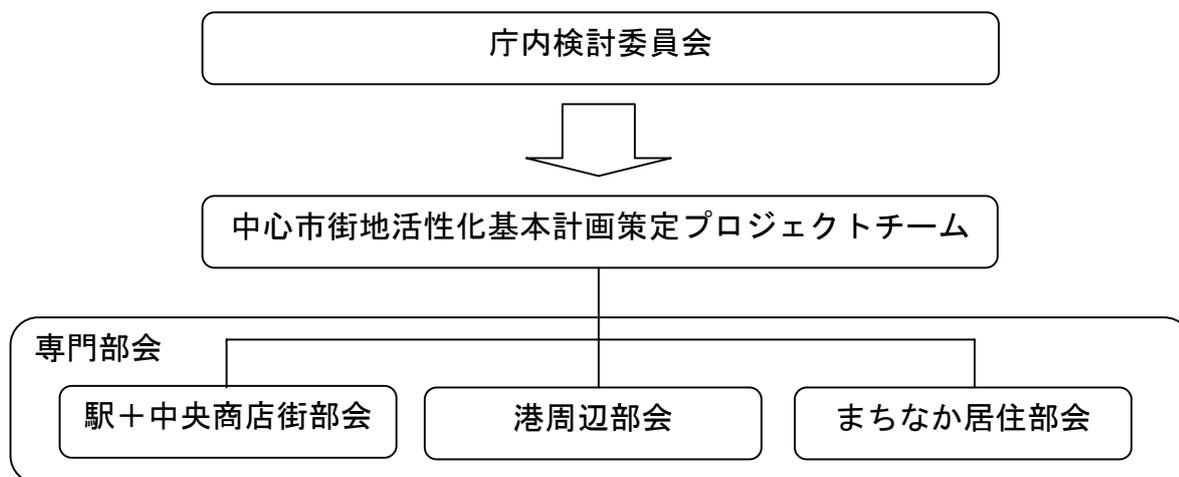


9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1] 市町村の推進体制の整備等

(1) 庁内の推進・連携体制

本市では、新たな中心市街地活性化基本計画の策定に向け、平成18年に都市計画課内に3名の専任職員が配置され、中心市街地活性化基本計画検討委員会の運営等を担ってきた。その後、平成19年6月より、現在の観光まちづくり課内にまちづくり推進係が配置され、中心市街地活性化基本計画の着実な展開を進めていくため、庁内にプロジェクトチーム（中心市街地活性化基本計画策定プロジェクトチーム）を設立し、観光まちづくり課がその事務局として運営を担っている。更に、主要な事項については深度化を図るため、プロジェクトチームの中に専門部会を設置した。



■ 中心市街地活性化基本計画策定プロジェクトチームメンバー

役職	所属	職
マネージャー	建設部 都市整備担当	政策幹
チーフ	企画政策部 観光まちづくり課	課長
メンバー	総務部 税務課	課長補佐
メンバー	企画政策部 観光まちづくり課	主幹
メンバー	産業経済部 商工政策課	課長補佐
メンバー	産業経済部 林務水産課	主幹
メンバー	建設部 道路河川課	係長
メンバー	建設部 都市整備課	主幹
メンバー	建設部 住宅政策課	主幹
メンバー	教育委員会 文化振興課	主任専門員
事務局	企画政策部 観光まちづくり課	

(2) 中心市街地活性化基本計画検討委員会

新たな中心市街地活性化基本計画の策定にあたり、平成 19 年 1 月に中心市街地活性化基本計画検討委員会を設置した。委員会では、学識経験者として、都市環境や都市景観を専門とする大学教授をはじめ、商工会議所やまちづくり会社、各界の代表や市職員等の多様な機関・団体で構成し、それぞれの分野から専門的な立場での意見や提案を求める場とし、そこでの検討結果のまとめとして、平成 19 年 6 月に市長宛てに提案書を提出した。

■ 中心市街地活性化基本計画検討委員会メンバー

役 職	所 属	備 考
委員長	名古屋産業大学環境情報ビジネス学部教授	学識経験者
副委員長	港都つるが(株)代表取締役副社長	各界代表者
委員	中部大学人文学部歴史地理学科助教授	学識経験者
委員	敦賀商工会議所専務理事	各界代表者
委員	敦賀市漁業協同組合代表理事組合長	各界代表者
委員	敦賀魚商協同組合理事長	各界代表者
委員	(社) 敦賀観光協会会長	各界代表者
委員	相生町区長	地元関係者
委員	敦賀駅前商店街振興組合理事長	地元関係者
委員	神楽 1 丁目商店街振興組合理事長	地元関係者
委員	女性経営者の会企画委員	各界代表者
委員	敦賀市産業経済部長	行政機関
委員	敦賀市建設部長	行政機関
オブザーバー	福井県産業労働部商業・サービス業振興課総括主任	福井県
オブザーバー	福井県土木部都市計画課主任	福井県

■ 検討委員会開催状況

	開催日	検討内容
第 1 回	平成 19 年 1 月 22 日	・ 策定体制について ・ まちづくり三法改正について
第 2 回	平成 19 年 2 月 20 日	・ 基本計画中間案の検討 ・ 敦賀市の中心市街地活性化の展開について
第 3 回	平成 19 年 3 月 19 日	・ 市民フォーラムアンケート結果について ・ 旧計画の検証と今後の事業展開について
第 4 回	平成 19 年 4 月 27 日	・ 中心市街地活性化の目標及び展開事業について ・ 中心市街地の区域について
第 5 回	平成 19 年 5 月 25 日	・ 検討委員会提案書（案）について

(3) 敦賀市議会における討議の内容

敦賀市議会における中心市街地活性化等に関連した質問に対して、以下のとおり答弁を行っている。

平成 18 年 第 4 回 定例会	<p>(質問要旨)</p> <p>認定基本計画により敦賀市がコンパクトシティを目指す必要性について、どのように認識しているか。</p> <p>(市長答弁要旨)</p> <p>従来の中心市街地活性化基本計画を踏まえて都市機能の増進、また経済活力向上等、総合的また一体的に推進していく必要がある。特に高齢者を多く含む地域でもあり、暮らしやすい生活空間、利便性の高い空間を図り、それにより市街地全体の賑わいが回復をするというように、中心市街地活性化基本計画を改めて策定し、認定基本計画として位置付けを行いたいと考えている。</p> <p>様々な都市形態があるが、それぞれの風土、歴史、文化の中で町というものが形成をされており、敦賀市の一つの文化、それを持ったコンパクトシティというものは非常に大事だと認識している。</p>
平成 18 年 第 5 回 定例会	<p>(質問要旨)</p> <p>①今回の政府のまちづくり三法の改正にあわせて、敦賀市としては中心市街地活性化計画認定を目指すのか。</p> <p>②目指すとすれば、中心市街地を敦賀市のどの地域に限定をするのか。</p> <p>③市庁内に市街地活性化を担当する関係部局を統括する組織を設置する必要があると考えられるが、だれが担当する予定か。</p> <p>④中心市街地活性化協議会を設置するのか。その協議会のメンバー構成はどのように考えているのか。また、いつごろ設置をするのか。</p> <p>(答弁要旨)</p> <p>①について</p> <p>まちづくり三法の改正を踏まえ、取組をさらに発展させるため、改正中心市街地活性化法に基づく新たな中心市街地活性化基本計画案を作成し、内閣総理大臣の認定を目指すものである。</p> <p>②について</p> <p>対象地域は、従前の基本計画の区域、すなわち J R 敦賀駅周辺から港エリアを含む複眼的な地域を想定しているが、改正法の目的が商業活性化だけでなく、居住も含めた都市機能の増進にまで拡大している点も踏まえ、地域における生活の場としての魅力を高め、高齢者の方々の住宅や、都市の福祉施設等も視野に入れた区域設定を現在考えている。</p>

③について

担当する関係部局を統括する組織であるが、国の認定の要件としては、基本計画に記載された事業が確実に実施されることが見込まれるということが前提になっており、現在行われている事業メニューの整理、対象事業の計画への位置付けの確認、新たにリストアップをした事業が地域の活性化にどのような影響を与えるか、またどのように寄与していくかなどの検証も行う必要がある。

そのため、庁内には企画調整課、商工観光課、駅周辺整備課、都市計画課の4つの課でまちづくり三法検討委員会を設置し、都市計画課内に事務局のスタッフとして3名を配置して、関係の各課と協働体制をとりながら全力で取り組んでいきたいと考えている。

④について

中心市街地活性化協議会の設置またはメンバー等については、現在、敦賀市中心市街地活性化協議会設立準備会を年内に立ち上げ、この中で協議を行い設立する予定である。

この基本計画を円滑かつ確実に実施するためには地域ぐるみでの取組が必要であり、基本計画の作成に当たっては、中心市街地活性化協議会と十分に協議を行い、理解を得ることが必要である。したがって、協議会の中心となっている商工会議所、港都つるが株式会社等と協議をし、年度内の設立を考えているところである。

(4) 中心市街地活性化等について市民の意見を聴取する場の設定

1) 中心市街地活性化市民フォーラム

■開催日時：平成19年2月22日

敦賀商工会議所と港都つるが株式会社が主催して、中心市街地活性化への市民の理解と関心を高めるため、一般の市民を対象にフォーラムを開催した。講演と市による中心市街地の現況と課題の説明、今後の敦賀市における中心市街地活性化の方向性についての説明を行った。

2) まちづくりフォーラムの開催

■開催日時：平成20年3月

中心市街地活性化協議会が主催して、一般の市民を対象にまちづくりフォーラムを開催した。基調講演とパネルディスカッションを行い、広く市民から中心市街地活性化やまちづくり全般についての意見交換を行った。

3) 敦賀市中心市街地活性化 市民シンポジウムの開催

■開催日時：平成21年4月26日

中心市街地活性化協議会が主催して、「舟溜り地区」からこれからのまちづくりを考えるシンポジウムを開催した。まち歩きや基調講演、パネルディスカッションを行い、舟溜り地区の今後のまちづくりについての意見交換を行った。

[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項

(1) 敦賀市中心市街地活性化協議会の設置

敦賀市中心市街地活性化協議会は、敦賀商工会議所及び、まちづくり会社である港都つるが株式会社が中心となり、平成 19 年 12 月 4 日に設立された。

本協議会は、経済団体、まちづくり会社、商業者、交通事業者、地域住民、まちづくり団体、学識経験者、行政機関等の多様な関係者で構成され、事務局は敦賀商工会議所が担っている。

また、計画の実質的な検討・協議を図るため、3 つの専門部会（駅周辺・中央商店街部会、まちなか居住部会、港周辺部会）と、部会ごとの調整や全体に関わる取組を検討・協議する場として幹事会を置き、取り組むこととしている。

(2) 協議会の開催状況

第 1 回協議会	平成 19 年 12 月 4 日	<ul style="list-style-type: none"> ・規約案について ・協議会構成員について ・会長、副会長の選任について ・敦賀市中心市街地活性化基本計画について
第 2 回協議会	平成 19 年 12 月 25 日	<ul style="list-style-type: none"> ・福井県及び県内各地の動向について ・専門部会の構成について ・視察研修会の実施について
第 1 回専門部会	平成 20 年 1 月 23 日	<ul style="list-style-type: none"> ・敦賀市中心市街地設定区域の要件について ・部会長の選任について ・各種事業の検討
第 2 回専門部会	平成 20 年 2 月 7 日	<ul style="list-style-type: none"> ・意見から見える課題及び具体策について
第 3 回専門部会	平成 20 年 2 月 22 日	<ul style="list-style-type: none"> ・改正中心市街地活性化法の概況について （経済産業省中心市街地活性化専門官） ・中心市街地活性化基本計画（素案）について
第 3 回協議会	平成 20 年 3 月 18 日	<ul style="list-style-type: none"> ・素案についての各部会からの意見発表 ・アンケート調査報告（速報版）について
第 4 回協議会	平成 20 年 6 月 24 日	<ul style="list-style-type: none"> ・敦賀市における今後の方向性について ・協議会としての今後の方向性について
第 5 回協議会	平成 20 年 7 月 10 日	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの取組状況と現状の課題整理について ・活性化に向けた基本的方向性について
第 6 回協議会	平成 20 年 10 月 3 日	<ul style="list-style-type: none"> ・敦賀市中心市街地活性化における事業実績 ・前回までの確認と調査結果の報告 ・提案事業の整理と重点課題の抽出
第 7 回協議会	平成 20 年 11 月 27 日	<ul style="list-style-type: none"> ・全体像と重点テーマの再整理および役割の考え方について ・各事業の位置付けと考え方について
幹事会	平成 21 年 1 月 13 日	<ul style="list-style-type: none"> ・各種事業の実施主体の確認について

◆中心市街地活性化協議会の構成員

No.	役 職	所 属 団 体	職 名	根 拠 法 令
1	会 長	敦賀商工会議所	副会頭	法第 15 条第 1 項
2	副会長	港都つるが(株)	代表	法第 15 条第 1 項
3	副会長	敦賀市まちづくり審議会	会長	法第 15 条第 4 項
4	委 員	敦賀商工会議所	専務理事	法第 15 条第 4 項
5	委 員	敦賀市	企画政策部長	法第 15 条第 4 項
6	委 員	敦賀駅前商店街振興組合	理事長	法第 15 条第 4 項
7	委 員	本町 1 丁目商店街振興組合	理事長	法第 15 条第 4 項
8	委 員	神楽町 1 丁目商店街振興組合	理事長	法第 15 条第 4 項
9	委 員	相生商店街振興組合	理事長	法第 15 条第 4 項
10	委 員	敦賀市商店街連合会	会長	法第 15 条第 4 項
11	委 員	敦賀あきんどクラブ	代表	法第 15 条第 4 項
12	委 員	NPO 法人 THAP	事務局長	法第 15 条第 4 項
13	委 員	NPO 法人子育てサポートセンターきらきらくらぶ	代表	法第 15 条第 4 項
14	委 員	本町 1 丁目	代表	法第 15 条第 4 項
15	委 員	博物館通り	代表	法第 15 条第 4 項
16	委 員	カラーリスト		法第 15 条第 4 項
17	委 員	敦賀魚商協同組合	理事長	法第 15 条第 4 項
18	委 員	敦賀市漁業協同組合	代表理事組合長	法第 15 条第 4 項
19	委 員	(社)敦賀観光協会 誘致部会 (理事)	部会長	法第 15 条第 4 項
20	委 員	(社)敦賀青年会議所	理事長	法第 15 条第 4 項
21	委 員	敦賀商工会議所 青年部	会長	法第 15 条第 4 項
22	委 員	敦賀商工会議所 女性会	会長	法第 15 条第 4 項
23	委 員	敦賀商工会議所 金融・サービス部会	部会長	法第 15 条第 4 項
24	委 員	日本原子力発電(株)敦賀地区本部	業務立地部長	法第 15 条第 4 項
25	委 員	(株)嶺南ケーブルネットワーク	代表取締役社長	法第 15 条第 4 項
26	委 員	JR 西日本 敦賀駅	駅長	法第 15 条第 4 項
27	委 員	(社)福井県タクシー協会嶺南支部敦賀分会	会長	法第 15 条第 4 項
28	委 員	敦賀観光バス(株)	所長	法第 15 条第 4 項
29	委 員	(社)福井県宅地建物取引業協会敦賀支部	代表	法第 15 条第 4 項
30	委 員	名古屋産業大学環境情報ビジネス学部	教授	法第 15 条第 8 項
31	委 員	中部大学人文学部歴史地理学科	准教授	法第 15 条第 8 項
32	委 員	福井大学工学部建築建設工学科	教授	法第 15 条第 8 項
	オブザーバー	福井県産業労働部 (商業・サービス業振興課)	企画幹	
	オブザーバー	福井県土木部都市計画課	課長	
	オブザーバー	(財)若狭湾エネルギー研究センター	常務理事	

(3) 敦賀市中心市街地活性化協議会による意見書

平成 21 年 9 月 7 日

敦 賀 市 長
河 瀬 一 治 様

敦賀市中心市街地活性化協議会
会 長 奥 井 隆

敦賀市中心市街地活性化基本計画（案）に対する意見書

平成 21 年 9 月 1 日付け市観第 710 号で、敦賀市より意見照会のありました「敦賀市中心市街地活性化基本計画（案）」につきましては、これまでの協議内容を踏まえたものであり、かつ実効性の確保が図られると認められることから、妥当であるとの結論に至りました。

(付帯意見)

基本計画（案）では、中心市街地活性化のための具体的数値目標と、その達成のための具体的事業が盛り込まれており、活性化に寄与するものと期待するものでありますが、具体的な取組みをより効果的なものとするため、下記のとおり意見を申し添えます。

記

○ 敦賀酒造保全活用事業について

本計画（案）には、中活法を活用した重点事業として敦賀酒造保全活用事業が計画されており、民間が取り組むこの事業の早期実現が急務であると考え

る。
敦賀市におかれては、本事業を市民の目に見える官民一体となった活性化の原点施策として積極的に整備することに協力支援するとともに舟溜まり地区観光拠点として賑わいづくりのシンボル施設とすること。

以上

[3] 基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進

(1) 客観的現状分析、ニーズ分析に基づく事業・措置の集中実施

統計的なデータなどによる客観的な把握・分析はP1～P19を、地域住民のニーズ等の客観的な把握・分析は、P20～P29を、旧中心市街地活性化法に基づく計画の実施は、P30～P31を、過去の取組の評価はP32～P37を参照。

(2) 様々な主体の巻き込み及び各種事業との連携・調整

1) 舟溜り周辺の景観形成への取組

舟溜り周辺は、歴史的な建物が残る博物館通りと敦賀の賑わい拠点の1つである敦賀港周辺を結ぶ重要な位置にあり、敦賀市総合計画及び都市計画マスタープランにおいて、『見る・食べる・遊ぶ』ことのできる新たな集客エリアとして位置付けられている。

その中で、平成18年度より、敦賀市の景観条例の施行や、関係団体や地域住民の意向を把握し、舟溜り周辺一体の整備イメージを取りまとめていくことを目的にワークショップを開催し、本格的に取組が開始されてきた。

現在は、2地区で景観形成推進計画が策定され、景観形成協議会が立ち上がり、具体的に通りに鉢植えを設置する取組や、建替えの計画も出始めてきており、着実に住民自らの取組が現れ始めている。

2) 商店街元気再生計画の策定（駅前商店街）

平成19年7月から定期的開催している「駅前ふれあい市」をさらに充実・拡大させ、駅前の賑わい創出を図るために、敦賀駅前商店街振興組合が中心となり、「商店街元気再生計画」を作成し、訪れてみたくなる魅力の向上を図るために、福井県の認定を受け、各事業の取組を始めている。

3) 国道8号みちづくりワークショップ

本市の中心市街地を貫く国道8号の道路空間の活用についてのワークショップを開催している。バイパスの整備による交通量の減少を踏まえた2車線化への転換や、その後の空間の利用について、検討委員会での議論を踏まえた活用策や整備の方向性について市民レベルで検討している。この中で、道路空間の緑化や、国道沿いの直角駐車場のあり方、氣比神宮との連動性等を踏まえた空間利用の方向性をまとめ、検討委員会で議論を行い、実証実験等を経て、具体的な活用に向けて取り組んでいる。

10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項

[1] 都市機能の集積の促進の考え方

第5次敦賀市総合計画第3期基本計画では、中心市街地の一体的な再整備を掲げており、《中心市街地活性化基本計画の推進》《交流空間としての一体的な整備》《歴史的まちなみの整備》《中心市街地における居住環境の整備》を進めることとしている。

また、敦賀市都市計画マスタープランでは、中心市街地活性化基本計画に基づき、港町敦賀の持つ自然、歴史、文化的な資源豊かな本港周辺地区や今後の複合ターミナルとしての機能を担う敦賀駅周辺地区を、都市づくりの拠点として位置付け、I Cから敦賀駅、本港地区を都市軸により連結し、交流都市拠点を形成することとしている。

さらに、市街地をとりまく山林や海の保全を図り、市街地近郊に広がる優良な農地を保全していくとともに、市街地にあつては、地域の歴史や文化性に配慮し、魅力的で風格のある土地利用の展開に努め、合わせて豊かで質の高い市民生活を実現するために、敦賀市では「敦賀市土地利用調整条例（平成17年12月27日）」を定めるとともに、条例に基づく「敦賀市土地利用調整計画（平成20年7月）」を策定し、土地利用の規制誘導に取り組んでいる。

これらの取組によって、中心市街地活性化の課題の一つとなっている市街地郊外部における土地利用の適切な規制・誘導を目指す。

[2] 都市計画手法の活用

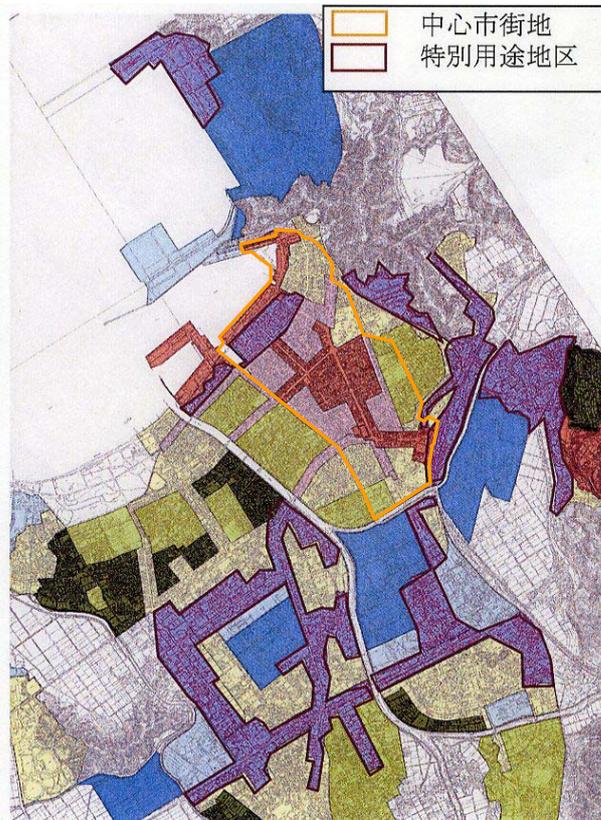
本市には、準工業地域が 9 地区（約 286ha）指定されており、これらの地域への大規模集客施設（店舗、飲食店、展示場等で床面積 10,000m² を超えるもの）の立地を規制するため、特別用途地区を指定し、併せて、特別用途地区（大規模集客施設制限地区）建築条例を公布・施行した。

＜特別用途地区の都市計画決定に向けた取り組み状況＞

平成 19 年 7 月	パブリックコメントの実施
平成 19 年 7 月	地元説明会の開催
平成 19 年 10 月	福井県知事事前協議回答
平成 19 年 11 月	敦賀都市計画審議会の開催 答申
平成 19 年 12 月	福井県知事の同意
平成 19 年 12 月	特別用途地区の都市計画決定・永久縦覧
平成 19 年 12 月	敦賀市特別用途地区建築条例公布・施行
平成 21 年 8 月	都市計画特別用途地域の変更 決定・永久縦覧

●特別用途地区 「大規模集客施設制限地区」 での制限内容

劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途に供する建築物で、その用途に供する部分（劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあつては、客席の部分に限る。）の床面積の合計が 1 万平方メートルを超えるものについては、建築してはならない。



[3] 都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等

■主な公共公益施設等の立地の概要（P6 公共公益施設の分布状況 参照）

分類	施設名	延床面積 (㎡)	設置年度	所在エリア
行政施設等	敦賀駅前合同庁舎		H12	区域内
	敦賀港湾合同庁舎	1,836	S41	区域内
	福井県敦賀合同庁舎			区域外
	敦賀市役所	12,259	S49	区域外
教育・文化施設等	敦賀市民文化センター	5,311	S52	区域内
	きらめきみなと館	4,308	H11	区域内
	敦賀市立博物館	1,451	S53	区域内
	生涯学習センター	465	H15	区域内
	プラザ万象	6,627	H2	区域内
	市立図書館	3,288	H3	区域内
	敦賀市武道館	1,858		区域内
	総合運動公園	—	S62	区域外
	中学校 2箇所	—	—	区域内
	小学校 2箇所	—	—	区域内
	幼稚園 3箇所	—	—	区域内
子育て支援施設等	子育て総合支援センター	877	H17	区域内
	保育園 3箇所	—	—	区域内
	敦賀市福祉総合センター	5,430	H11	区域内
	特別養護老人ホーム 第2 溪山荘	6,044	H18	区域内
病院医院	国立病院機構福井病院		H15	区域外
	市立敦賀病院	30,092	S24	区域外
	病院・医院等 5箇所	—	—	区域内
その他	JR敦賀駅	866	S26	区域内
	敦賀商工会議所	—	M40	区域内
	港都つるが株式会社	—	H14	区域内

■主な大型店の立地の概要（P14 大型店の分布状況 参照）

	業種	店舗面積 (㎡)	出店年月	所在エリア
アル・プラザ敦賀	大規模小売	14,958	S49.3	区域内
アピタ敦賀店	大規模小売	14,077	H2.11	区域外
アクロスプラザ敦賀店	家電・衣料・ドラッグ	6,199	H19.4	区域外
敦賀日本海さかな街	鮮魚・飲食・土産品	4,166	H6.10	区域外
ユース木崎店	生鮮食料品	3,247	H6.6	区域外
ヤサキホームセンター敦賀店	ホームセンター	3,170	H6.3	区域外
100満ボルト敦賀店	家電製品	2,980	H11.4	区域外
ユース敦賀店・ユニクロ敦賀店	生鮮食料・衣料品	2,873	S52.7	区域外
ホームセンターみつわ敦賀店	ホームセンター	2,518	H2.4	区域外

[4] 都市機能の集積のための事業等

都市機能の集積に資すると考えられる事業については以下のとおりである。

これらの事業は、主に人が集い、楽しみながら歩ける、また市民が住んで良かったと思えるまちづくりを促進することを目的にしており、これらの事業を総合的に推進することによって中心市街地の活性化を図っていく。

●市街地の整備改善に関する事業

- ・ 敦賀駅西地区土地区画整理事業
- ・ 国道8号道路空間活用検討事業
- ・ 景観形成整備支援事業（博物館通り景観形成事業）
- ・ 景観形成整備支援事業（お魚通り景観形成事業）

●都市福利施設整備に関する事業

- ・ 広域連携大学の拠点整備事業
- ・ 博物館建物修復事業
- ・ 芭蕉関連展示PR事業

●街なか居住の推進に関する事業

- ・ まちなか戸建て住宅取得支援事業
- ・ まちなか戸建て住宅設備改修支援事業・
- ・ まちなか若年・子育て世帯家賃支援事業
- ・ 地域優良賃貸住宅整備事業
- ・ 公的賃貸住宅家賃低廉化事業
- ・ 門前町景観形成啓発活動事業
- ・ 児屋川周辺景観形成啓発活動事業

●商業の活性化に関する事業

- ・ つるが大漁市場整備運営事業
- ・ 敦賀酒造保全活用事業
- ・ 景観形成整備支援事業（博物館通り景観形成事業）
- ・ 景観形成整備支援事業（お魚通り景観形成事業）
- ・ 氣比神宮の杜フェスタ開催事業
- ・ 店舗開業支援事業
- ・ 創業・起業促進事業

●上記に掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業

- ・ 市内周遊バス運行事業
- ・ レンタサイクル運営事業
- ・ レンタサイクル貸出拠点整備事業
- ・ 市内バス運行計画再編事業

11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項

[1] 基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項

(1) 個別事業等に関連した実践的・試行的な活動の内容・結果等

1) 国道8号での道路空間利用方策

平成17年より、国道8号の道路空間の再整備に向けた取組として、学識経験者や各種団体、公募による市民の代表者、行政からなる検討委員会を設置し、市民レベルで議論するワークショップを開催し、国道8号空間の利用の方向性について議論してきた。

平成19年には、バイパスの供用後を想定した現在の4車線から2車線化への車線規制と道路空間活用方策の社会実験を行い、平成20年には氣比神宮前の交差点のコンパクト化と路上駐車場における駐車方法の検討のための社会実験を行った。

〈実証実験の目的〉

敦賀バイパス供用後を想定し、人々が集い、地域が活性化するための空間として国道8号(本町区間)を対象に、車線数、路上駐車場の運用を変更し、その効果などを検証。

① 国道8号みちづくり実証実験の概要

期 間	平成19年10月19日(金)～22日(月)
主な内容	1) 車線規制による交通状況の確認 2) 道路空間・路上駐車場空間の活用 3) ペロタクシーの運行
実施範囲	国道8号現道 本町通り
調査内容	1) 車線規制による迂回等調査 2) 国道8号沿道の路上駐車概況 3) 臨時駐車場(10/21～22)利用概況 4) 荷捌き一時駐車場 利用概況 5) アンケート調査 (来訪者、沿道商店、沿道住民他)

〈実証実験の目的〉

国道8号道路空間の活用方策の検討を深めるために、前回の実験の補足実験として実施し、その効果などを検証。

① 国道8号みちづくり実証実験の概要

期 間	平成20年11月28日(金)～29日(土)
主な内容	1) 道路空間活用の実験 ① 氣比神宮前交差点の道路空間活用 ② 敦賀百縁笑店街 2) 路上駐車場実験「縦列駐車・斜め駐車・直角駐車」 3) 歩道橋利用状況調査
実施範囲	国道8号現道 本町通り
調査内容	1) 路上駐車場利用状況調査 2) アンケート調査・交通量調査

2) 敦賀港芸術村社会実験イベント

敦賀港芸術村構想に向けて、市民主導の企画・運営実施による敦賀港芸術村構想社会実験イベント実行委員会が、JR敦賀駅から敦賀港までの賑わいのあるまちづくり、並びに、芸術活動を支える永続的な組織のあり方や活動拠点のあり方を含め、まちづくりの方向性を導き出していくことを目的としている。

平成18年度に、国土交通省が行う効率的なまちづくりのためのソフト・ハード事業の連携施策調査の中の、地域の特徴を活用するなど地域協働で魅力創出を目指すまちづくりモデルに本市が選ばれた。

〈これまでの取組〉

- 平成19年 3月 港都敦賀芸術村物語第1章（敦賀港周辺イベント）
- 平成19年 5月 港都敦賀芸術村物語第1章（クラフトマーケット）
- 平成19年 8月 港都敦賀芸術村物語第1章（ダンスコンテスト）
- 平成19年 10月 港都敦賀芸術村物語第1章（国道8号みちづくり実証実験）
- 平成20年 11月 港都敦賀芸術村物語特別章（駅前ふれあい市）

3) ベロタクシー

敦賀市を訪れる観光客の二次アクセス方法として、ベロタクシーが、中心市街地や周辺のコースを巡ることで、敦賀市の魅力ある観光スポットをPRするほか、ベロタクシーに乗車することを観光資源として活用することにより、県内外より多くの誘客を図る。また、クリーンで環境に優しい公共交通機関として観光客や市民に対する環境保全啓発運動の一躍を担う。

4) 観光周遊バス

JR北陸本線・湖西線直流化開業を機に、中心市街地及び市内の観光地を巡る観光周遊バスが運行を開始し、現在、毎日運行している。

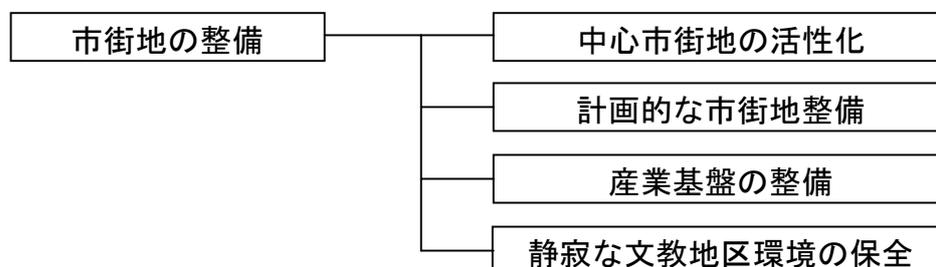
[2] 都市計画との調和等

(1) 第5次敦賀市総合計画第3期基本計画との整合

平成19年3月に策定した「第5次敦賀市総合計画第3期基本計画」では、市街地整備として、JR敦賀駅から敦賀港に至る商店街を軸とした既成市街地には、敦賀市にとってかけがえのない、地域固有の資源が確保されており、市民がこの地域に誇りを持ち、また、訪れた人が敦賀の良さを感じてもらえるよう、既成市街地の魅力を高めていかなければならないとしている。(P49 中心市街地要件に適していることの説明第3号要件 参照)

(2) 敦賀市都市計画マスタープランとの整合

平成21年7月に策定された敦賀市都市計画マスタープランにおいては、中心市街地整備に関して、以下のような基本方針が示されている。(P50 中心市街地要件に適していることの説明第3号要件 参照)



[3] その他の事項

(1) 福井県との連携について

本市では、基本計画を策定するにあたり、「中心市街地活性化協議会」を設置しているが、その中で、福井県産業労働部及び土木部都市計画課からオブザーバーとして参加いただいている。

また、県において「福井県中心市街地活性化推進協議会」を設立しており、その中で福井県及び各市と連携を図っている。

12. 認定基準に適合していることの説明

基準	項目	説明
第1号基準 基本方針に適合するものであること	意義及び目標に関する事項	1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針及び3. 中心市街地活性化の目標に記載
	認定の手続	9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項に記載
	中心市街地の位置及び区域に関する基本的な事項	2. 中心市街地の位置及び区域に記載
	4から8までの事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する基本的な事項	9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項に記載
	中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する基本的な事項	10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項に記載
	その他中心市街地の活性化に関する重要な事項	11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項に記載
第2号基準 基本計画の実施が中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものであると認められること	目標を達成するために必要な4から8までの事業等が記載されていること	4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項から8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項に記載
	基本計画の実施が設定目標の達成に相当程度寄与するものであることが合理的に説明されていること	3. 中心市街地活性化の目標に記載
第3号基準 基本計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること	事業の主体が特定されているか、又は、特定される見込みが高いこと	4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項から8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項に記載
	事業の実施スケジュールが明確であること	4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項から8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項に記載